

第2章

かながわを取り巻く 都市づくりの課題

- 1 少子・高齢化と人口減少社会
- 2 産業構造の変化
- 3 環境との共生
- 4 安心して暮らせる都市づくり
- 5 地域主権改革の進展と
多様な主体による都市づくり

01 少子・高齢化と人口減少社会

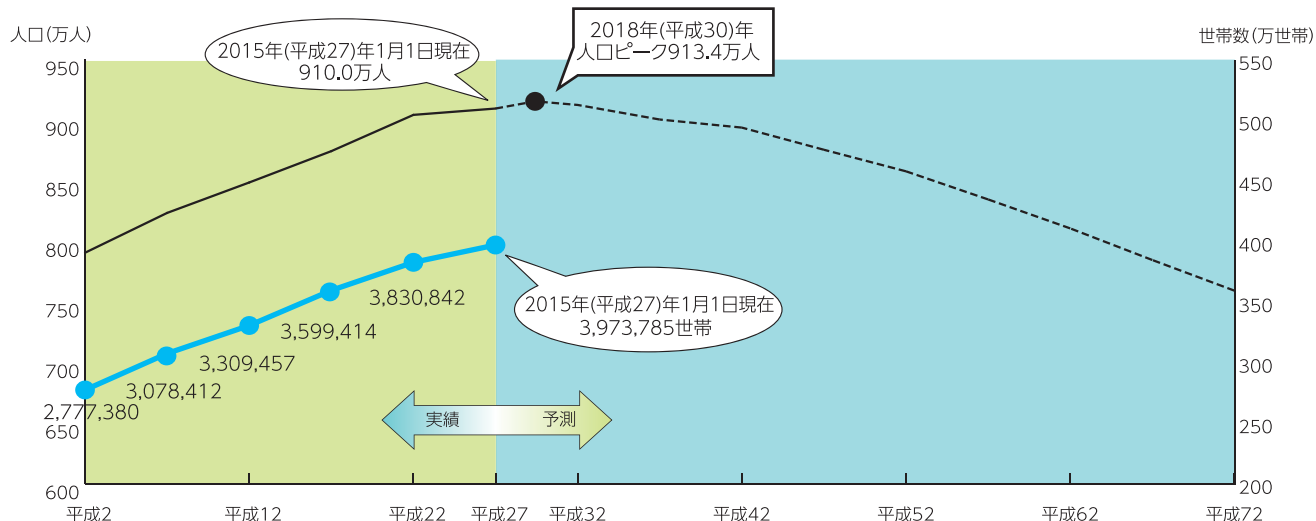
1 人口減少社会の到来

神奈川県は、高度経済成長とともに増加してきました。近年、人口増加率は下がってきていますが、今後数年は微増し、その後2018（平成30）年をピークに人口減少に転じると予測されています。人口減少の要因の一つとして、出生率の低下があげられます。

1975（昭和50）年に2.0人を下回ってから、低下傾向にあり、2013（平成25）年の合計特殊出生率は1.31人となっています。

地域毎に人口の増加率をみると、三浦半島地域圏や県西地域圏では、既に人口減少が進行しています。人口減少の進み方は地域によって異なり、過密な状況の都市と人口減少が進む地域とが出てくるのが考えられます。

神奈川県の総人口の予測

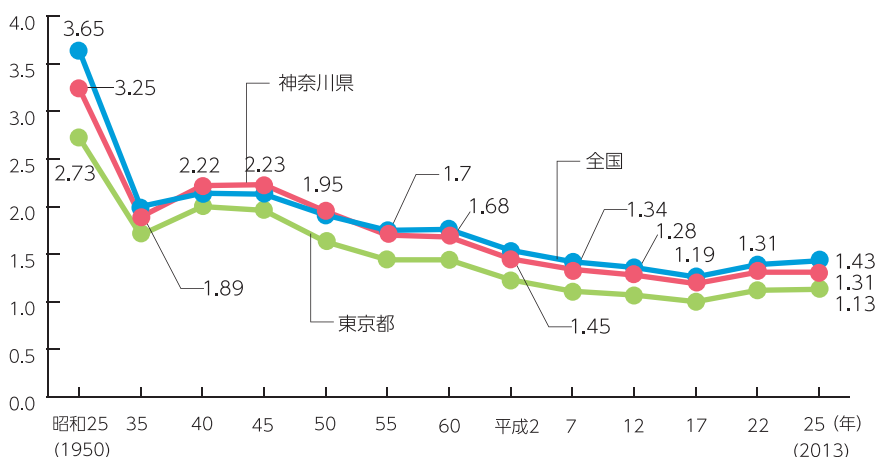


かながわグランドデザイン 第2期実施計画（総合政策課）
 神奈川県人口統計調査報告（平成26年1月から12月）（統計センター）
 神奈川県の人口と世帯（平成27年1月1日現在）（統計センター）より

合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率

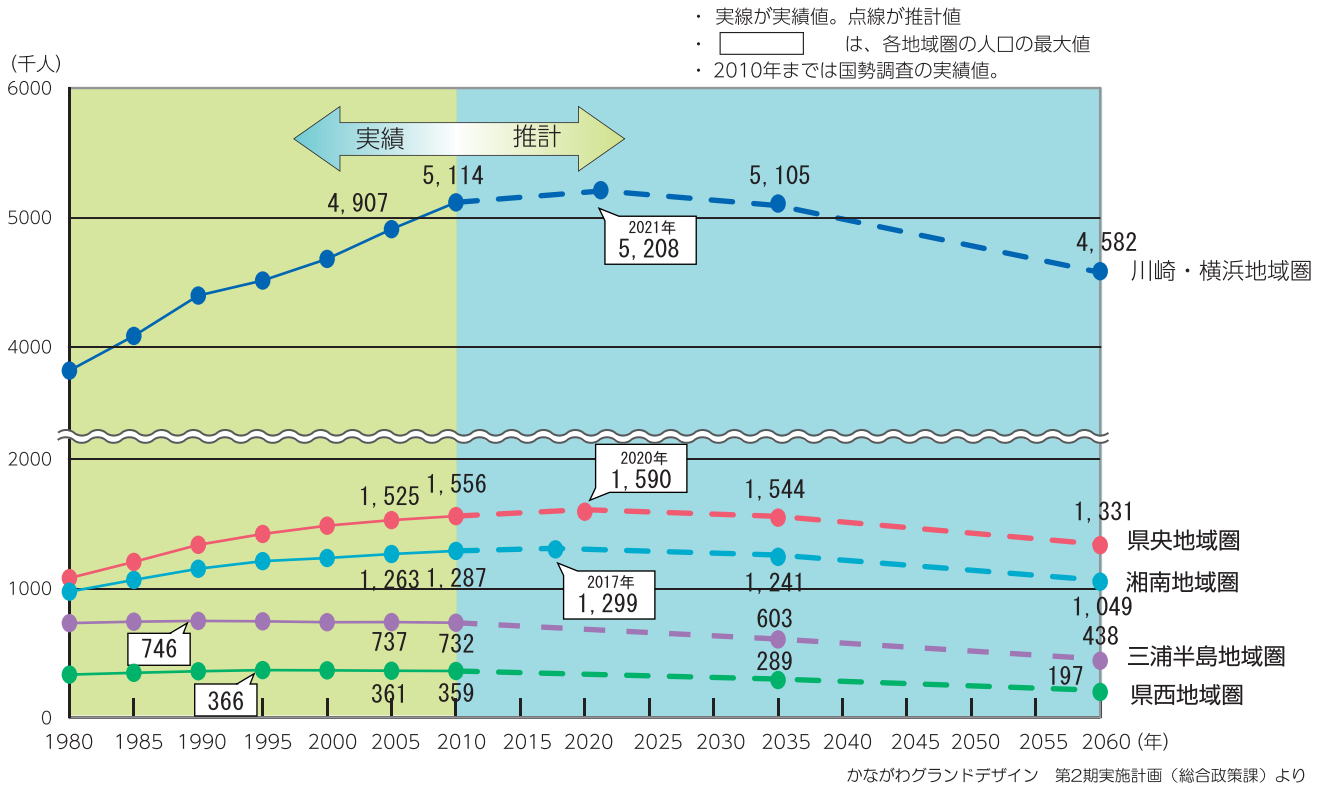
1人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの平均数を示す数値と説明されることがありますが、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。一般に、この数値が、2.08を下まわると、人口を維持できないといわれています。



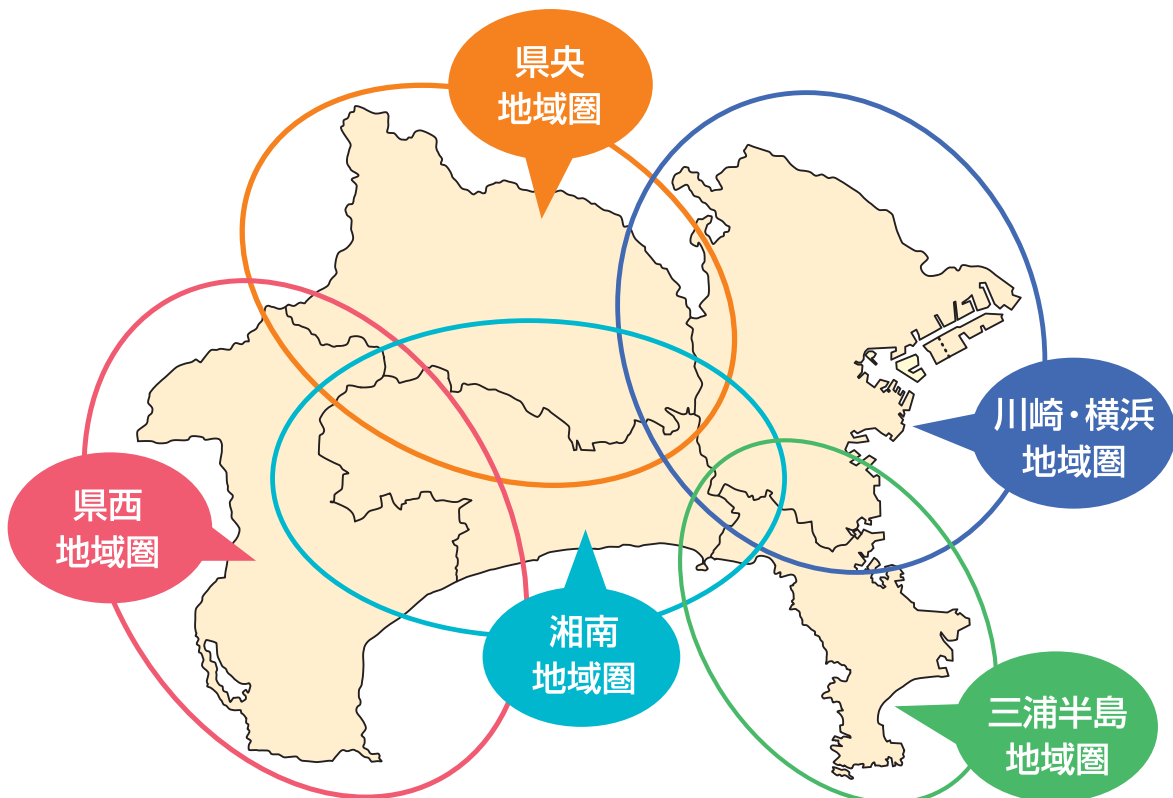
平成25年神奈川県衛生統計年報（神奈川県健康増進課）
 平成26年人口動態統計（東京都福祉保険局）平成25年人口動態統計（厚生労働省）より

地域で異なる人口増加率

地域政策圏別の人口推計



かながわグランドデザインによる地域区分（地域政策圏）



第2章 かながわを取り巻く都市づくりの課題
 1 少子・高齢化と人口減少社会

2 人口減少社会の中の都市

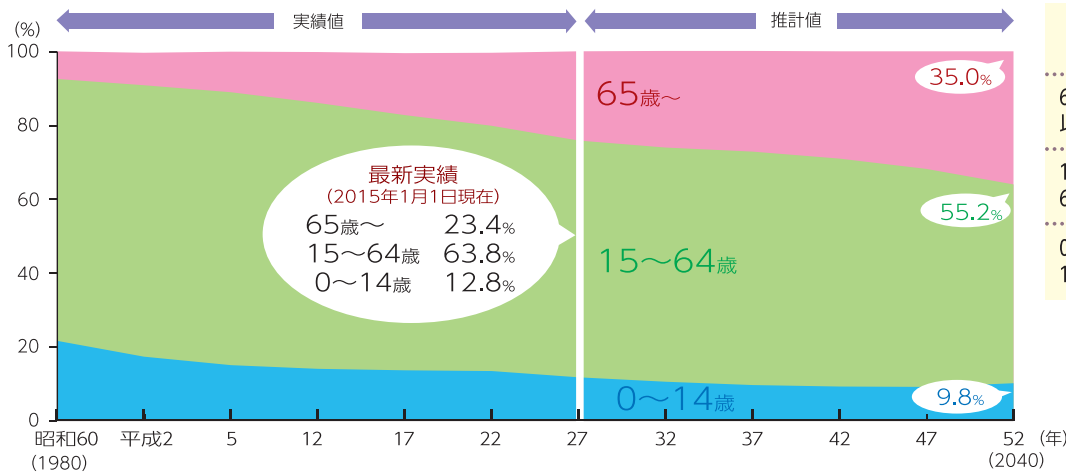
神奈川県では、全国と比較してみると、少子・高齢化は緩やかに進行していますが、出生率が低下を続ける中、既に超高齢化社会を迎えており、今後、団塊世代の高齢化とともに、更に高齢化が進むと予測されます。少子・高齢化が進む中、保育所等の利用率や就業総数に占める女性の割合が増加傾向にあり、これまで以上に女性が活躍できる社会の実現が求められてきます。

高齢者人口の増加とともに、高齢者のみの夫婦や高齢単身者の世帯も増加しています。また高齢者の利用交通手段は、バス利用が多くなっていますが、近年では、バス路線の廃止、減便などが進んできており、モビリティの確保が一層重要になります。

人口や世帯の減少は、土地や建物の利用にも影響してきます。空き家は年々増加する傾向にあり、市街地における未利用地や空き家の増加は地域コミュニティの崩壊や生活環境の悪化につながることも考えられます。

少子・高齢化の進行

年齢3区分人口割合の推移（神奈川県）

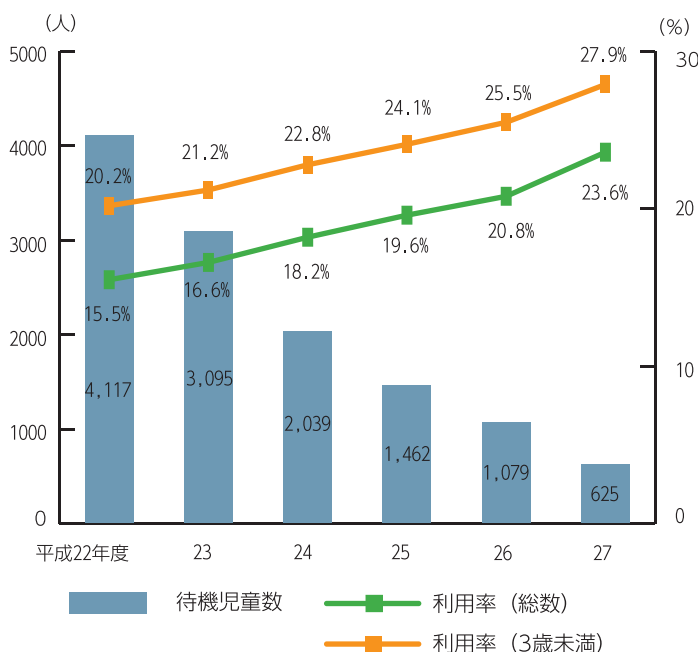


全国の数値

	2015 (平成27)	2040 (平成52)
65歳以上	26.8%	36.1%
15～64歳	60.7%	53.9%
0～14歳	12.5%	10.0%

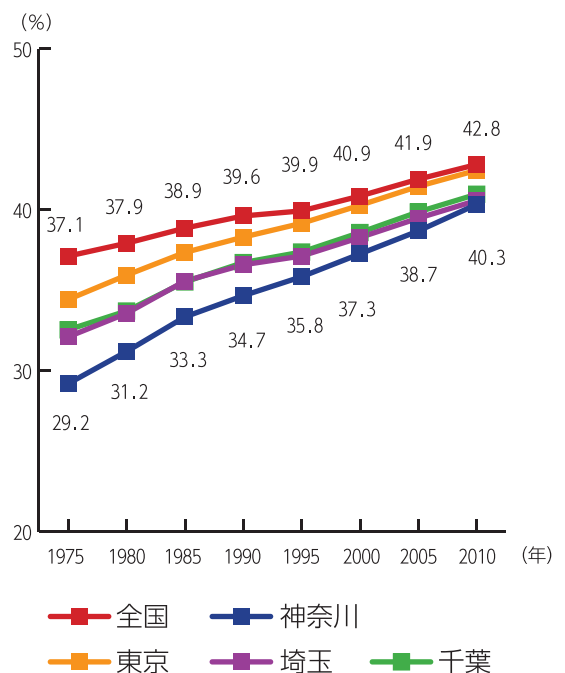
国勢調査（総務省統計局）
神奈川県年齢別人口統計調査結果（統計センター）
国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（平成24年1月推計）
『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月）より

保育所等利用待機児童数の状況



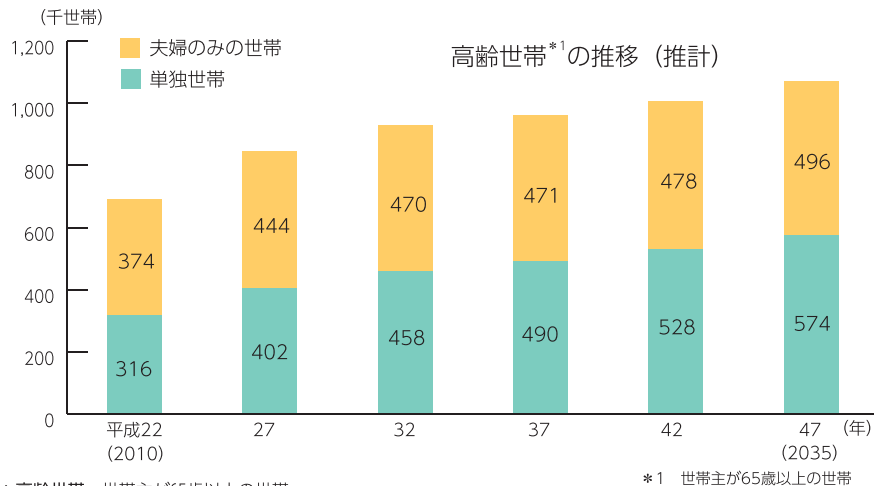
保育所等利用待機児童数の状況について（平成27年6月5日）
県民局次世代育成課 記者発表資料より

就業者総数に占める女性の割合の推移



国勢調査（総務省統計局）より

高齢者のみの世帯が増加する



* 高齢世帯…世帯主が65歳以上の世帯
 『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2014年4月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）より

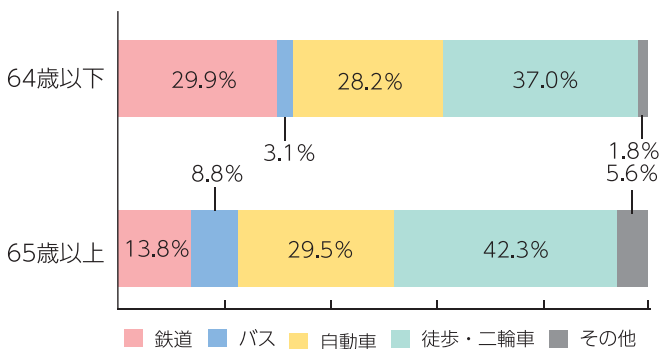
高齢者を取り巻く現状と課題

一般に、人口に占める65歳以上の割合が、14%以上を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」といいます。2014年時点で高齢化率は23.2%と既に超高齢社会を迎えており、今後、更に高齢化が進むと予測されます。

高齢者の急激な増加は、高齢者向け住まいの整備、介護サービスの提供、介護者の確保など様々な課題への要因となります。

また高齢者を支える人口の減少により、介護者の不足、老々介護の負担増、社会保障費の急増、国や地方公共団体の財政負担の増大など様々な課題が生じます。

年齢階層別利用交通手段 (神奈川県)



第5回東京都市圏パーソントリップ調査
 (平成20年東京都市圏交通計画協議会)より

バス路線の廃止、減便などの状況

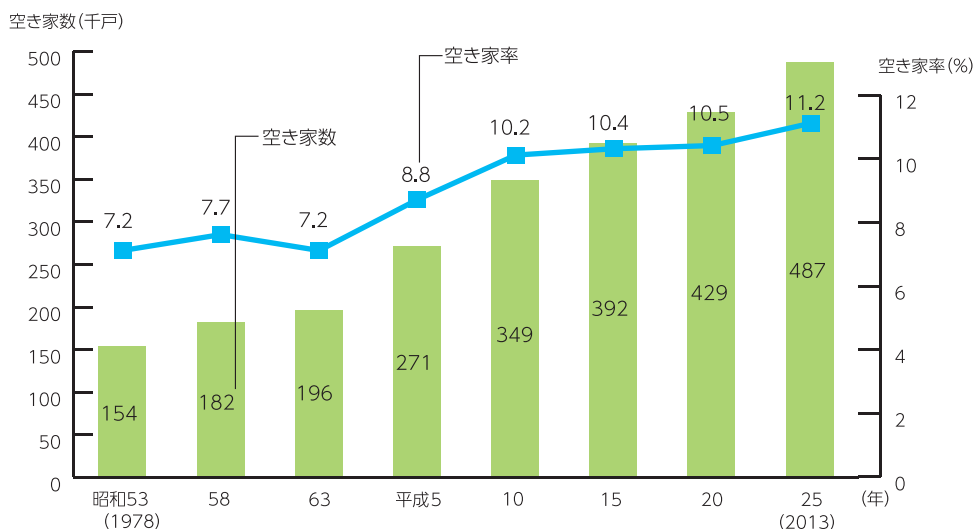
2009(平成21)年度～2013(平成25)年度

	川崎・横浜	三浦半島	県央	湘南	県西	計
廃止	6	0	7	4	18	35
減便等	3	0	1	0	31	35
合計	9	0	8	4	49	70

交通企画課資料より

年々増加する空き家

空き家数と空き家率の推移



平成25年住宅・土地統計調査 (統計センター)より

02 産業構造の変化

1 土地利用の変化

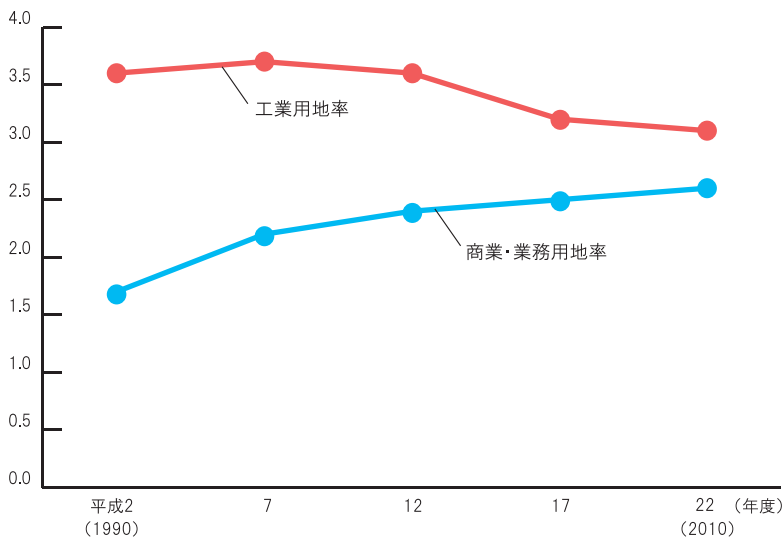
近年、国内の生産コストの上昇や、アジア諸国における生産力の向上などに伴い、製造業の海外進出や生産機能の移転が増加していることから、工業用地が減少し、商業・業務用地が増加する傾向が生じています。

市区町村別に工業用地の変化を見ると、増加が9

地区で、横ばいが13地区であるのに対し、減少は38地区あり、県西部を除く地域を中心に減少しています。一方、商業・業務用地の変化を見ると、減少が6地区であるのに対し、横ばいが24地区で、増加が30地区あり、増加傾向となっています。

工場跡地に、商業施設やマンションなどが建設され、土地利用の混在による操業環境の悪化などが懸念されています。

工業用地率^{*1} 及び商業・業務用地率^{*2} の推移



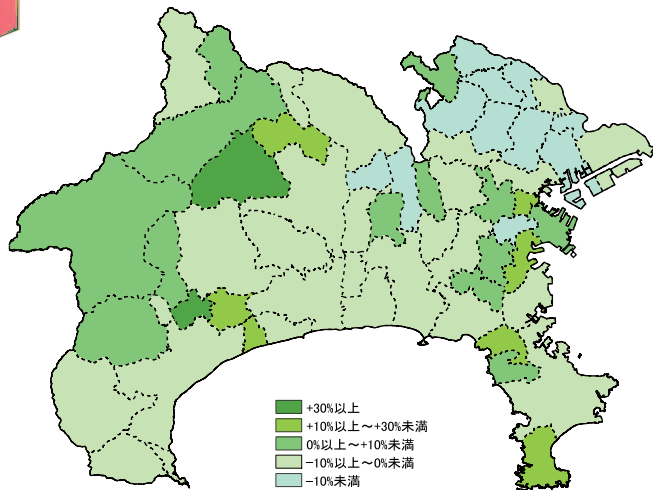
*1 工業用地率=
(重化学工業用地面積 + 軽工業用地面積) / 総面積 × 100 (%)

*2 商業・業務用地率=
(商業用地面積 + 業務施設用地面積 + 宿泊
娯楽施設用地面積) / 総面積 × 100 (%)

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 平成27年3月
(神奈川県都市計画課) より

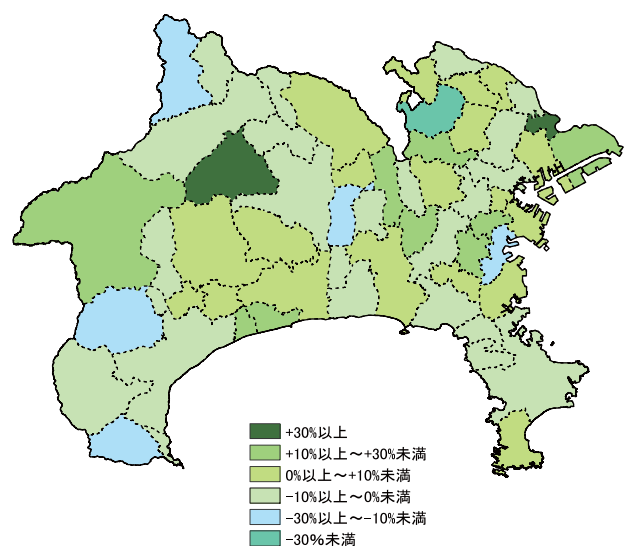
工業用地率の変化

2005 (平成17) 年度～2010 (平成22) 年度



商業・業務用地率の変化

2005 (平成17) 年度～2010 (平成22) 年度



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 平成27年3月
(神奈川県都市計画課) より

2 農地・森林の減少

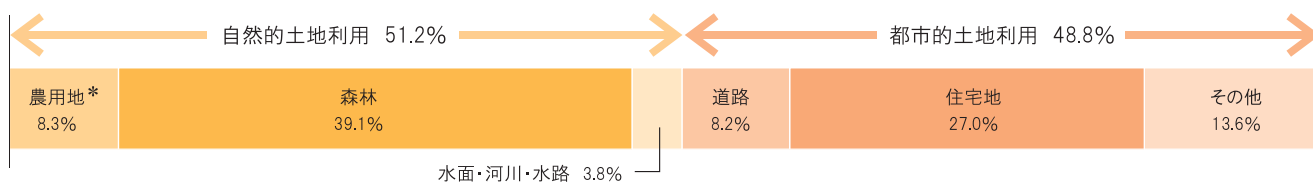
横浜・川崎などの大都市のイメージが強い神奈川県ですが、土地利用の割合を見ると全県域の8.3%が農用地、39.1%が森林で、県土の約半分が自然的土地利用となっています。農地や森林は緑やオープンスペースを提供してくれる貴重な資源であり、水源の保全や防災面でも重要です。

この農地を支える担い手についてみると、農業従事

者の高齢化が進んでおり、男女とも65歳以上の従事者が半数を占めています。後継者不足などによる農業従事者の減少は、今後、耕作放棄地の増加につながる可能性をもっています。

農地面積は、昭和40年代には都市化により急激に減少しましたが最近はややゆるやかな減少傾向で推移しています。まとまりのある農地、森林を保全していくことが重要です。

県土の半分は「自然的土地利用」



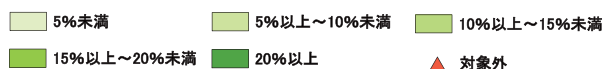
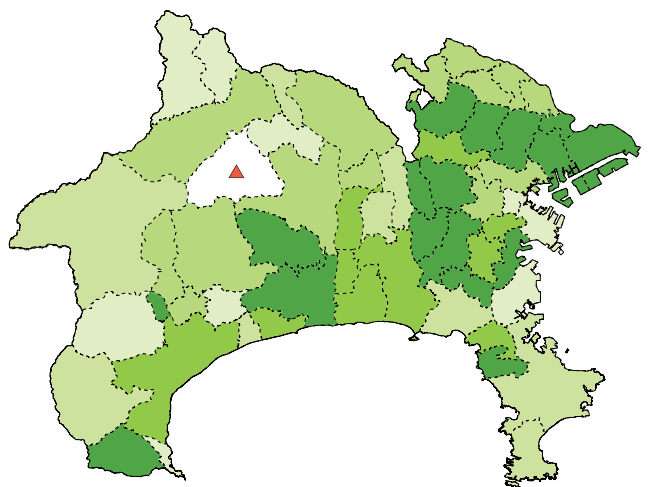
*農用地…神奈川県国土利用計画による田・畑・採草放牧地をさし、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域とは異なります。

神奈川県都市整備統計年報2014（神奈川県都市計画課）より

減少している農地と森林

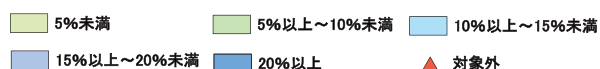
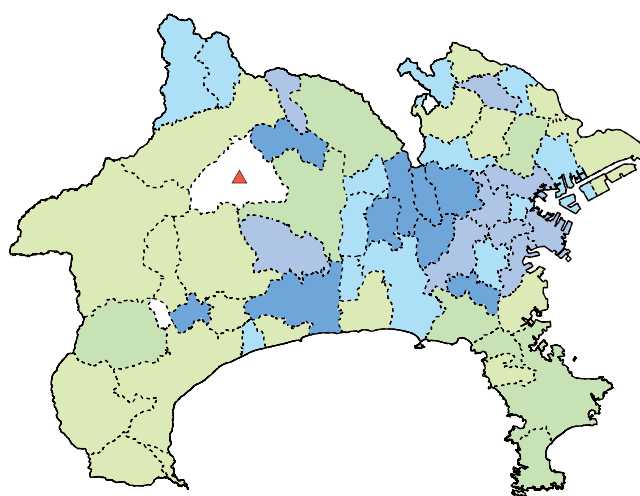
農地の減少率

2005(平成17)年～2010(平成22)年
(市街化区域及び非線引き都市の用途地域指定区域内)



山林の減少率

2005(平成17)年～2010(平成22)年
(市街化区域及び非線引き都市の用途地域指定区域内)

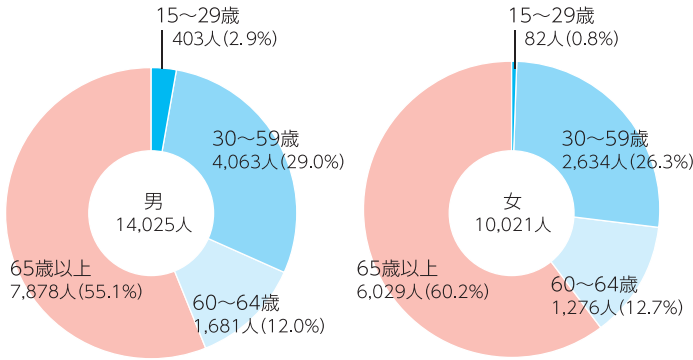


神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 平成27年3月
(神奈川県都市計画課)より

農業従事者の半数が高齢者

基幹的農業従事者

(農業就業人口のうち農業を主な仕事としている人)

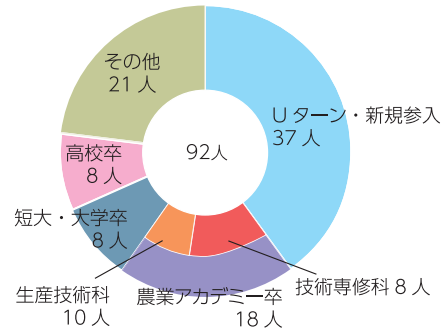


わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業 平成27年度版 (神奈川県環境農政局) より

新規就農者

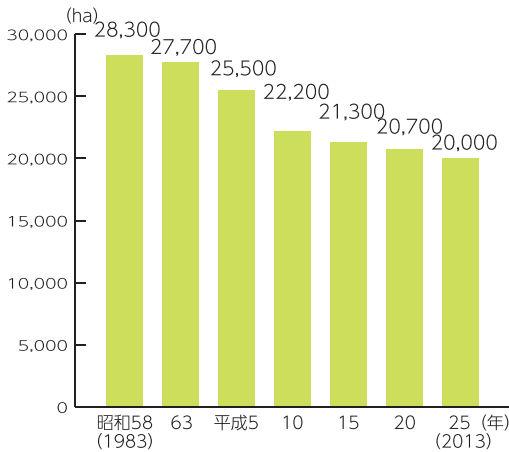
経歴別

新規就農者 2014 (平成26) 年4月1日調査
調査対象: 調査日以前1年間の40才未満の就農者



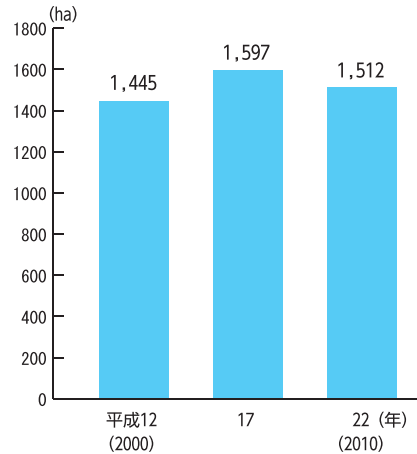
わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業 平成27年度版 (神奈川県環境農政局) より

耕地面積の推移



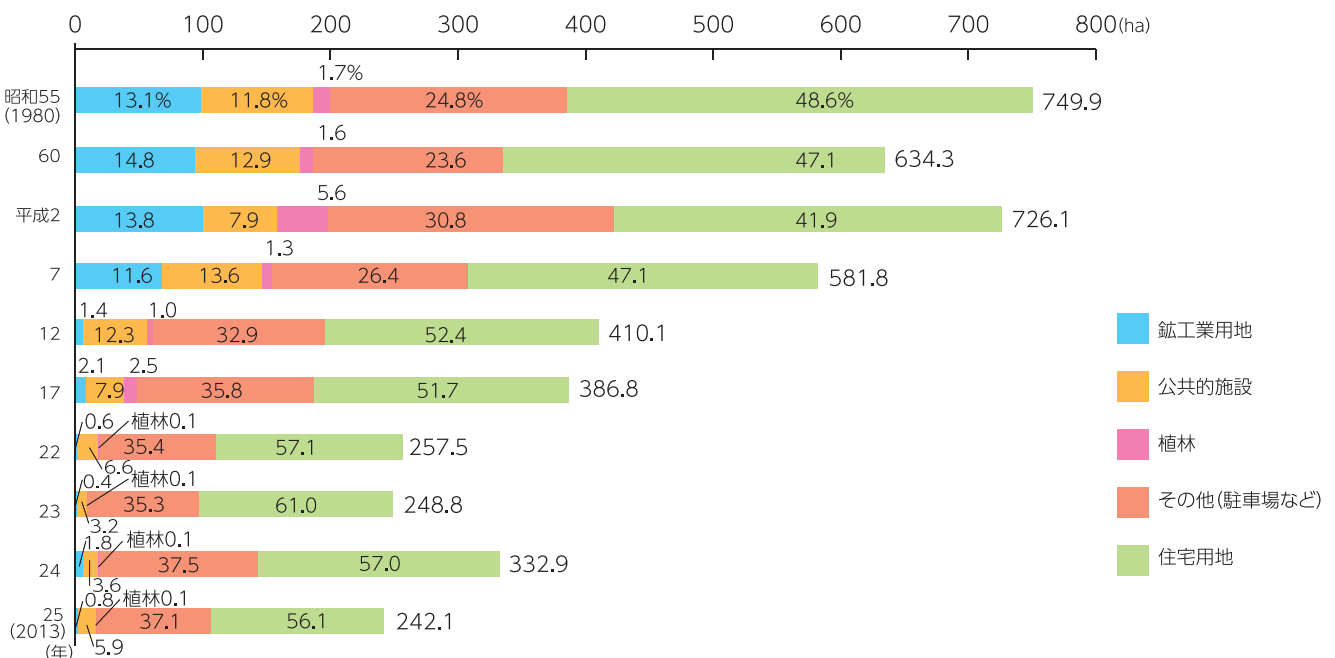
県勢要覧2014 (統計センター) より

耕作放棄地の推移



農林業センサス (農林水産省) より

目的別農地転用面積の推移



わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業 平成27年度版 (神奈川県環境農政局) より

3 外国人観光客の誘致促進

近年、日本を訪れる外国人観光客は、団体旅行だけでなく、個人旅行も増加しており、観光ニーズが多様化しています。また、ラグビーワールドカップ2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、多くの外国人観光客に訪れていただくためには、神奈川の魅力を発信するプロモーションを積極的に展開していく必要があります。

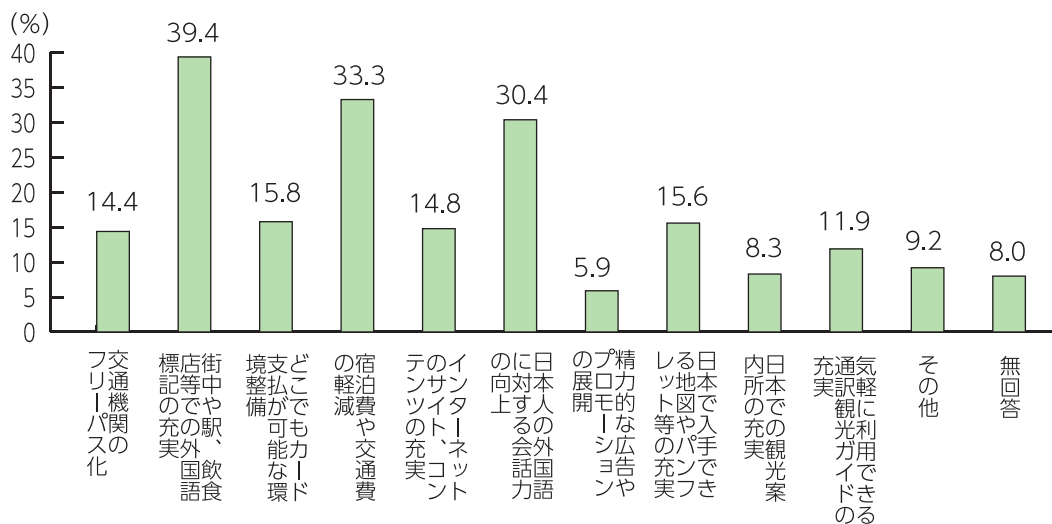
外国人観光客の誘致に向けて、公共交通機関や飲食店、観光施設等において、多言語による標記が不十分であるとの意見が多くあり、特に英語圏での回答者の割合が高く、案内看板等の充実が求められ、各自治体、民間事業者との連携が必要です。

また宿泊費用や交通費が高いこと、観光施設、観光案内所、飲食店、宿泊施設、公共施設において、コミュニケーションがとれないことなどの課題が挙げられており、宿泊交通費の軽減となるようなパッケージツアー等による対策、多言語習得によるコミュニケーション能力の向上が求められています。

外国人旅行者の要望等

県内を訪れている外国人観光客への調査

調査内容：より多くの外国人の方が、日本国内を旅行してもらうことについてどのようなことが重要だと思いますか。



神奈川県外国人観光客実態調査結果報告所 平成24年度（産業労働局国際観光課）より

オリンピック・パラリンピックのための取組

江ノ島



セーリング競技



2020年の東京オリンピックでセーリング競技の開催地として江ノ島が選ばれました。

神奈川からオリンピック・パラリンピックを盛り上げていくための取組を示します。

■おもてなしの心あふれる国際観光地・神奈川をお見せします。
～多彩な国際観光スポット～

- ・輝きを放ち続ける横浜・鎌倉・箱根
- ・国際リゾート 城ヶ島・三崎
- ・体感！悠久の歴史・安らぎの霊峰 大山
- ・国際観光保養地 大磯

■安全・安心な神奈川をお見せします。

～地震・津波対策と治安対策～

- ・被害想定を踏まえたきめ細やかな津波対策
- ・耐震化された大規模建築物
- ・主要駅へのホームドア設置
- ・高度な治安インフラ

2020年の神奈川を支える交通網の整備
さがみ縦貫道路全線開通（2014年度）
高速横浜環状北線全線開通（2016年度）
新東名高速道路全線開通（2020年）

オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020 より

03 環境との共生

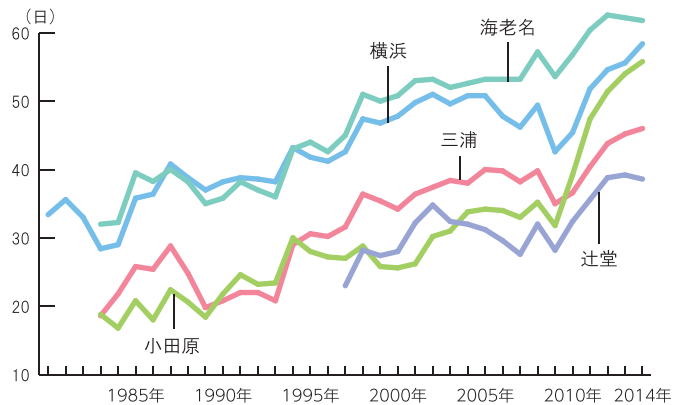
1 環境問題の顕在化

神奈川県内においても、環境問題は顕在化しています。県内各地の真夏日の日数は、昭和 60 年代以降、年々増加傾向にあります。県内の複数の都市部においてもヒートアイランド現象が確認できており、人工排熱や地表面被覆の人工化（緑の減少）、都市形態の高密度化が原因とされています。CO₂（二酸化炭素）の排出量の推移を見ると、1990（平成 2）年の基準年と比較して業務部門で 2 倍、家庭部門で 1.6 倍になっています。

地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中、中長期的な温室効果ガスの排出削減目標のもと、企業や家庭では省エネに向けた取組が進められています。県においても、低公害車の導入の支援や森林の適正な管理、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいるところであり、地域における温暖化対策をより一層進めていく必要があります。

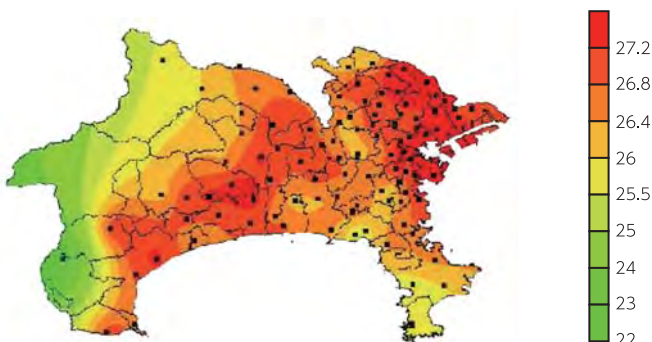
地球温暖化

真夏日日数の推移

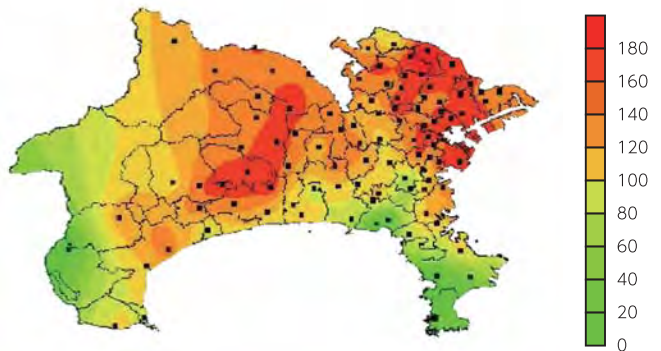


気象庁観測データより作成

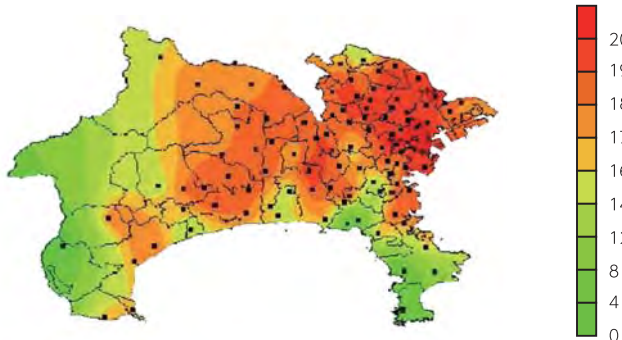
神奈川県内におけるヒートアイランドの発生状況



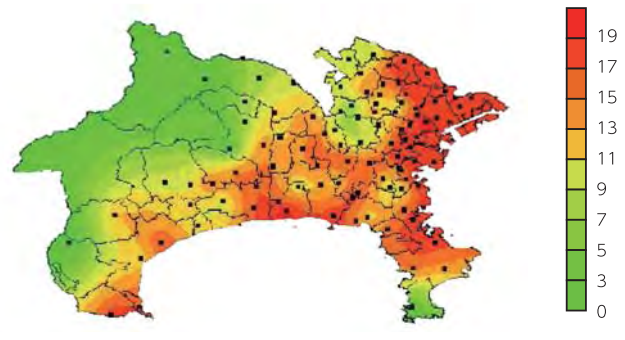
2014 年 8 月の平均気温



2014 年 8 月の 30℃以上の延べ時間数



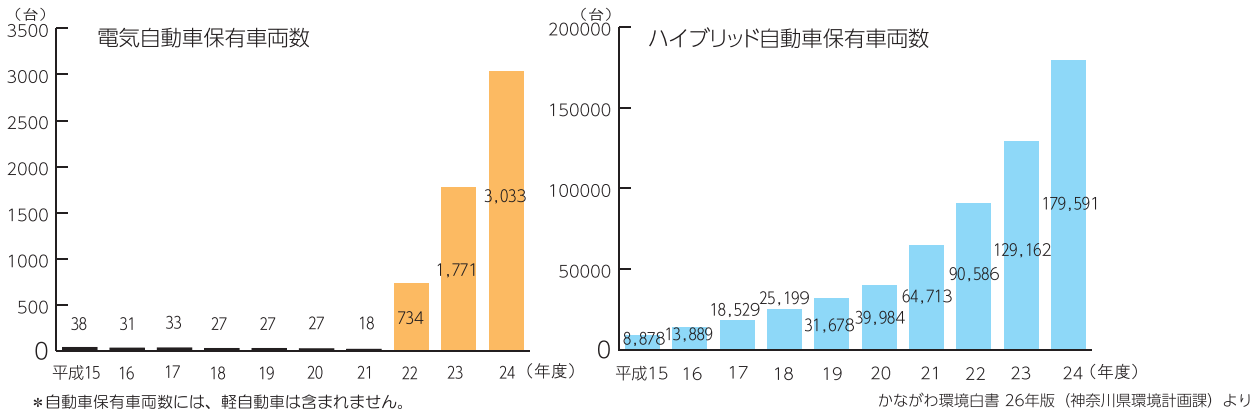
2014 年 8 月の真夏日の日数



2014 年 8 月の熱帯夜の日数

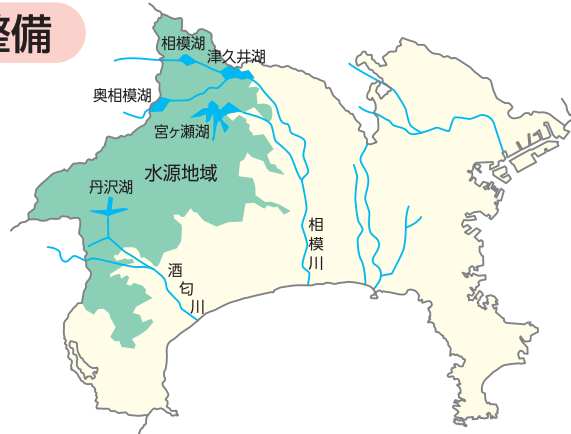
神奈川県内におけるヒートアイランドの発生状況 平成26年度（環境農政局環境計画課）より

県内の低公害燃料別自動車保有車両数

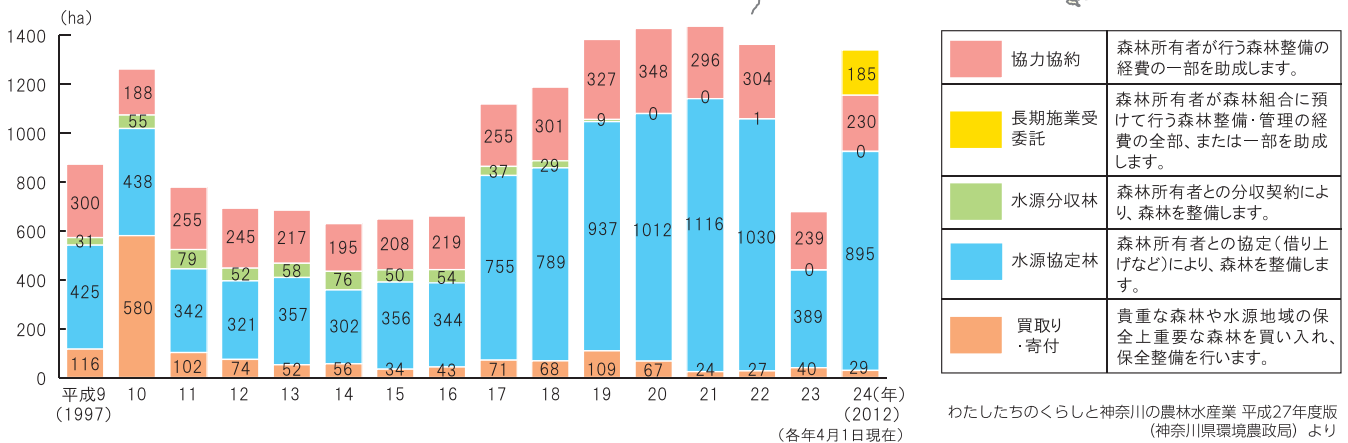


自然の活力を育てる水源の森整備

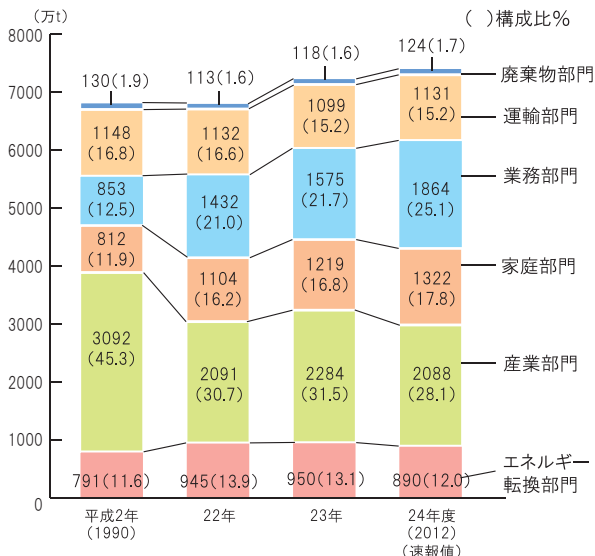
水源の森林エリア



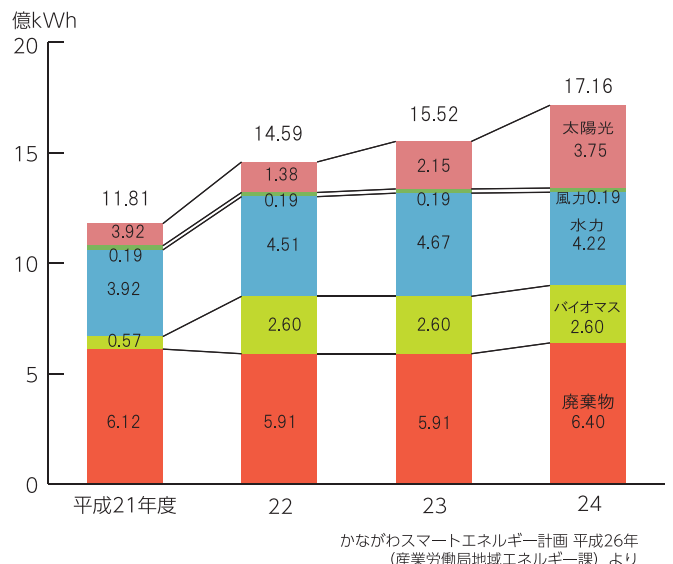
新たに公的管理・支援を行うこととした森林の面積



CO₂排出量の推移



再生可能エネルギー等による発電量の推移



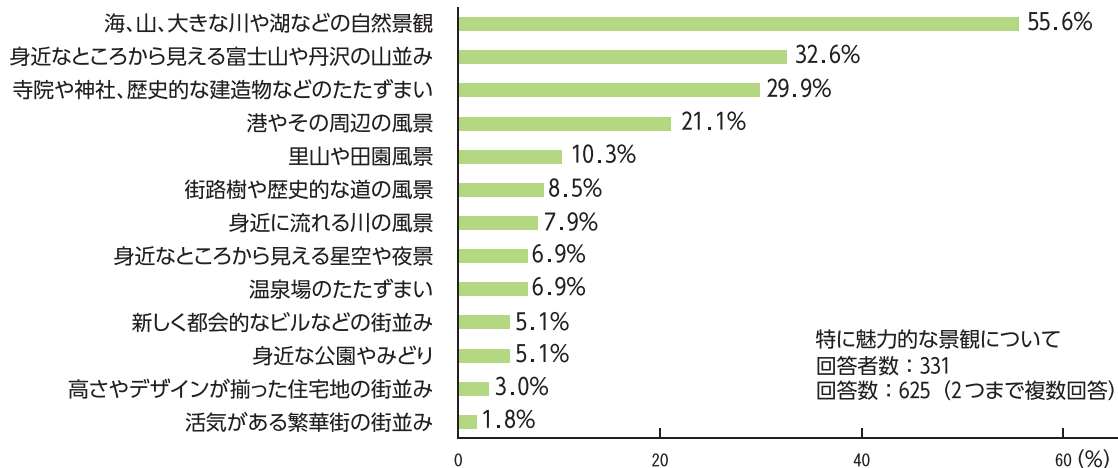
2 地域の景観を生かしたまちづくり

神奈川県の魅力ある景観として、県民に最も支持されているのが、「海、山、大きな川や湖などの自然景観」です。相模湾に面し、丹沢山系に抱かれる神奈川県は、首都圏にあって大きな都市をかかえる県でありながら、豊かな自然環境にも恵まれています。都市部に近

いところにも里山のように親しく接することのできる自然があります。

また、自然ばかりでなく、古都鎌倉の寺社や湘南海岸一帯に多くみられる別荘地の邸宅・庭園、横浜港周辺の景観など、地域の魅力をまちづくりに生かしていくことが重要です。

かながわの魅力ある景観



平成16年度県政モニター県政課題アンケート調査（神奈川県広報県民課）より

相模湾沿岸の地域資源を生かした取組

邸宅・庭園や歴史的建造物の分布地区

凡例

- 邸園住宅地
- <緑の多い地域>
- 市街化調整区域
- 公園・緑地
- 風致地区



相模湾沿岸地域一帯は、明治期から別荘地・保養地を形成し、首都圏で活躍する政財界人や文化人が滞在し交流する地域として発展し、文学・音楽・スポーツなど様々な文化を発信してきました。しかし、近年においては、その文化を育んできた邸宅・庭園や歴史的建造物が失われています。一方、この地域の各地では邸宅・庭園の保全活用やまちづくりに取り組むNPO等が活発に活動しています。

この地域の歴史文化を育み、人々の心に残る景観をかたちづけてきた邸宅・庭園や歴史的建造物を、官民協働により、新たな文化発信や、地域住民と来訪者による多彩な交流の場として保全活用し、地域の活性化につなぐ「邸園*文化圏再生構想」が、県や市町、NPO等との連携により進められています。

*邸宅と庭園を合わせて「邸園」と名づけたもの。

邸園文化圏再生構想（神奈川県都市整備課 HP）より

04 安心して暮らせる都市づくり

1 津波防災を取り巻く現状

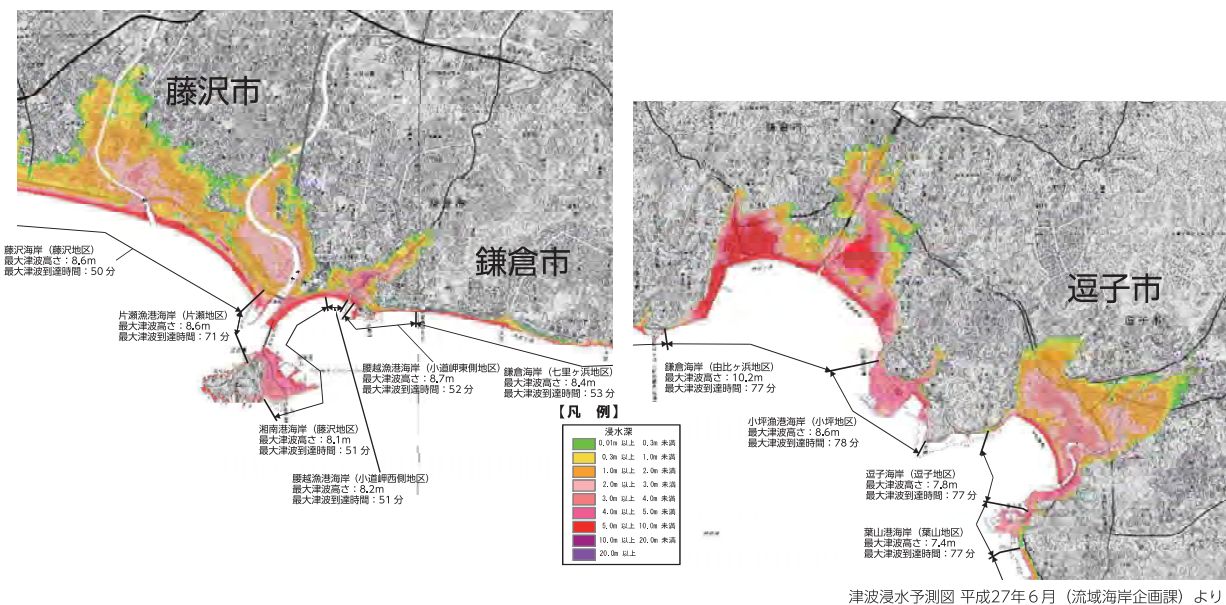
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、巨大な津波が発生し、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の災害となりました。

神奈川県は、今後の地震災害対策にあたっては、あらゆる可能性を考慮した「本県における最大クラスとなる津波」を想定して対策を推進することとし、平成 24 年 3 月（平成 27 年 3 月、6 月に一部修正）に新たな津波浸水予測図を公表しました。新たな津

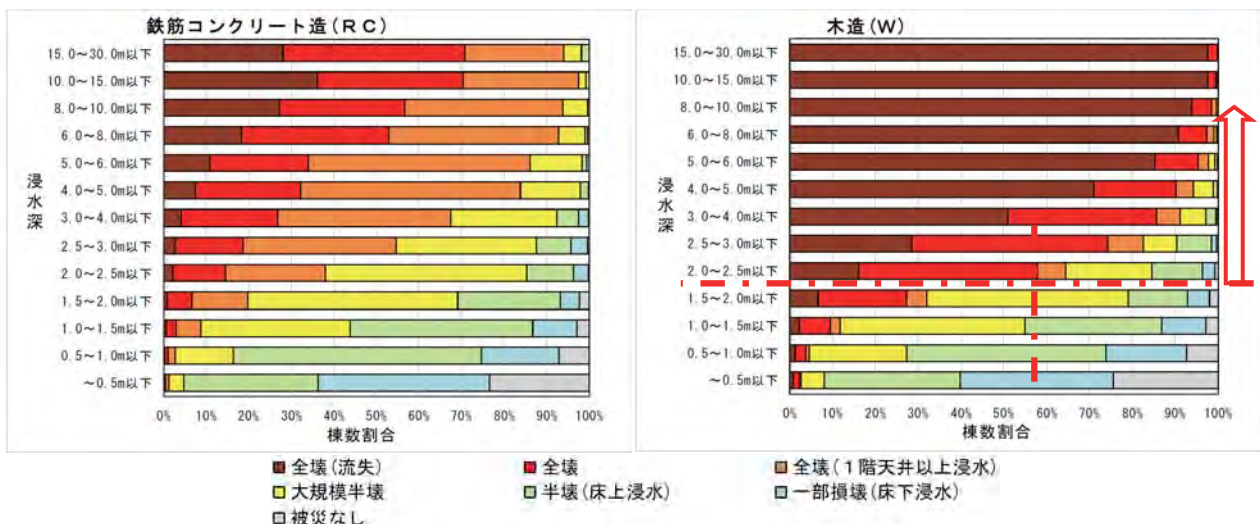
波浸水予測図の公表を受けて、県内の沿岸市町においては、最大クラスの津波に備えるため、津波ハザードマップの作成、海岸利用者を含めた津波非難訓練の実施、津波避難ビルの追加指定など、具体的な取組が始まっており、今後、さらなる取組の実施が見込まれます。

国土交通省の被災状況調査では、浸水深が 2.0m を超えると木造建物の被害が急激に大きくなるという浸水深と建物被害の関係など、被害想定作成や都市復興の検討に活用できる情報が示されました。

神奈川県津波浸水予測図（慶長地震 鎌倉市・藤沢市・逗子市）



東日本大震災における津波浸水深と建物被災状況の関係



かながわ都市マスタープラン（津波対策編）（都市計画課）より

2 大きな影響が想定される大地震

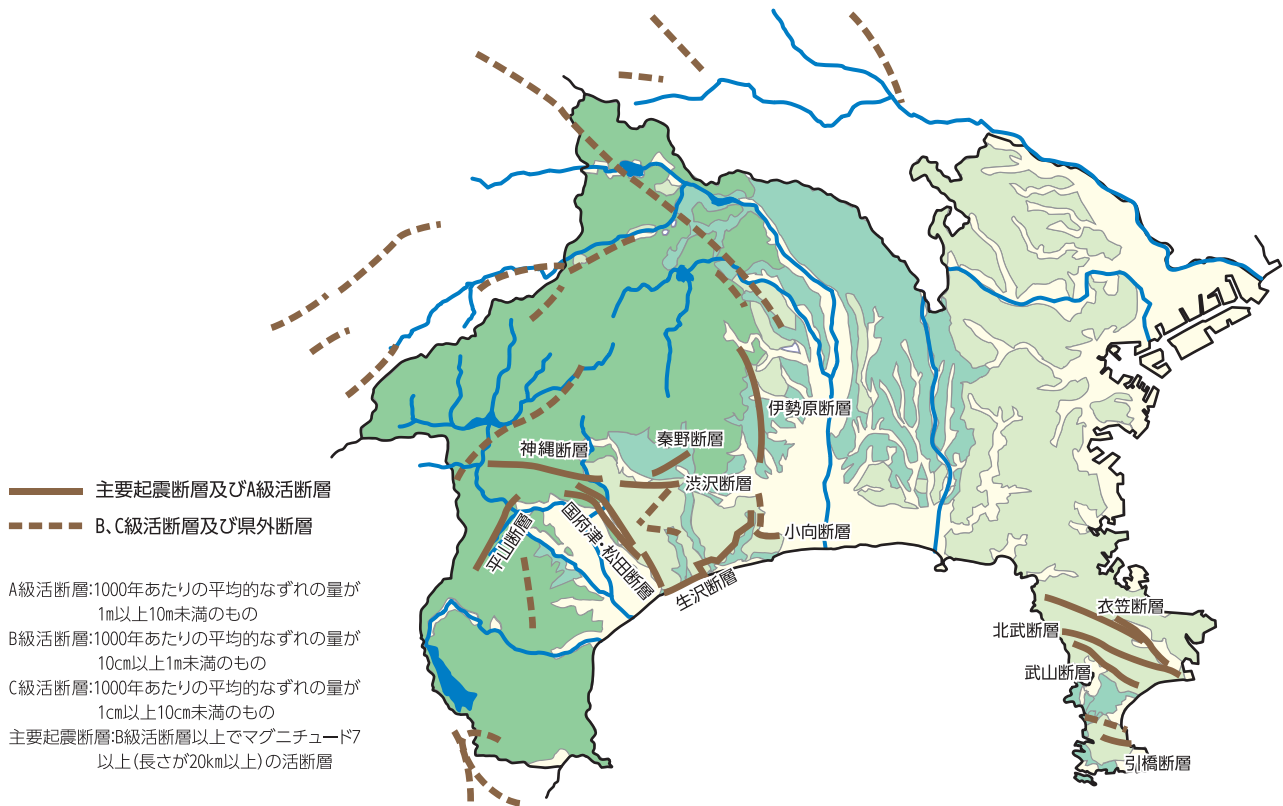
東日本大震災では、本県でも死傷者や家屋の損壊などの被害が発生しました。また、液状化現象や帰宅困難者の発生に加え、交通機関の乱れや物流の停滞等によって県民生活に大きな影響が及びました。こうしたことから、人的被害の軽減や県民等の生活・社会運動の安定のため、さらなる減災に向けた取組を進めていくことが重要です。

阪神・淡路大震災以降、「活断層」は広く知られるようになりました。県内の主な活断層としては、県西から県央

にかけて分布する神縄・国府津―松田断層帯、渋沢断層、秦野断層、伊勢原断層や、三浦半島断層群がこれまでの調査で確認されています。

地震による被害には、津波以外にも発災時の建物の倒壊や火災などがあります。また、狭い道路がガレキでふさがれ消防活動や救助活動が遅れることで被害が拡大することがあり、大規模地震に備えた都市づくりをすすめていくことが必要です。

県内のおもな活断層の分布状況



神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～ 平成24年4月（神奈川県防災会議）より

地震被害想定調査結果の概要

(冬の平日 18時)

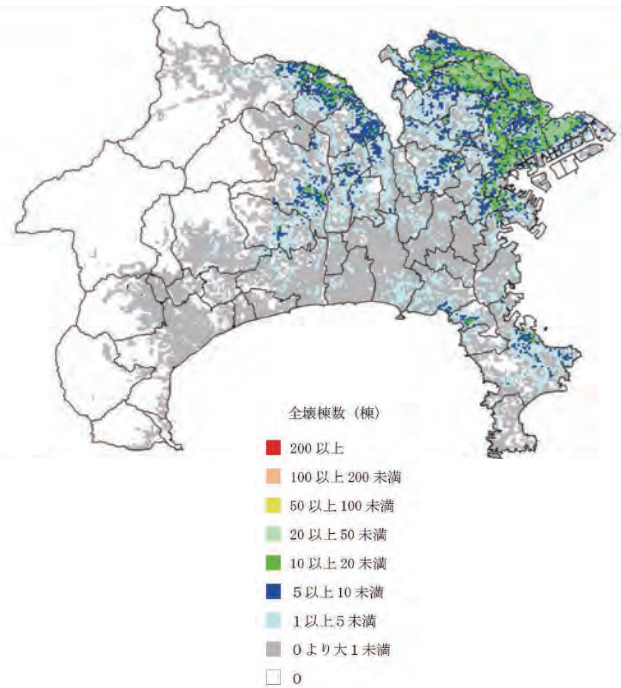
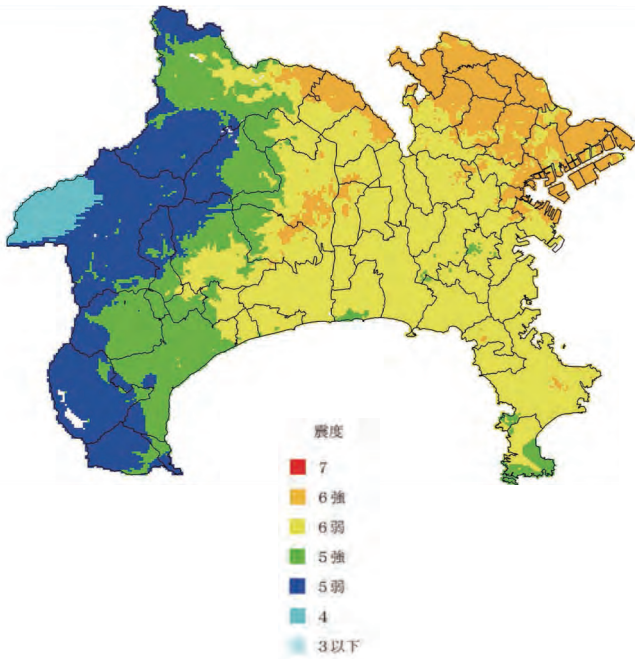
項目	想定地震 都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
マグニチュード	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
死者数(人)	2,990	1,130	880	820	1,740	31,550
津波死者(深夜0時)	0	0	680	810	1,710	12,530
重傷者数(人)	13,390	5,400	900	380	530	56,200
全壊棟数(棟)	64,500	22,710	5,000	3,620	7,360	393,640
半壊棟数(棟)	221,250	88,170	20,530	14,450	20,110	410,160
焼失棟数(棟)	37,600	11,980	710	0	0	169,780
経済被害額(兆円)	15.1	5.0	0.9	0.9	1.4	48.9

神奈川県地震被害想定調査報告書 平成27年3月（神奈川県地震被害想定調査委員会）より

都心南部直下地震の地震被害想定

震度分布図：都心南部直下地震

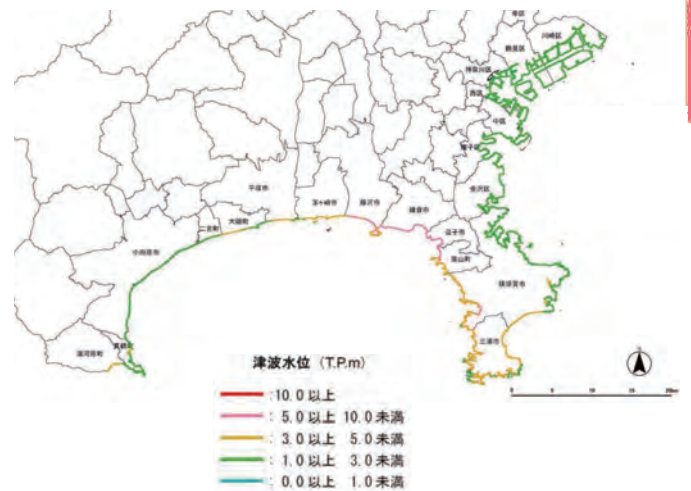
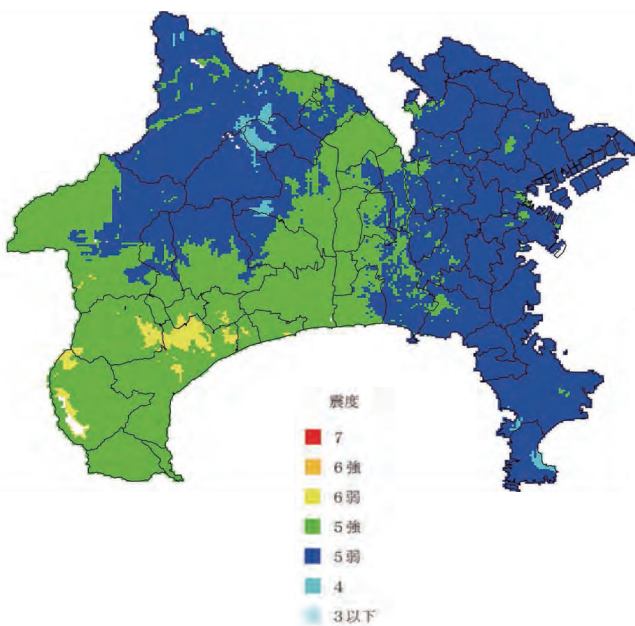
建物の全壊棟数想定図：都心南部直下地震



南海トラフ巨大地震の地震被害想定

震度分布図：南海トラフ巨大地震

津波の最大水位図：南海トラフ巨大地震



神奈川県地震被害想定調査報告書 平成27年3月(神奈川県地震被害想定調査委員会)より

*これらの2つの地震は、今後見直しを行うこととしている「神奈川県地震防災戦略」における新たな減災目標設定の前提となる人的被害量、物的被害量及び経済被害額を算出するとともに、主要な対策について減災効果を評価しています。

3 自然災害の増加と災害防止対策

神奈川県には、起伏のある地形、傾斜地の山林、河川、海岸など豊かな自然がありますが、同時にこうした場所は、災害の発生しやすいところでもあります。

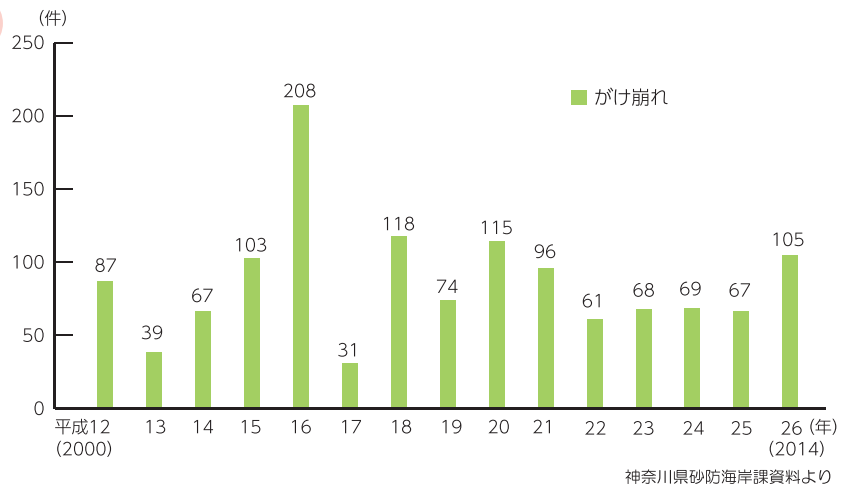
また、無秩序な開発によっても災害は誘発されることから、自然と共存しながら災害を防ぐためには、適正な保全策や開発の規制・誘導が必要となります。

近年、がけ崩れは年間 60～100 件前後で推移して

います。時間雨量 50mm 以上の発生件数は、短時間で降るいわゆるゲリラ豪雨が広範囲で見られる影響で増加傾向にあり、土砂災害特別警戒区域の指定についても県西地域を中心に増加傾向にあります。

そのため、土砂災害や浸水被害から生命や財産を守る取組が重要となってきます。

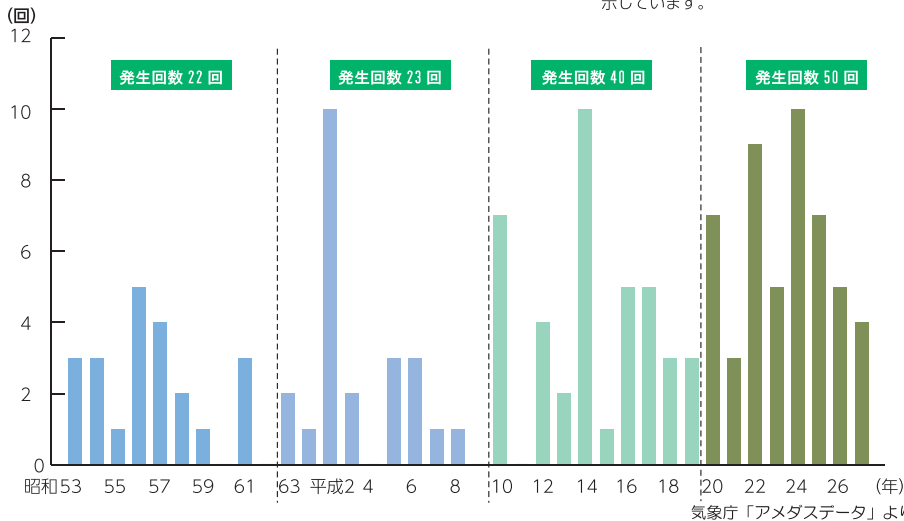
がけ崩れの発生状況



県内の降雨の状況

[時間雨量50mm以上の年間発生回数]

* 県内のアメダス観測地点 (11 地点) における過去 30 年間の 1 時間最大雨量が 50mm 以上の年間回数。直近のデータのみ過去 8 年間の年間発生件数を示しています。



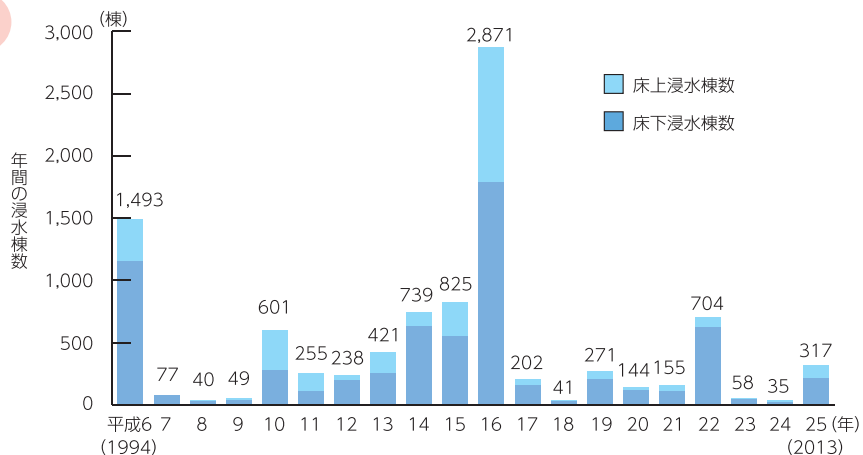
<アメダス観測地点>



気象庁「アメダス観測地点」より

* 江ノ島観測所は平成4年2月8日をもって観測を終了し、これに替って辻堂観測所が平成4年2月10日から観測を開始しています。

県内の浸水棟数

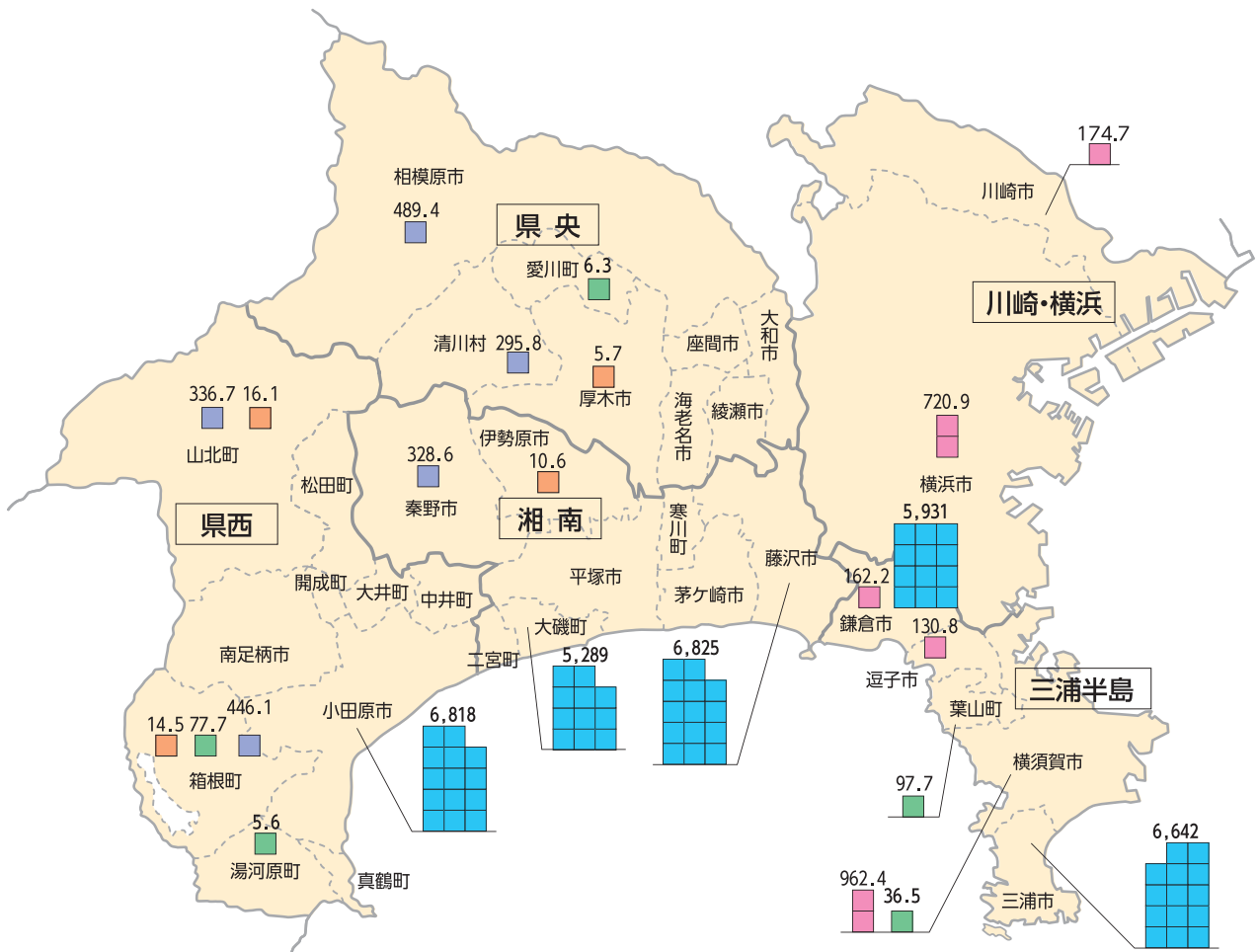


災害対策に関わる規制状況

2010（平成22）年
地域別の法指定状況

	急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害特別警戒区域		地すべり防止区域		砂防指定地		海岸保全区域	
	箇所 (箇所)	面積 (ha)	箇所 (箇所)	面積 (ha)	箇所 (箇所)	面積 (ha)	箇所 (箇所)	面積 (ha)	箇所 (箇所)	延長 (m)
川崎・横浜	749	895.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
三浦半島	597	1381.1	0	0.0	13	134.2	20	99.7	6	20,819
県央	30	74.8	28	5.7	1	6.3	230	1,002.3	0	0
湘南	43	56.5	59	10.6	0	0.0	99	453.9	7	22,273
県西	33	66.6	100	30.6	3	83.3	325	1,326.5	3	9,622
県合計	1,452	2,474.6	187	46.9	16	223.7	674	2,882.4	16	52,714

市町村別（上位5市町村）の法指定状況



□ 1マスは500ha未満
(海岸保全区域にあつては
1マスは500m未満)
数字は単位:ha (m)

凡例	指定区域等	内容
■	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域崩壊するおそれのある急傾斜地等
■	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域等
■	地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項に基づく地すべり防止区域地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等
■	砂防指定地	砂防法第2条に基づく砂防指定区域砂防設備を要する土地、治水上砂防の為一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地等
■	海岸保全区域	海岸法第3条に基づく海岸保全区域海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置が必要な地域等

4 安全・安心な暮らし

日々の暮らしにおいて、安全・安心の確保は、最も基本となるテーマの一つです。

交通事故は、発生件数、死者数ともに減少傾向にあります。高齢者の交通事故件数も、平成21年以降若干の減少傾向で推移していますが、全事故に占める割合は増加しています。

犯罪（刑法犯認知件数）は、2002（平成14）年の19万件から、2009（平成21）年で10万件を

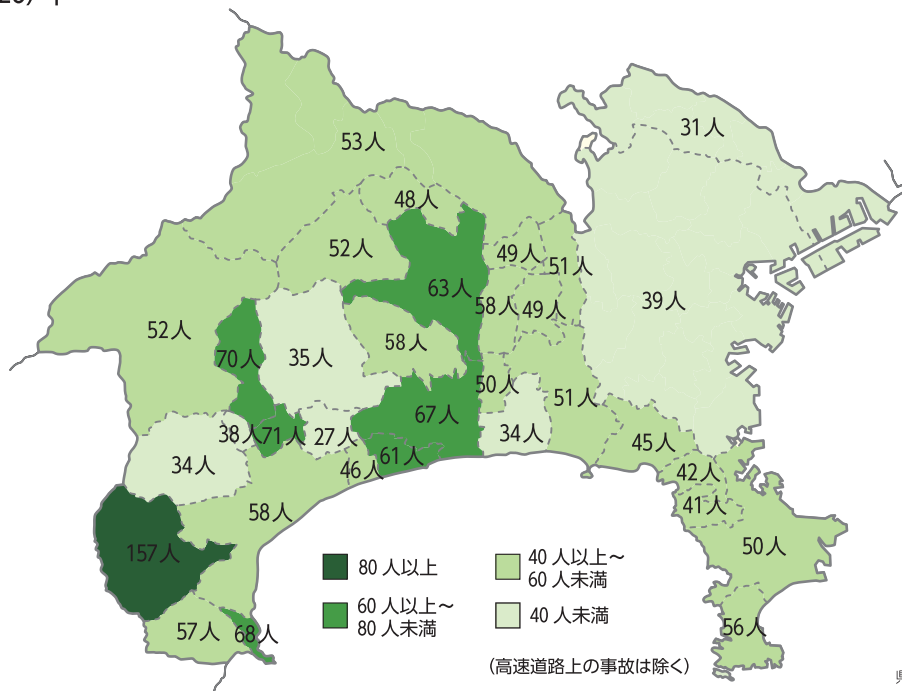
下回り、近年においても、年々減少傾向で推移しています。

安全で安心な暮らしの実現には、事故や犯罪時の弱者になりやすい高齢者の被害を防ぐことや、次の世代を担う子どもの安全・安心を守るといった視点などに配慮して、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

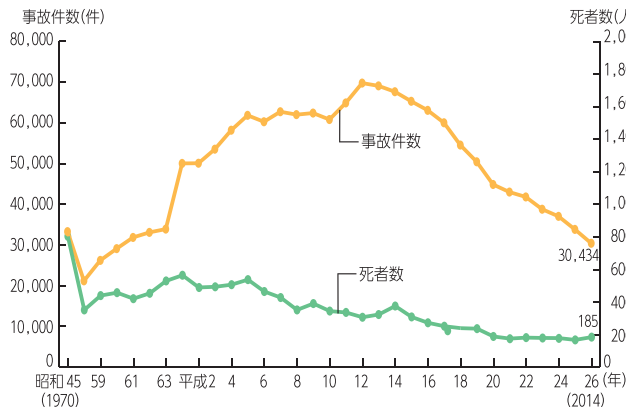
また県内では、公共建築物の耐震化を促進しており、県内の防災拠点となる公共建築物の耐震化の状況は91%で、全国平均82%を上回っています。

人口1万人あたりの交通事故による死傷者数(年間)

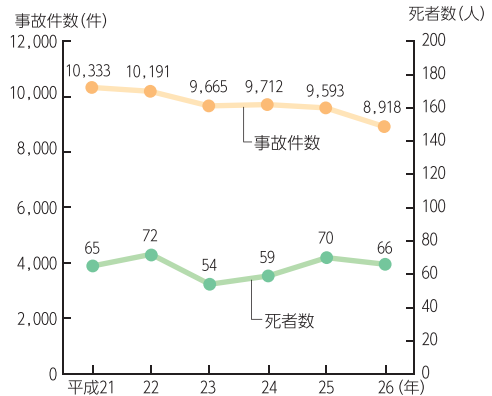
2014(平成26)年



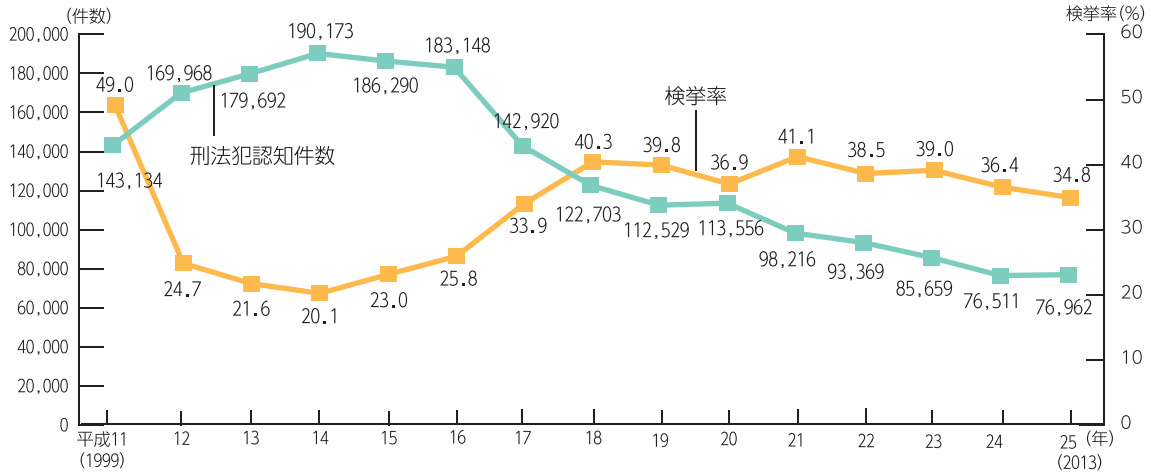
交通事故件数と死者数の推移



高齢者の事故件数と死者数の推移



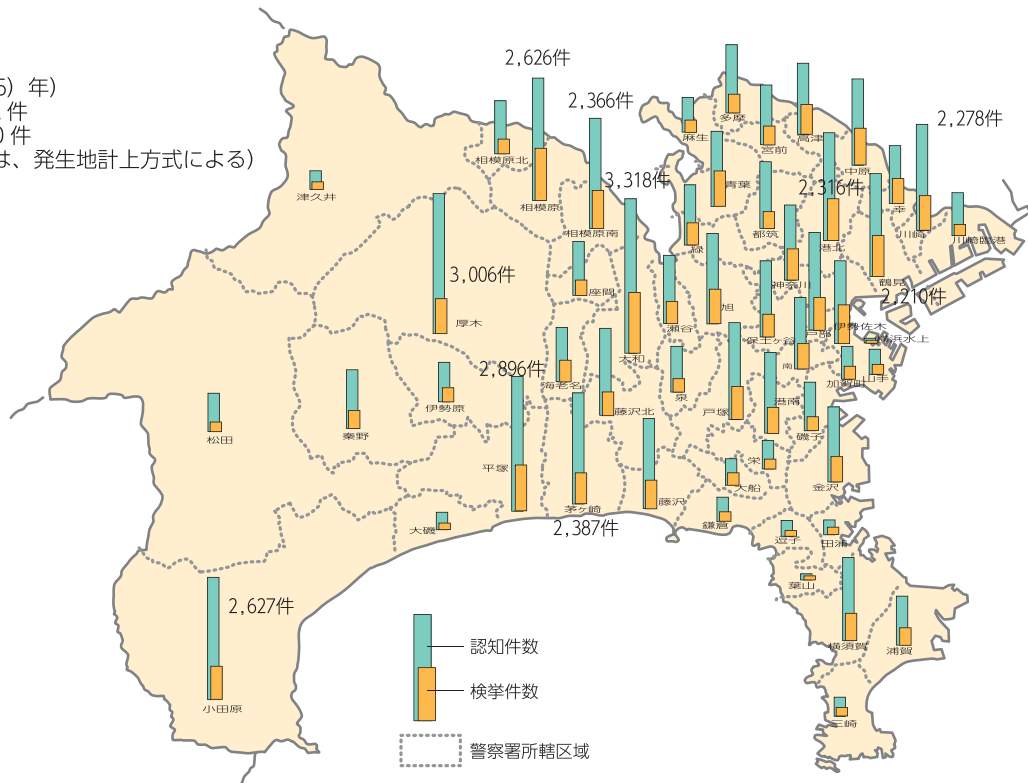
刑法犯認知件数と検挙率の推移



県勢要覧(神奈川県統計課)より

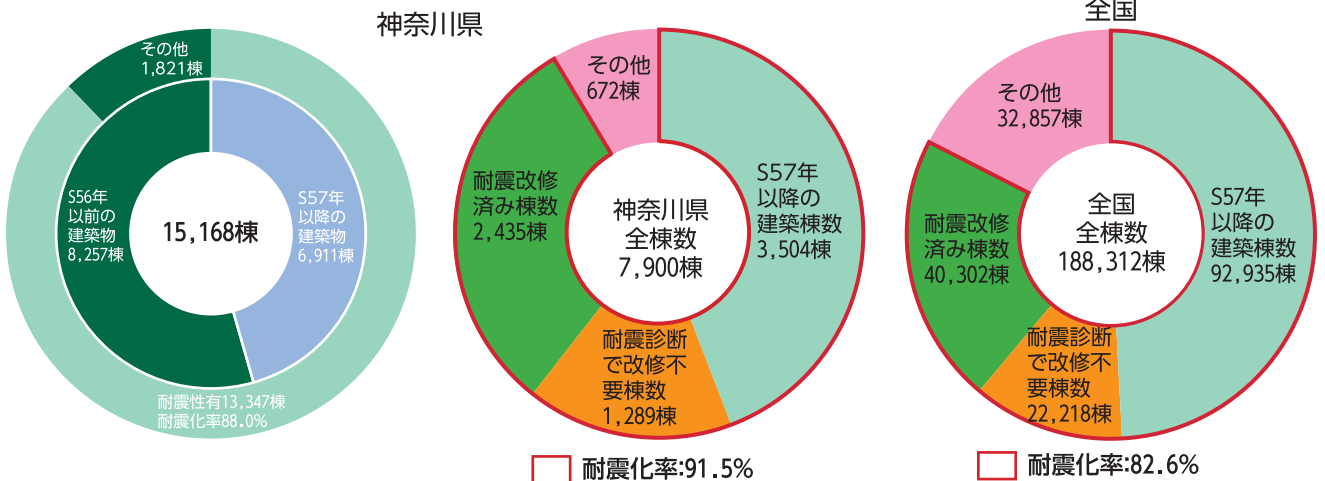
警察署別刑法犯認知、検挙件数

総数(2013(平成25)年)
 認知件数 76,962件
 検挙件数 26,800件
 (検挙件数の計上は、発生地計上方式による)



県勢要覧2014(統計センター)より

公共建築物等の耐震化の状況



県内の公共建築物等の耐震化進捗状況

防災拠点となる公共建築物等の耐震化進捗状況

神奈川県耐震改修促進計画(建築安全課)より

地域主権改革の進展と 多様な主体による都市づくり

1 地域主権改革の進展と都市づくり

1999(平成11)年の地方分権一括法の制定に伴い、都市計画に関する権限委譲が進められ、用途地域の指定などの都市計画決定権限が、政令指定都市へ移譲されるとともに、地方自治法の改正を受け、条例によって、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができることになりました。

2000(平成12)年には、都市計画法が抜本改正され、線引き制度の選択制の導入など、地域の実情に応じて柔軟に土地利用規制を行う制度が整備され、2002(平成14)年の同法の改正では、土地所有者

等による都市計画の提案制度が創設されました。

その後、2008(平成20)年から2009(平成21)年にかけて開催された地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえて、2011(平成23)年5月から現在までに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1～4次一括法)の制定に基づく改正が行われ、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担うものとされました。

この中で、用途地域などの都市計画決定権限を、県から市町村へ移譲することなど、基礎自治体である市町村の権限が拡大しました。

都市計画制度の動き

時 期	主な動き	都市計画制度見直しの内容
1999 (平成11)年	地方分権一括法の制定	<ul style="list-style-type: none"> ■用途地域の指定など都市計画決定権限の県から政令指定都市への移譲 ■県から一定規模の市への事務移譲が可能
2000 (平成12)年	都市計画法の抜本改正	<ul style="list-style-type: none"> ■県の判断による線引き制度の選択制の導入 (ただし、本県を含む三大都市圏は義務付け)
2002 (平成14)年	都市計画法改正	<ul style="list-style-type: none"> ■土地所有者等による都市計画提案制度の創設
2011 (平成23)年	第1次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> ■国の利害に重大な関係がある都市計画を除き、都道府県が都市計画決定する際の国土交通大臣との同意を要する協議の廃止 ■市の都市計画決定に係る都道府県との同意を要する協議についての同意の廃止
2011 (平成23)年	第2次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> ■政令指定都市へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> ・区域区分、都市再開発方針、高速自動車国道及び一般国道 等 ■すべての市町村へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、10ha以上の風致地区及び4車線以上の市町村道 等
2013 (平成25)年	第3次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> ■都道府県及び市町村が都市計画決定した際の図書の写しの送付について、国土交通大臣への送付の廃止
2014 (平成26)年	第4次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> ■指定都市へ移譲 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画

※第1～4次一括法は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に基づく改正

2 多様な主体による都市づくり

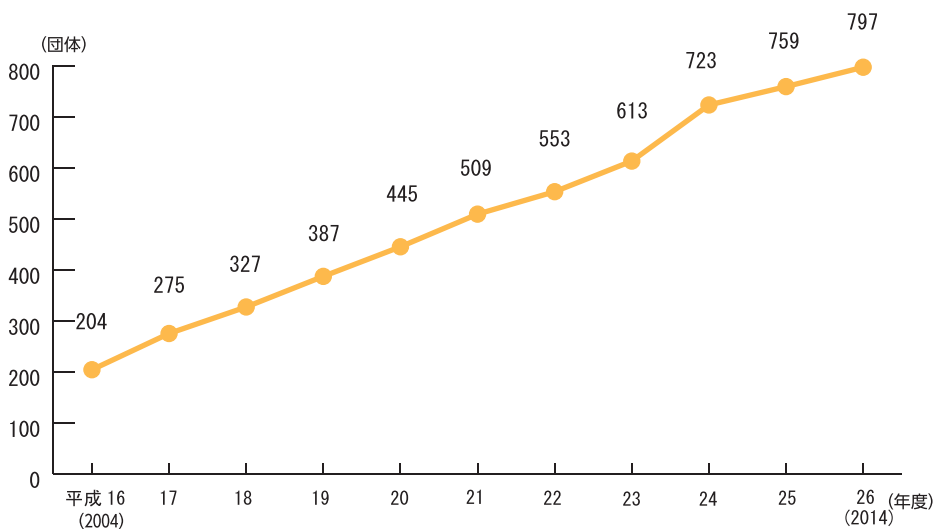
2002（平成 14）年の都市計画提案制度の創設によって、土地所有者やまちづくり分野のNPO法人（特定非営利活動法人）等が、都市計画の提案を行うことができるようになったことで、地域住民がより積極的にまちづくりに取り組める仕組みができました。

また、県内のまちづくり分野のNPO法人の数は、2015（平成 27）年3月31日現在で、797 団体が

認証されるなど、まちづくりの担い手も広がりを見せています。

これからのまちづくりの担い手は、例えば、黄金町エリアマネジメントセンターのまちづくり活動に見られるように、地域住民が主体となり、行政、警察、大学等と連携を図りながら進めていくなどの様々な形があり、多様な主体により、個性豊かなまちづくりが推進されることが期待されます。

まちづくり分野のNPO法人数の推移



神奈川県NPO推進課資料より

黄金町エリアのまちづくり

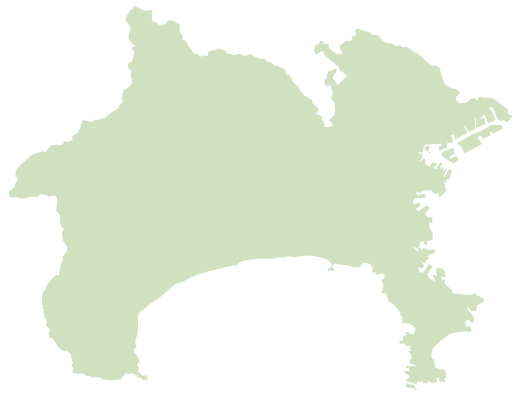
初黄・日ノ出町地区は、違法店舗等により生活環境の悪化が地域の深刻な問題となっていました。2003年、地域住民によって設立された「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」が、行政・警察・大学等と連携を図り、違法店舗等の営業を閉鎖し、まちづくりを推進してきました。

そして、2008年、京浜急行電鉄と横浜市の協力により高架下に文化芸術スタジオが建設され、アートを生かした新しいまちづくりを目指し、地域住民、行政、警察、企業、大学、美術関係者が集まった実行委員会によって「黄金町バザール」が開催されました。

その後、継続的なまちづくりを推進するために「特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター」が設立され、黄金町バザールやアーティストの交流などの日常的なにぎわいの創出を図り、安心・安全なまちづくり活動に取り組んでいます。



黄金町エリアマネジメントセンターHPより



第3章

これからの 都市づくり

- 1 かながわの県土・都市像
- 2 都市計画の役割
- 3 公民連携による
都市づくりの推進

01 かながわの県土・都市像

神奈川県では、総合的かつ計画的な都市づくりを推進するため、将来を展望した「神奈川の県土・都市像」を描き、その実現に向け、県土全体の方針を示した「かながわ都市マスタープラン」と、地域レベルの方針を示した「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」、『最大クラスの津波』から『いのち』を守るための予防対策と、都市復興に備えた事前の取組を示した「かながわ都市マスタープ

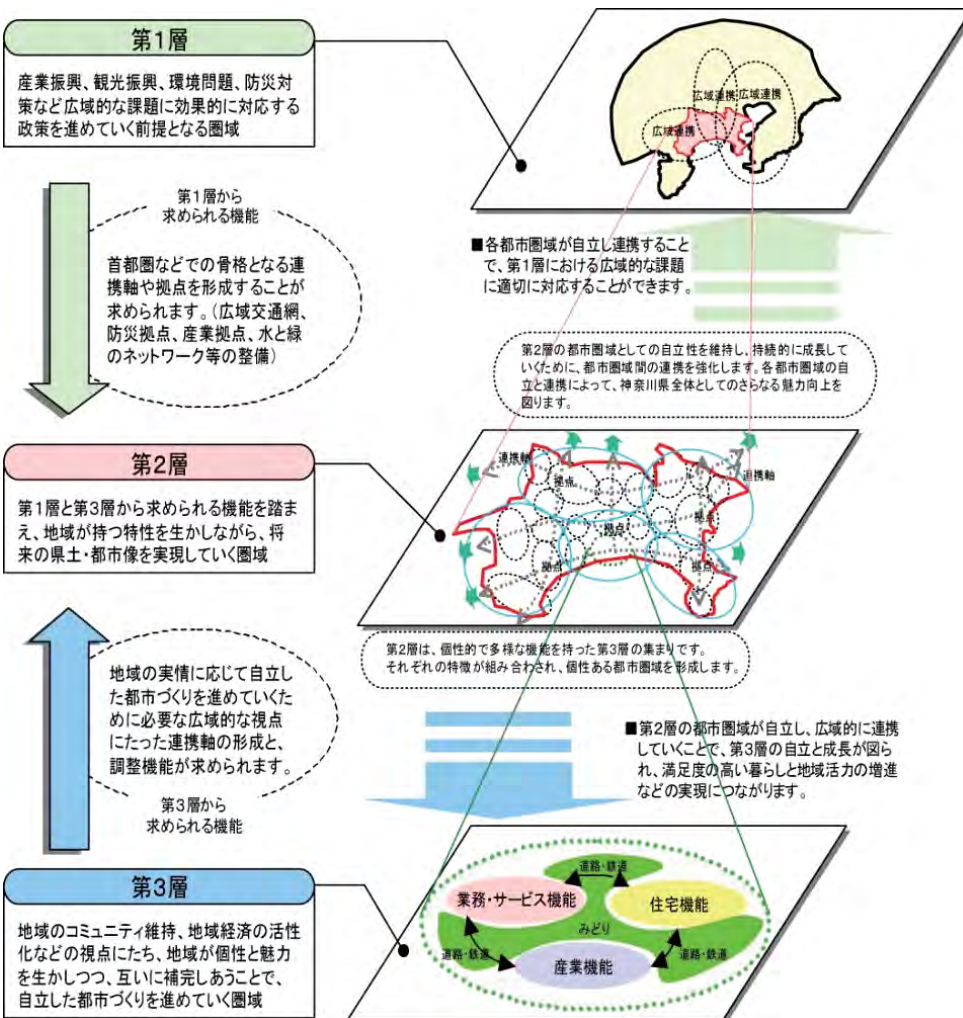
ラン（津波対策編）」を策定しています。

ここでは、2007（平成 19）年 10 月に改定した「かながわ都市マスタープラン」と2010（平成 22）年 11 月に改定した「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」、2013（平成 25 年）年 3 月に改定した「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」の概要を示します。

1 都市づくりの基本方向

神奈川の都市構造のとらえ方

「かながわ都市マスタープラン」では、神奈川の都市構造を多層・多機能型としてとらえ、今後の都市づくりを進めていくこととしています。この都市構造は、神奈川県を越えるレベルの第1層、県土レベルの第2層、地域レベルの第3層という3つの層で構成されています。



「かながわ都市マスタープラン」では、このような都市構造のとらえ方に基づき、環境と共生した安全で活力ある県土を形成していくため、県土レベルの第2層における都市づくりの基本方向を示しています。

また、地域レベルの方針を示す「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」では、この第2層の役割をふまえつつ、第3層の都市づくりを誘導するため、「川崎・横浜都市圏域」を除く、4つの都市圏域を対象に、顕在化する課題を整理し、具体の都市づくりの方針を示しています。

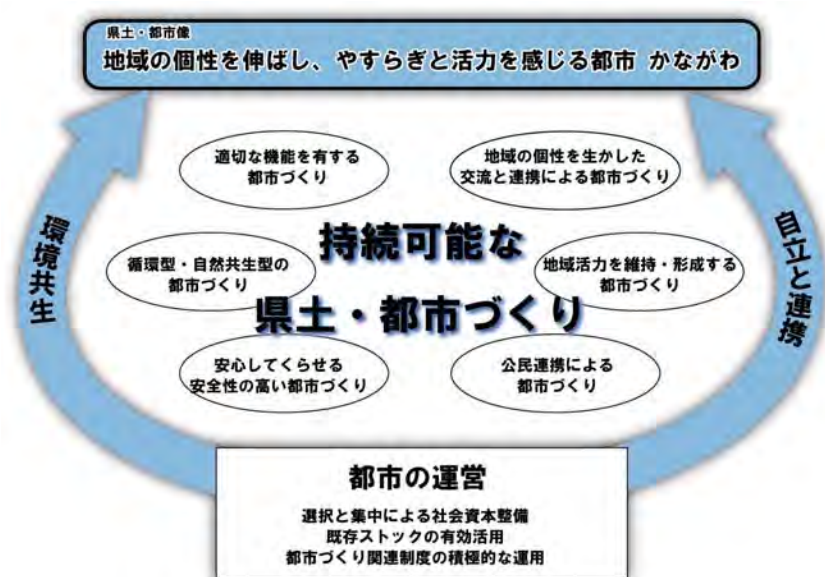
県土・都市像

将来（2025年）を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる、活動の場にふさわしい機能と空間を備えた県土・都市づくりを目指します。

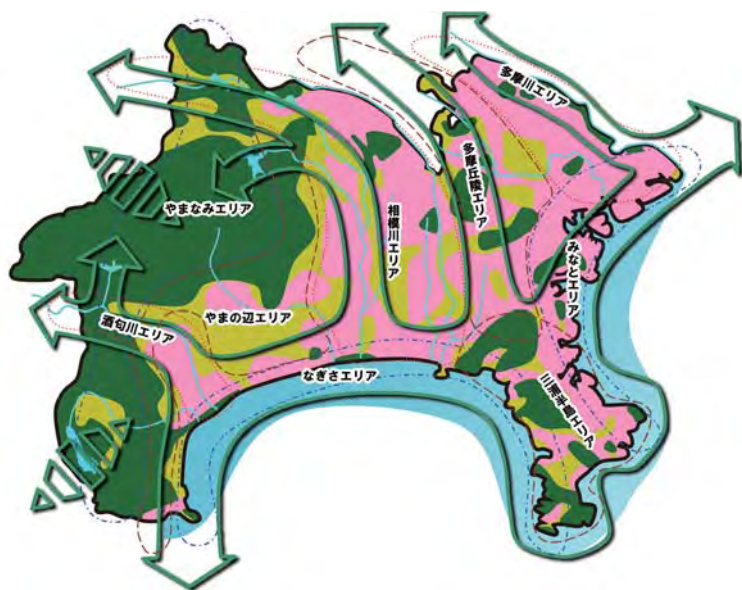
県土・都市像の実現にあたっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的

な都市づくりを展開します。

その際、少子高齢化の進行や将来の人口減少社会の到来などに備え、従来の「開発基調・量的拡大」から「質的向上・県土の利用と保全」を重視する方向へと転換し、“都市を運営していく”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な県土・都市づくりを実現します。



環境と共生した都市づくり



*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例		地勢的な広がりエリア
複合市街地ゾーン	水とみどりのネットワーク	海・山を中心とするエリア
環境調和ゾーン	県域を越える山なみエリアの連続性	河川を中心とするエリア
自然的環境保全ゾーン	主要な河川	丘陵を中心とするエリア

環境と共生した安全性の高い県土の形成

地域の実情に応じた土地利用と、地域資源や既存ストックを有効活用することにより、神奈川らしさを生かし、環境と共生した安全性の高い県土・都市づくりを進めます。

県土の土地利用状況などを踏まえて設定したゾーンごとに、環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図ります。また、ゾーン間での連携により様々な環境問題への対応を図ります。

複合市街地ゾーン

○既に人口や都市機能が集積している市街地であり、さらなる都市機能の多様化と集積などを図るゾーン

環境調和ゾーン

○都市と自然とのバランスに配慮し、地域活力の維持・創出や市街地の無秩序な拡大の抑制を図るゾーン

自然的環境保全ゾーン

○法令等により自然的環境が保全されている地域を中心として、まとまりのあるみどりの積極的な保全を図るゾーン

水とみどりのネットワーク

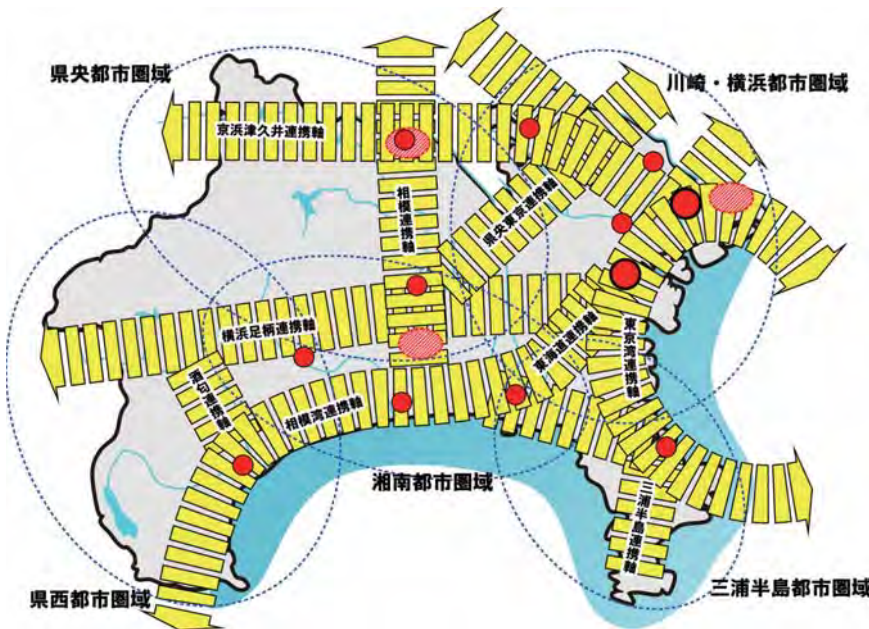
○神奈川の特徴ある風土・環境・景観を生かし育み、都市と自然の調和・共生を促進する水辺や緑地などのネットワーク

自立と連携の都市づくり

自立と連携による活力ある 県土の形成

県土の骨格をなす地形などを踏まえて設定した5つの都市圏域において、地域の特性を生かし、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ、情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進めます。

県土・都市づくりの要となる拠点および連携軸を設定し、自立と連携の都市づくりに取り組みます。



* 拠点は、県土の骨格を形成する中核、広域拠点、新たなゲートを示しています。
また、連携軸は広域連携軸を示しています。



新たなゲート

首都圏や全国、世界との新たな窓口となる拠点
県内に集積する産業や拠点との連携によって新しい産業の創出・育成などを図るため、交通基盤の整備や都市機能の集積を誘導し、拠点としての形成をめざします。



中核拠点

首都圏の中核となる拠点
情報化社会、国際化社会に対応した中核業務管理、県内外からの多様なニーズを満たす総合性や専門性のある商業機能や、芸術・文化、研究、国際交流など、複合的な都市機能の集積を図ります。



広域拠点

都市圏域全体の自立をけん引する拠点
生活圏や経済活動の広がりに対応した商業、業務、研究開発、アミューズメント、教養文化、福祉・医療など、高度で多様な都市機能の集積を図ります。



整備・機能強化する連携軸

県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するための連携軸を設定し、連携軸の整備・機能強化を図ります。

<新たなゲート>

川崎・横浜都市圏域…神奈川口(羽田空港の再拡張・国際化に対応した拠点整備)
県央都市圏域…北のゲート(リニア中央新幹線の誘致、新たな環境共生型の拠点づくりの推進)
湘南都市圏域…南のゲート(東海道新幹線新駅誘致地区を中心とした環境共生モデル都市の整備)

<中核拠点>

川崎・横浜都市圏域…川崎都心部、横浜都心部

<広域拠点>

川崎・横浜都市圏域…新横浜駅周辺、武蔵小杉駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺
三浦半島都市圏域…横須賀市中心市街地
県央都市圏域…本厚木駅周辺、橋本駅周辺
湘南都市圏域…藤沢駅周辺、平塚駅周辺、秦野駅周辺
県西都市圏域…小田原駅周辺

2 各都市圏域の将来像

神奈川は首都圏という大消費地に位置するとともに、豊かな自然的環境を有しています。また、各地域に魅力ある歴史・文化資源が存在している一方で、先端的な技術産業や大学、企業の研究施設が集積しているなど、今後の時代を切り開く、優れた潜在能力と豊かな個性を有しています。



これからは、それぞれの個性を伸ばすとともに、それらが相互に連携することで、神奈川の持つ潜在能力をさらに高め、住む人、訪れる人の全てが多様な選択を行える県土づくりを、市町村や県民などと協働で進めることが必要です。

そのため、「かながわ都市マスタープラン」では、「川崎・横浜都市圏域」、「三浦半島都市圏域」、「湘南都市圏域」、「県央都市圏域」、「県西都市圏域」の5つの都市圏域ごとに、それぞれの個性を生かした広域的な都市づくりの基本方向を示しています。

なお、「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」では、「川崎・横浜都市圏域」を除く4つの都市圏域ごとに、顕在化する課題を整理した上で、より具体的に都市づくりの方針を示しています。

川崎・横浜都市圏域

都市づくりの目標

産業・文化が世界と交流し、国際的な魅力あふれる都市づくり

【基本方向】

川崎・横浜都市圏域は、これからの神奈川全体の自立・発展をけん引する地域として、また、首都圏全体の中核的な都市としての役割を果たしていくことが重要です。

そのため、既存ストックの集積を活用しながら多彩な人材の活躍機会・ビジネスチャンスなどを生み出し、首都圏・全国・世界とのつながりのなかで、その活力を生かしていくことが重要となります。特に、世界との交流連携を通じて人材・企業・情報など新たな資源を獲得していくために、国際競争力をいっそう強化していくことが必要です。

一方、多摩川や鶴見川沿いの自然空間や東京湾岸の水辺空間、多摩丘陵の緑など都市に残された貴重な自然的環境との調和を図りながら、多様な人々のニーズに応じた、より質の高い安全で機能的な都市づくりを進める必要があります。



凡例	
＜環境共生＞	＜自立と連携＞
複合市街地ゾーン	広域拠点
環境調和ゾーン	新たなゲート
自然的環境保全ゾーン	県土連携軸 (都市連携軸)

三浦半島都市圏域

都市づくりの目標

半島のみどりと海に調和し、
生き生きとした都市づくり

【基本方向】

三浦半島都市圏域は、都市圏域全体が「公園」のような魅力を発揮していくために、半島の多くの部分を占め、地域の個性を育ててきた自然的環境の保全と活用を図るとともに、それと調和・共生した都市的環境を形成することが必要です。

また、恵まれた自然的環境を生かして自立性と活力を高めていくことが重要であり、知的産業等の誘致、新たな人材、知恵・技術等の獲得などができる魅力ある都市づくりや、農水産物など特色ある地域の資源・産業を活用した交流の活発化を図る必要があります。



県央都市圏域

都市づくりの目標

森や川と共生し、うるおいと
活力あふれる都市づくり

【基本方向】

県央都市圏域は、自然と都市とがバランスよく存在する特色を伸ばし、生かしていくことが重要であり、自然・都市、生活・産業の調和・均衡のとれた都市づくりを進める必要があります。

また、都市圏域全体の活力を充実させていくために、自然・歴史・文化や大学・研究機関の集積など様々な地域資源を活用した魅力ある都市づくりを進めるとともに、広域的な交通の要衝としての強みを生かし、産学官連携など、多様な担い手間での交流連携をいっそう促進していくことが必要です。



凡例	
<環境共生>	<自立と連携>
複合市街地ゾーン	広域拠点
環境調和ゾーン	新たなゲート
自然的環境保全ゾーン	県土連携軸 (都市連携軸)

湘南都市圏域

都市づくりの目標

山なみをのぞみ、海と川が出会い、歴史を生かし文化を創造する都市づくり

【基本方向】

湘南都市圏域は、湘南海岸のなぎさや丹沢大山のやまなみなどの特色を生かして、より強い地域ブランドを構築することが重要であり、相模湾や相模川沿いに点在する貴重な地域資源を連携させ、一体的に保全・活用することで、魅力ある景観や質の高い

環境を形成していくことが必要です。

また、地域ブランドを積極的に活用しながら都市圏域内外での交流連携を活発化させるとともに、新たな生活文化や産業などを生み出す付加価値の高い都市づくりを進める必要があります。



県西都市圏域

都市づくりの目標

歴史と自然につつまれ、観光と交流によるにぎわいのある都市づくり

【基本方向】

県西都市圏域は、国際的な観光・リゾート地としての優位性を生かして都市圏域全体の魅力と競争力の向上を図ることが重要であり、その強みの元となっている豊かな自然や文化的遺産などの観光資源の維持・活用とともに、交流を通じて地域の価値をいっそう高めることが必要です。

また、都市圏域の自立性を向上させるために、裾野の広い観光産業の育成を基調としつつ、環境や生活に配慮した新しい産業機能などの立地を促進することが重要です。



凡 例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	新たなゲート	
	自然的環境保全ゾーン		

3 今後の都市づくりの考え方

「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」では、人口減少社会や、地球環境問題の深刻化など、都市を

取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、今後の都市づくりを進めるにあたって重要となる観点を取り上げ、各都市圏域に共通する都市づくりの考え方を示しています。

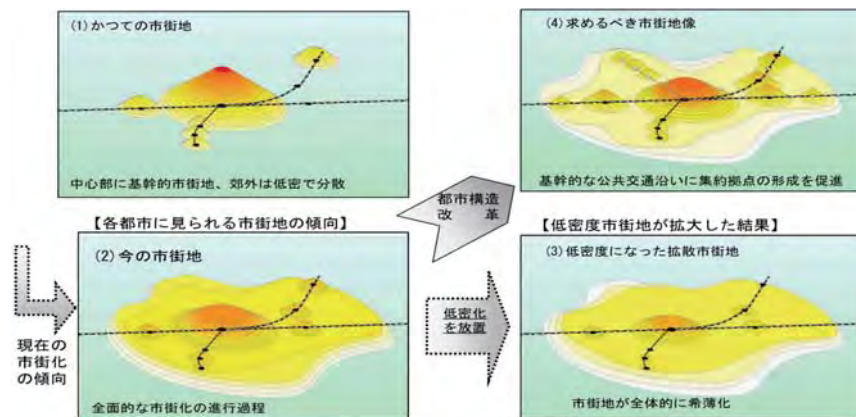
● 集約型都市構造への転換

かつての市街地は、鉄道駅周辺などを中心に形成されていましたが（下図(1)）、その後の急速な人口増加などに伴い、郊外にも市街地が拡大して今日に至っています（下図(2)）。

今後、対策を講じないまま人口減少が進行すると、低密度で拡散した市街地に移行すると想定されますが（下図(3)）、公共公益サービスの効率的な提供が困難になるなどの課題が生じるため、基幹的な公共交通沿いに市街地を集約していくことが求められています（下図(4)）。

市町村域を越えて市街地が連なる神奈川では、集約型都市構造への転換を図ることは、容易ではありませんが、できることから取組を進めていく必要があります。

集約型都市構造への転換のイメージ



都市交通・市街地整備小委員会取りまとめ資料集（社会資本整備審議会）より

(1) 中心市街地への機能集積

集約型都市構造への転換に向けては、その核となる中心市街地の機能回復を図ることが必要となります。

このため、公共施設、大規模集客施設などの中心市街地への立地を誘導し、商業・業務施設と住居の複合利用により街なか居住を促進して、中心市街地のにぎわいの回復を図ることが必要です。

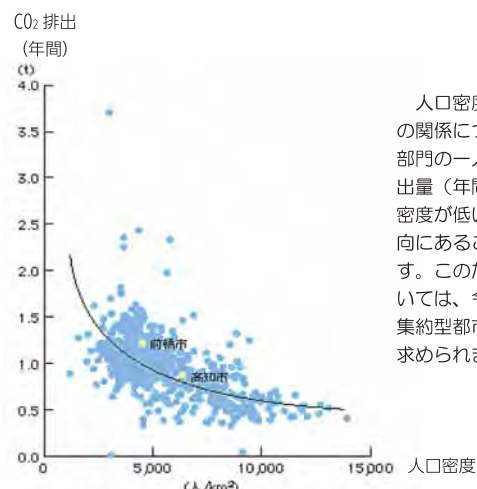
また、移動手段を自動車だけに頼らなくても生活できることで、すべての人が暮らしやすく、環境負荷を軽減する空間となることが期待される「歩いて暮らせるまちづくり」を進めることが重要となります。

(2) 良好な住環境の維持・形成

人口減少に伴い、空き家の発生が予想される郊外の住宅地においては、市街地の集約化に取り組んでいくことが求められます。まずは、郊外への住宅地の拡散を抑制することなど、今できることから取組を始める必要があります。

拡散型都市構造による弊害の例

■ 運輸旅客部門における1人当たりCO₂排出量(年間)とDID人口密度



人口密度とCO₂排出量の関係について、運輸旅客部門の一人あたりCO₂排出量(年間)は、DID人口密度が低い市ほど大きい傾向にあることがわかります。このため、環境面においては、今後は拡散型から集約型都市構造への転換が求められます。

注1：平成12年国勢調査において、DID人口密度のデータがある市(東京都特別区を含む)が対象。

注2：CO₂排出量は、1999年のデータ。

平成18年度環境白書(環境省)より

● 産業活力の維持・向上

県内に産業用地を求める需要は高く、今後も、さがみ縦貫道路をはじめとする自動車専用道路のインターチェンジ周辺などで、その立地を生かした産業用地の創出が求められています。

このため、新東名高速道路等に新設されるインターチェンジの整備などにあわせて、新たな産業用地を創出し、企業の立地を誘導するとともに、既存の産業用地における操業環境を保全し、産業構造の転換に対応して土地利用規制を見直す必要があります。

■ 一部区間が開通したさがみ縦貫道路(海老名JCT～海老名IC付近)



中日本高速道路株式会社 厚木工事事務所より

● 良好な景観の保全・創造

神奈川には、箱根や丹沢などの山なみ、相模川や酒匂川などの河川、相模湖や芦ノ湖などの湖、相模湾や東京湾の海岸線など、豊かな自然的環境があり、古都鎌倉や城下町小田原など、数多くの歴史的・文化的資源が蓄積されています。また、地区計画などにより景観を保全する取組が進められている住宅地も少なくありません。これら個性豊かな景観を後世に継承していくため、歴史的資産、自然資源などを保全することや、景観の連続性を捉え、広域的な連携を図りながら良好な景観を創造することなどが重要です。

■ 白砂青松の海岸風景



神奈川県藤沢土木事務所より

● 計画的な社会資本の維持管理と既存ストックの有効活用

高度経済成長期に整備された多くの社会資本は、今後一斉に更新時期を迎えることから、維持管理・更新費用の増大が見込まれています。

人口減少の進行状況などを踏まえ地域の実情に応じた適切な管理水準を定め、社会資本の維持管理を計画的に進めることや、既存ストックを有効に活用することなどが重要です。

● 環境負荷の少ない都市づくりの推進

社会経済活動に起因する環境への影響は、大気汚染や地球温暖化など様々であり、都市づくりにあたっては、環境への負荷を低減する取組が求められています。このため、環境負荷の少ない都市構造への転換に向けて、先導的な取組を推進するとともに、長期的な視点に立ち、今後の施策を展開していく必要があります。

● 自然と共生した都市づくりの推進

森林、緑地、農地などの自然的環境は、水源かん養、水循環、景観、防災、生態系の保全など、様々な機能を持っています。

しかしながら、これら自然的環境は、都市開発の影響により減少しているとともに、手入れ不足による森林の荒廃や担い手不足による農地の荒廃などが危惧されるため、適切な管理のもと、保全、活用を図ることが重要です。

● 安全な市街地の形成

都市における防災力・減災力を向上させるためには、県民や関係機関が相互に連携しながら、自らの役割をしっかりと果たしていくことが不可欠です。

防災施設の整備や建築物の耐震化など、ハード対策を着実に推進するのはもちろんのこと、ハザードマップの作成と利活用をはじめ、ソフト対策の充実強化に取り組んでいくことが重要です。

*ハザードマップ…地震、洪水、津波などが起きた場合に備え、予測される災害の状況や過去の災害記録などの情報、避難場所や避難経路、情報伝達経路、緊急連絡先、災害時の心得など、災害時の警戒避難にあたって必要な諸情報を地図上に表したものです。

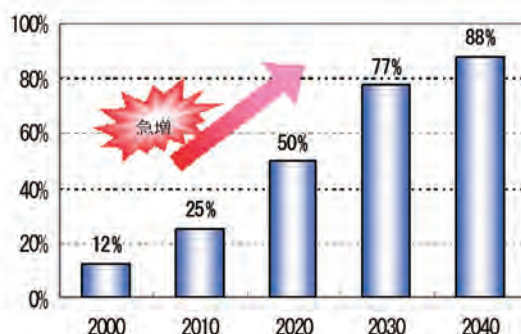
■ 2008(平成20)年8月末の豪雨による境川被害状況(相模原市緑区川尻)



神奈川県河川課より

建設から50年以上の 橋りょう数の割合推移

■ 県管理の全橋りょう数1,225橋【2010(平成22)年4月1日】に対する割合



改訂・かながわのみちづくり計画(平成22年3月)(神奈川県道路整備課・道路管理課)より

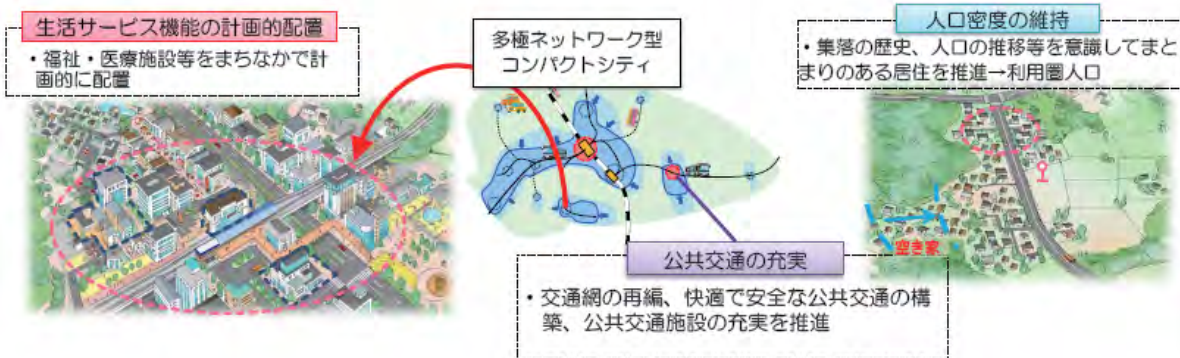
地方都市におけるコンパクトシティの推進

地方都市の現状と課題

- ・急速な人口減少に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
- ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
- ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活をさせるサービスが困難になりかねない状況

政策の方向性

医療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。



多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティの概要

立地適正化計画（市町村）

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土壌づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約することにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう、これらの施設を誘導すべき区域

誘導施設の整備や公的不動産の有効活用に関する支援等を通じ、立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりを支援



居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

公共交通の確保

居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保

なぜコンパクトシティか？

- 持続可能な都市経営（財政、経済）のため
- ・公共投資、行政サービスの効率化
 - ・公共施設の維持管理の合理化
 - ・住宅、宅地の資産価値の維持
 - ・ビジネス環境の維持・向上、知恵の創出
 - ・健康増進による社会保障費の抑制

- 高齢者の生活環境・子育て環境のため
- ・子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上
 - ・高齢者・女性の社会参画
 - ・高齢者の健康増進
 - ・仕事と生活のバランス改善
 - ・コミュニティカの維持

コンパクト+ネットワーク

- 地球環境、自然環境のため
- ・CO₂削減
 - ・エネルギー効率的な利用
 - ・緑地、農地の保全

- 防災のため
- ・災害危険性の低い地域の重点利用
 - ・集住による迅速、効率的な避難

限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現

改正都市再生特別措置法等について（平成27年6月1日時点版）（国土交通省都市局）より

4 最大クラスの津波に備えた都市づくり

神奈川県が数多く集積する沿岸地域でのこれからの都市づくりは、最大クラスの津波に備える観点を重視し、県民のいのちを守るための予防対策をできることから順次進めながら、今後も引き続き持続可能な県土・都市づくりを目指すとともに、さらに最大クラスの津波による災害が発生した場合に迅速かつ円滑に復興していくため、都市づくりの基本方針を定めています。

1 最大クラスの津波からいのちを守るための予防対策

(1) 最大クラスの津波から逃げやすい都市づくり

- 最大クラスの津波に対しては、行政ができることには限りがあることから、自助・共助の取組と連携し、減災の考えを基本として、ハード施策とソフト施策の適切な組合せによる逃げやすい都市づくりを進めます。



道路照明柱への海抜表示の例
資料：神奈川県道路管理課

- 長い時間かけて維持してきた風致景観や良好な住環境などの地域の魅力に配慮して、津波からいのちを守る都市づくりを進めます。

(2) 建物や都市施設が被災しにくい都市づくり

- いのちを守るため、居住系の建物は、建替えなどの更新時期等に合わせて、移転も視野に入れて、徐々に被災しにくい構造になるように促します。
- 最大クラスの津波に備えて、交通ネットワークなどの社会資本の災害対応力の強化を進めます。



(3) 災害時における最低限の都市機能の維持・継続に向けた都市づくり

- 行政関連施設や病院は、移転、土地嵩上げや高層化などによる被災リスクの低減、内陸との広域的な連携も視野に入れた機能分散の検討などを行います。また、広域的な後方応援拠点の機能の充実等を検討します。



2 最大クラスの津波災害からの都市復興に備えた事前の取組

(1) 都市復興における基本的な考え方

- 都市復興を想定した事前の検討にあたり、復興後は、従前よりも安全性の高い市街地とすることを原則とします。その安全性については、地域毎にその実情を踏まえて検討していきます。

(2) 都市復興に備えた事前の準備

- 速やかな都市復興の基礎となる情報を都市計画基礎調査や地籍調査などにより収集・整理するとともに、被災後に作成する都市復興基本計画の事前の準備として、広域的な課題を抽出し、検討・調整を行います。



津波避難タワー（県立湘南海岸公園）
資料：神奈川県藤沢土木事務所

02 都市計画の役割

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」です。

現行の都市計画法は、高度経済成長期に都市への急激な人口の集中によって様々な都市問題が発生したことを背景に、計画的な土地利用と都市整備を進めるため、1968(昭和43)年に制定されたものです。

神奈川県では、1970(昭和45)年の当初線引き以降、6回の線引き見直しを行いながら、市街地の開発整備や土地利用の規制・誘導を行ってきました。

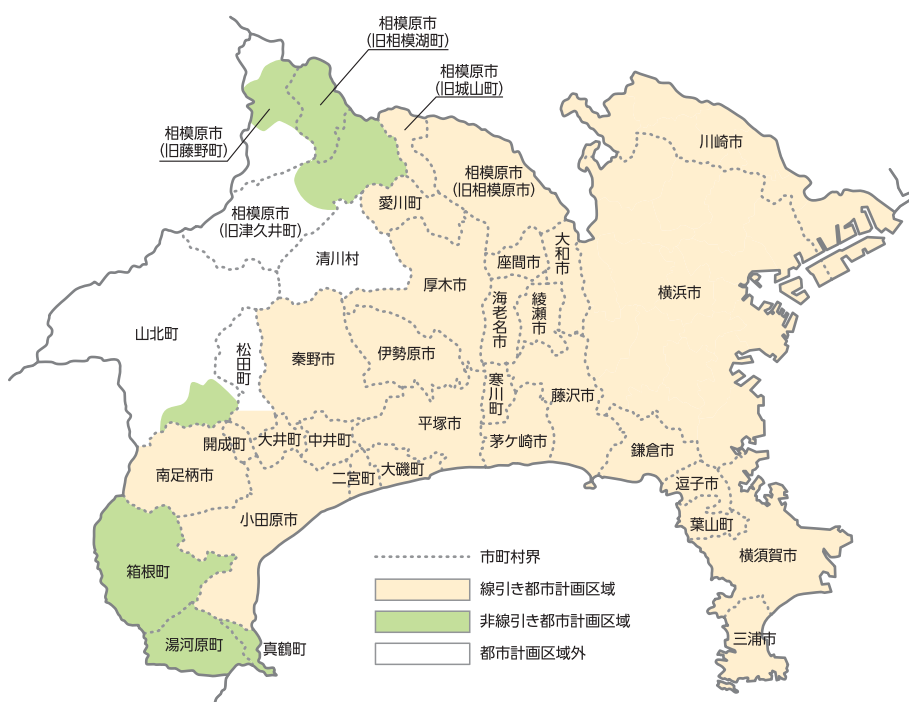
都市計画制度は、2000(平成12)年に施行された地方分権一括法により、都市計画事務が自治事務となり、地域が主体となって、地域ごとの課題に的確に対応し得る柔軟性と透明性を備えた制度となりました。

また、2012(平成24)年には、地方分権に係る第2次一括法により、都市計画に関する決定権限の多くが都道府県から市町村に移譲され、都市計画の分野においても地方分権は大きな流れとなっており、広域的な観点から都市計画を推進することが、ますます重要となっています。

都市計画区域

都市計画区域は、都市の健全で秩序あるまちづくりを進めるため、「市街化区域及び市街化調整区域」、「用途地域」、「都市施設」などの都市計画を定める一定の区域のことです。

2015(平成27)年4月1日現在で、清川村を除く19市13町に31都市計画区域が指定されており、その面積は、約199,682haで、県土面積の約8割です。



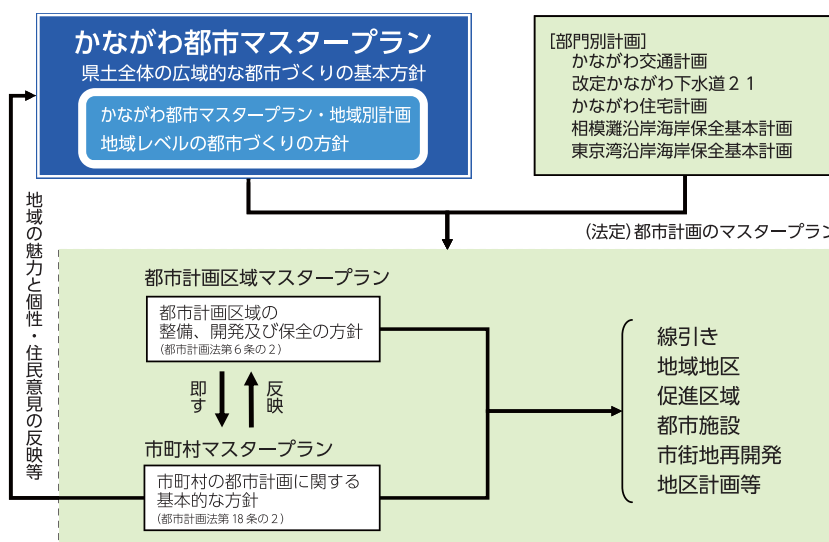
かながわの都市計画のあらまし 平成27年度(神奈川県都市計画課)より

マスタープラン

マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしたもので、都市計画法による法定のマスタープランと、任意のマスタープランがあります。

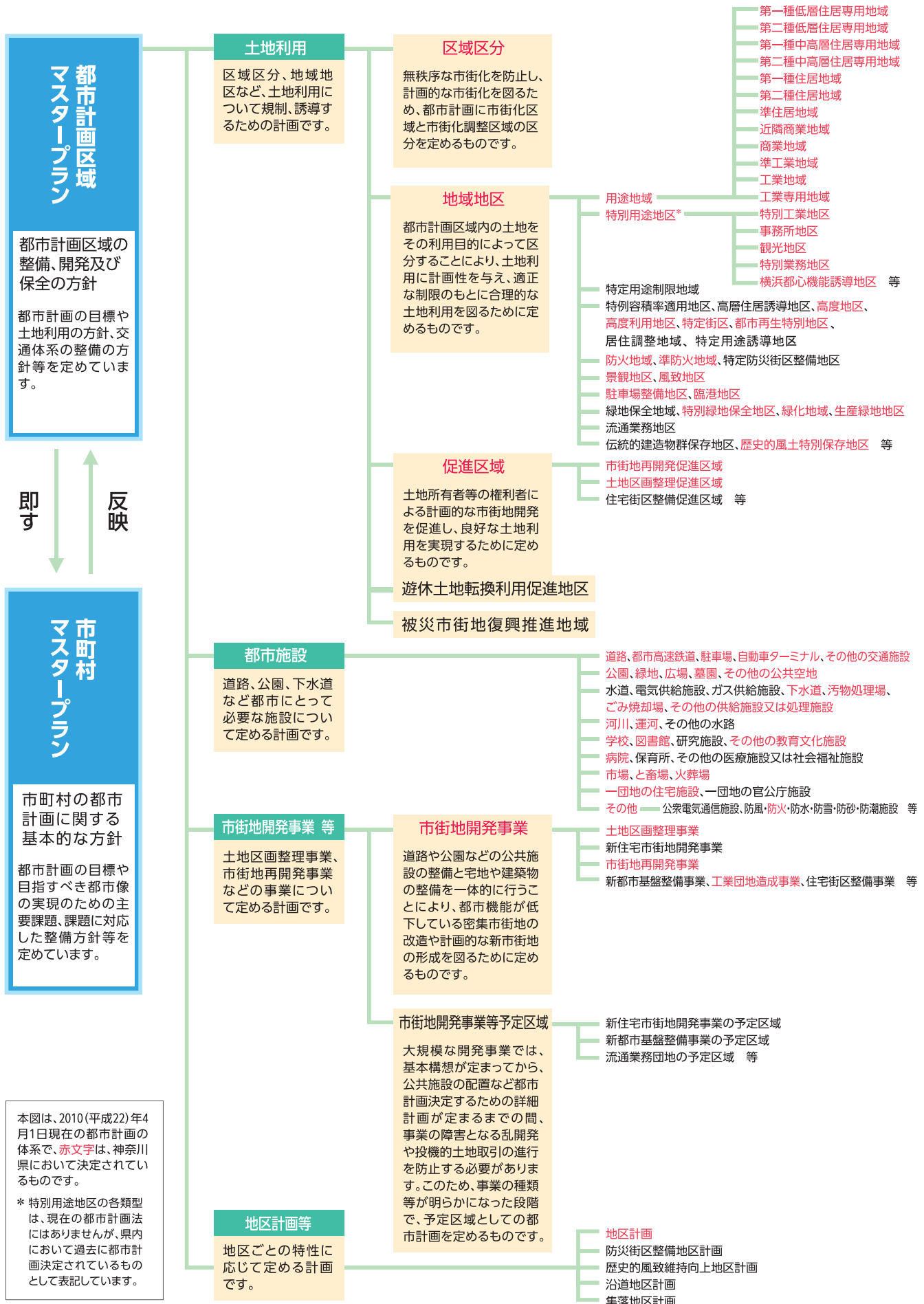
「かながわ都市マスタープラン」や「同・地域別計画」は、広域的な都市づくりの基本方向などを示した、任意のマスタープランです。

「市町村マスタープラン」は都市計画法(第18条の2)に基づくもので、神奈川県では2015(平成27)年4月1日現在、都市計画区域外となっている清川村を除き、すべての市町で定められています。



かながわ都市マスタープラン・地域別計画 平成22年11月(神奈川県都市計画課)より

都市計画の内容



本図は、2010(平成22)年4月1日現在の都市計画の体系で、赤文字は、神奈川県において決定されているものです。

* 特別用途地区の各類型は、現在の都市計画法にはありませんが、県内において過去に都市計画決定されているものとして表記しています。

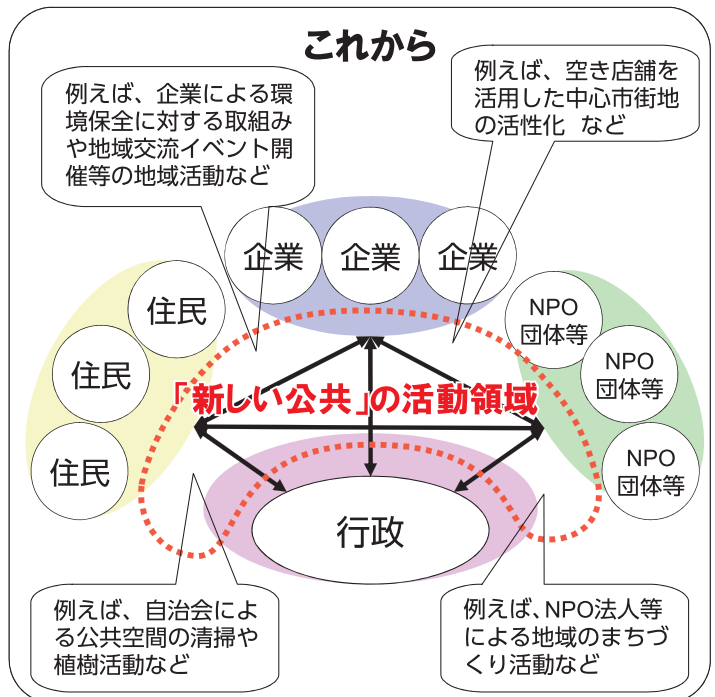
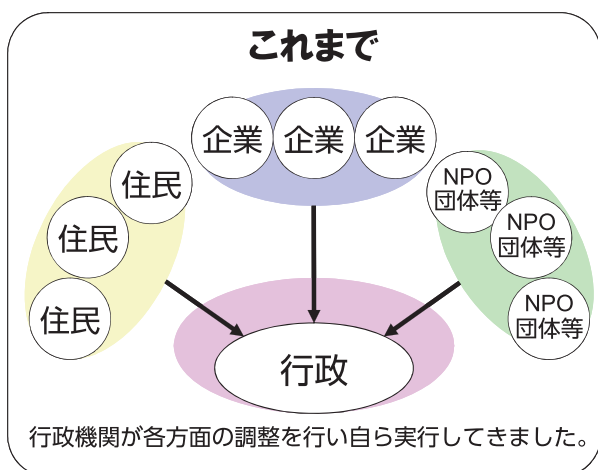
03 公民連携による都市づくりの推進

都市づくりは、従来、主として行政が担ってきましたが、今後は、多様な民間主体もその担い手としてとられ、行政と民間主体の協働により、従来の公の領域に加え、公と私との中間的な領域に活動を広げ、公民連携によるきめ細かな都市づくりを進めることが求められています。

このため、行政が構想や計画の段階から住民参加を求めるなど、公民連携による協議型の都市づくりを推進する一方、住民自らも都市づくりの構想や計画の提案、都市の管理・運営など、積極的に参加していくことがますます期待されています。

「新しい公共」を基軸とした都市づくりの意義

多様な担い手により、公と私との中間的な領域に活動を拡充した「新しい公共」の概念をもとに都市づくりを進めていくことは、社会貢献を通じた自己実現、地域への誇りや愛着の醸成、生活の質の向上、地域の活性化、行財政への負担軽減効果など多面的な意義があります。



「新しい公共」を基軸とした都市づくりの活動イメージ

- 従来の公の領域で行政が担ってきた活動を民間主体が主体的に担う活動
(例：自治会や企業が行う清掃活動等による公共空間の維持・管理)
- 行政も民間主体も担ってこなかった中間的な領域を新たに担う活動
(例：NPO法人等によるまちづくり活動など)
- 従来の私の領域で民間主体が担う活動を、民間主体間や行政等との協働により公共的価値を生む活動
(例：空き店舗を活用した中心市街地の活性化)

都市づくりへの参加支援

県と市町村は、都市づくりへの住民参加を支援するため、都市づくりに関する情報を県民に提供するとともに、都市づくりに参加する住民同士の情報交換の場づくりやそのネットワーク化を支援しています。

また、土地所有者、NPO等による都市計画提案制度など、都市づくりへの参加に有効な都市計画制度の普及・定着を図っています。さらに、住民ニーズの多様化に応じ、施設の管理運営などへの住民参加や、都市づくりに関する各種の専門家や都市づくりのNPO育成などに取り組んでいます。

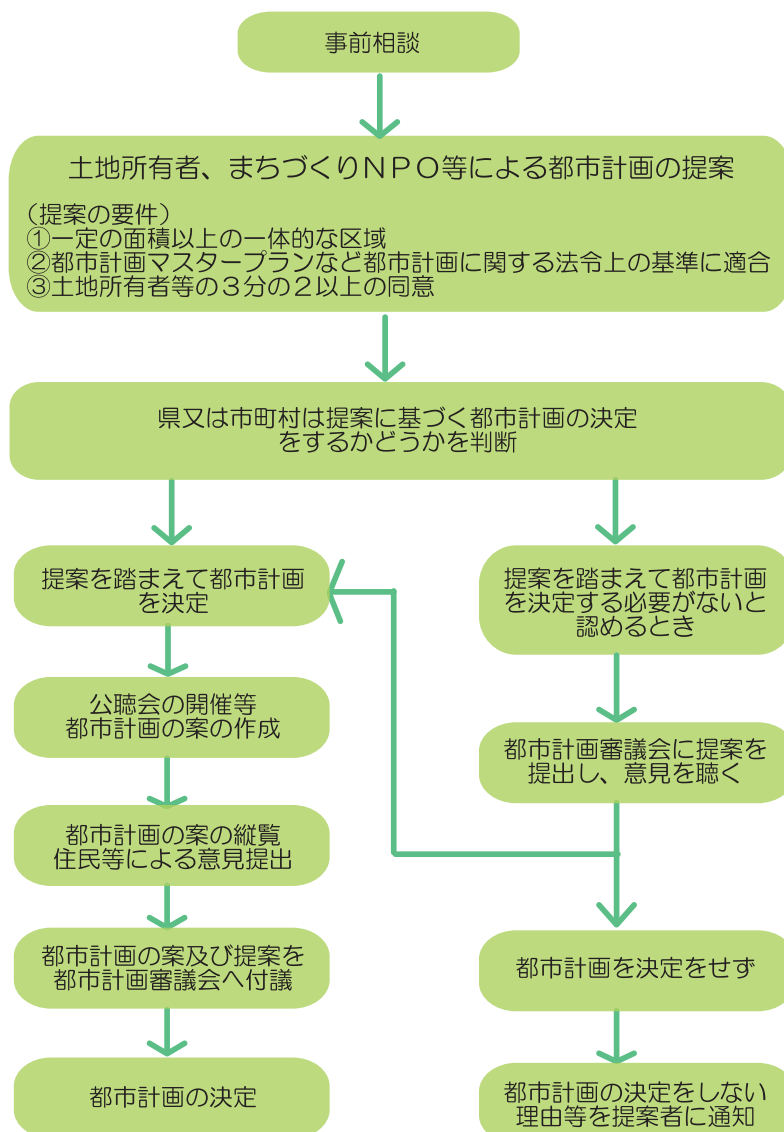
都市計画の提案制度

2002（平成 14）年度の都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定にともない、住民等による自主的なまちづくりの推進や、民間による都市再生の推進を図るための「都市計画提案制度」が創設されました。これは、土地所有者やまちづくりNPOあるいは民間事業者等が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度です。

提案できる都市計画

県および市町村が定める都市計画のうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」並びに「都市計画再開発方針等」を除く都市計画について提案することができます。

提案手続きの流れ



事例1 エリアマネジメント型まちづくり

まちの魅力や価値の向上を図るため、地元組織、民間事業者及び市民等が主体となって議論・活動を行うことにより、「エリアマネジメント型のまちづくり」を目指して取り組んでいます。

エキサイトよこはまエリアマネジメント協議会は、横浜駅周辺地区のエリアマネジメントを担う組織として、民間相互又は民間と行政等の複数の主体の連携・協働を通して、災害安全性の実現、国際交流都市の実現及び国際競争力の強化、都市間共創への対応等による横浜駅周辺地区の新たな価値を創出するとともに、魅力ある横浜の実現を目指し、まちづくり活動を行います。

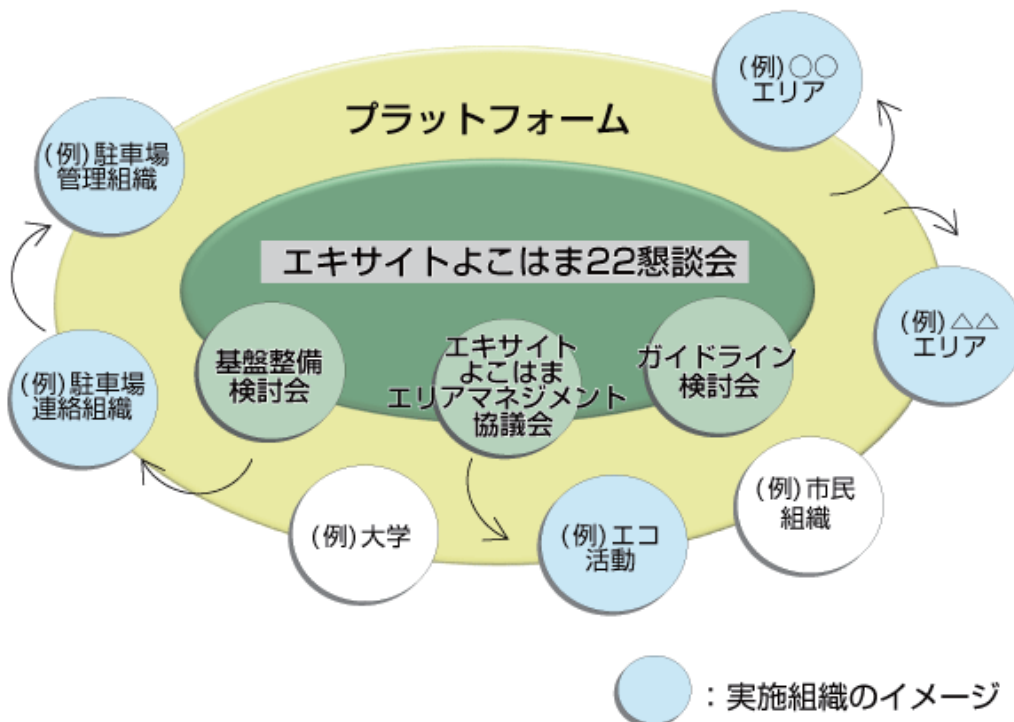
具体的には、横浜駅周辺地区のまちづくりに関する情報共有や意見交換をはじめ、まちづくり活動の検討、企画、実施及び検証を行うとともに、組織の将来的な経済的自立に向けて、検討を進めます。



放置自転車対策啓発活動



安全安心パトロール

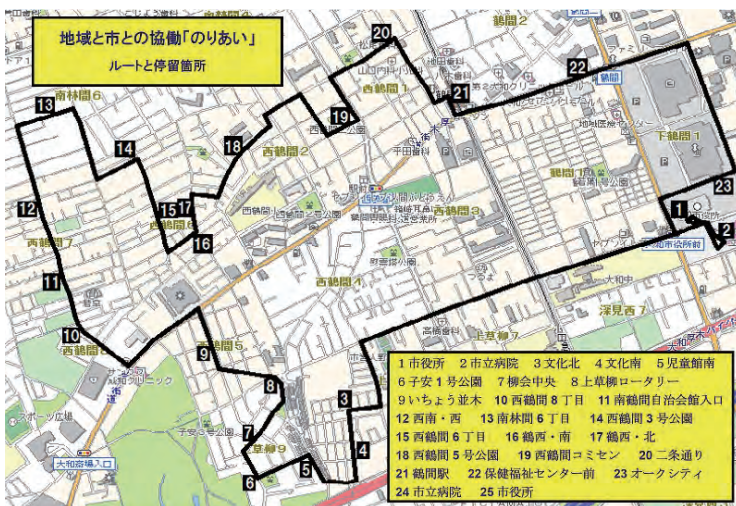


横浜市都市整備局HPより

事例 2 地域乗合交通創出支援事業

【事業概要】

大和市内には、交通の利便性向上を促進すべき地域が存在しています。路線バスやコミュニティバスなどが導入できない地域においては、地域住民が主体となって移動手段の創出に取り組み、外出機会の創出した地域コミュニティの活性化が図られるような支援を行っています。



【取組内容】

9自治会（約2,400世帯）の地域住民が中心となって組織する「地域と市との協働“のりあい”」が、10人乗りのワゴン車（運転者、添乗者、利用者8人乗り）を使い、地域と鉄道駅や商業施設などを結び移動手段の提供をはじめ、コミュニティ活性化に資する地域活動を行っています。

組織の運営に係る経費は、9自治会に属する各世帯からの協力金と、個人による賛同支援金、企業からの協賛金、バザーなどの収益で賄っています。市の支援は「大和市地域乗合交通創出支援事業要綱」に定める車両の確保と広報活動を行っています。

【ルート・運行スケジュール】

- ・平日のみ活動
- ・1周約9キロの周回コース
- ・1日18周（午前12周、午後6周）
- ・乗降場所は23か所

大和市HPより

事例 3 都市計画提案による周辺の居住環境との調和

城山三丁目地区では、小田原城址の至近距離に小田原城天守閣の高さを越える高層マンション建設の計画に対する紛争が発生しました。

このことを契機に、良好な住環境に関する地区住民の話し合いが行われるようになりました。

そして、平成18年7月に地区住民の方から地権者の3分の2以上の同意書を添えて地区計画の決定の提案が提出されました。市では、それを受け、都市計画決定の手続きを進め、提案制度による地区計画を平成19年に決定いたしました。

その後、城山三丁目地区地区計画の区域に隣接し、当地区と同様な土地利用形態を成す百段坂周辺地区において、街づくりの機運が高まり、住民の主体的な取組により街づくりの方向が示され、当該地区計画を拡大する提案が、地域住民の合意に基づきなされました。

市では、それを受け都市計画変更の手続きを進め、平成24年11月に城山三丁目地区地区計画の区域を拡大する都市計画を変更しました。



城山三丁目地区地区計画の概要

地区面積	約27ha
建物の用途	戸建て住宅、公益上必要な建築物など
敷地面積	最低限度 150m
建物の高さ	最高限度 10m
壁面の位置	道路の境界線から1m移譲後退
色彩	小田原市景観計画の小田原城周辺地区と同様
垣または柵等	生垣を基本とし、竹垣、板塀またはフェンス等透視可能な構造

小田原市HPより



第4章

資料

- 1 かながわの姿
- 2 地形と水系
- 3 温暖な気候
- 4 かながわの歩み
- 5 都市形成史
- 6 県政の歴史
- 7 その他

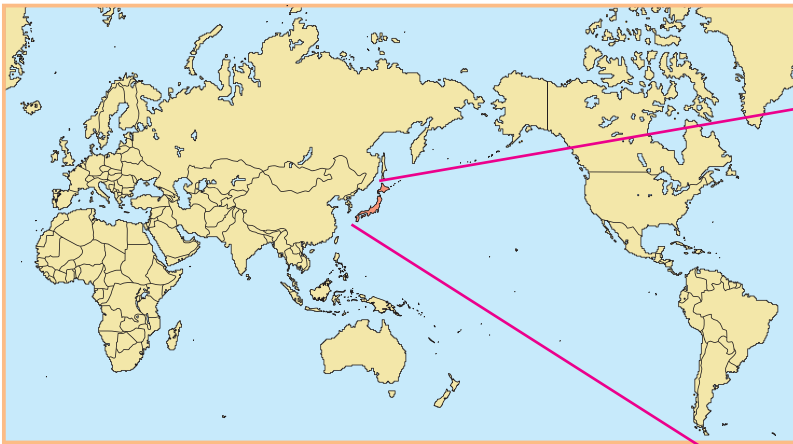
01 かながわの姿

神奈川県は、地球上の北緯 35 度 7 分 44 秒～35 度 40 分 22 秒、東経 138 度 54 分 57 秒～139 度 47 分 46 秒の間にあり、北半球のやや南より、ユーラシア大陸の東側に位置しています。日本列島においては、ほぼ中央、関東平野の南西部に位置し、首都圏の一角を形成しています。北は東京都に接し、西は丹沢山地で山梨県、箱根山地で静岡県に隣接しています。また、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、東京湾アクアラインを介して千葉県と連

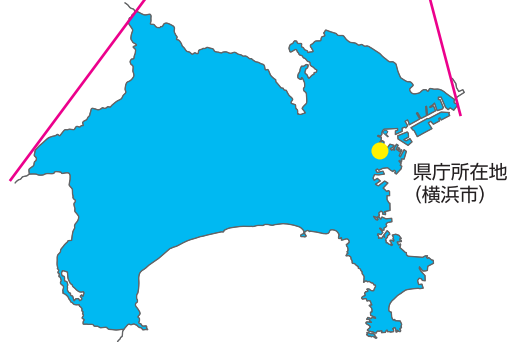
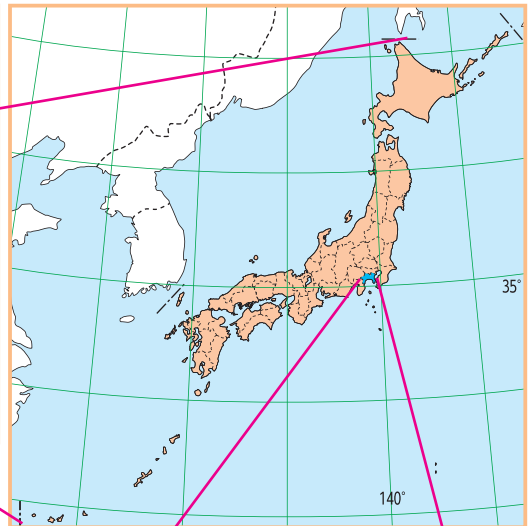
絡しています。羽田空港と隣接し、横浜港をはじめとした国際的な港湾施設を有するなど、国際的なアクセスにも優れています。

県の大きさは東西約 78km、南北約 60km、面積は 2,415.81km² で、全国で 5 番目に小さい県です。人口は住民基本台帳に基づく人口によれば、平成 27 年 1 月時点で約 913 万人と、全国で東京に次いで 2 番目に多い県です。

世界の中のかながわ



日本の中のかながわ



世界の都市への時間 (羽田空港からの所要時間)



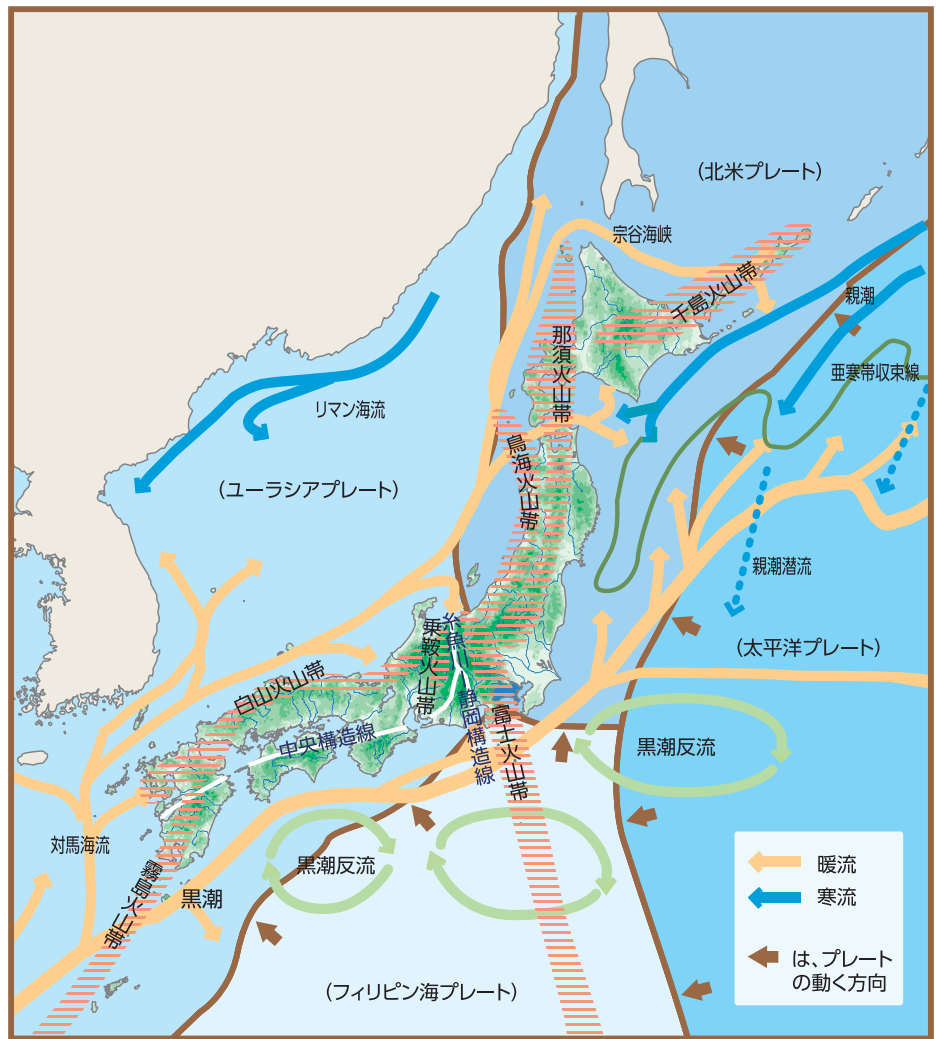
羽田空港 HP より

日本の地勢と海流

日本は国土の約73%を山地が占め、また、いくつもの火山帯が走る島国であり、四方を海に囲まれています。太平洋側に流れる親潮(寒流)と黒潮(暖流)は、亜寒帯収束線でぶつかり、潮目となっています。また、神奈川県はユーラシアプレート*、北米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレートがぶつかりあう境界域にもあたります。

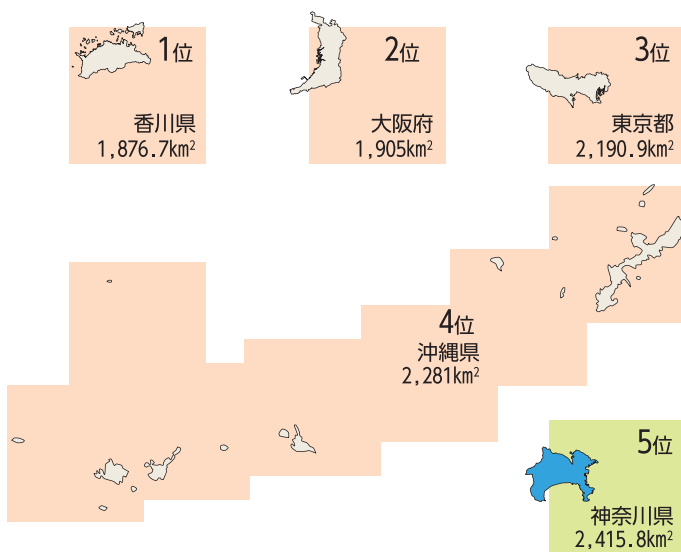
*プレート…プレートとは地球上の全表面にすき間無く敷き詰められている厚さ数十kmほどの岩盤を指します。プレートは、各々異なる方向に、年間数cm程度の早さで相対的に移動しており、それぞれのプレート境界では、プレートが離れ合ったり、近づき合ったりしています。近づき合うプレートの境界では、プレート同士が押し合ってヒマラヤのような巨大な山脈を形成するか、あるいは一方のプレートが他方のプレートの下に沈み込みます。この沈み込むところに沿って、海溝などの巨大な溝状の地形が形成されます。

参考・引用文献：
「日本の地震活動」平成9年10月
財団法人地震予知総合研究振興会地震調査研究センター



図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県都市政策課)、改訂地学図解(第一学習社)より

面積が小さい都道府県

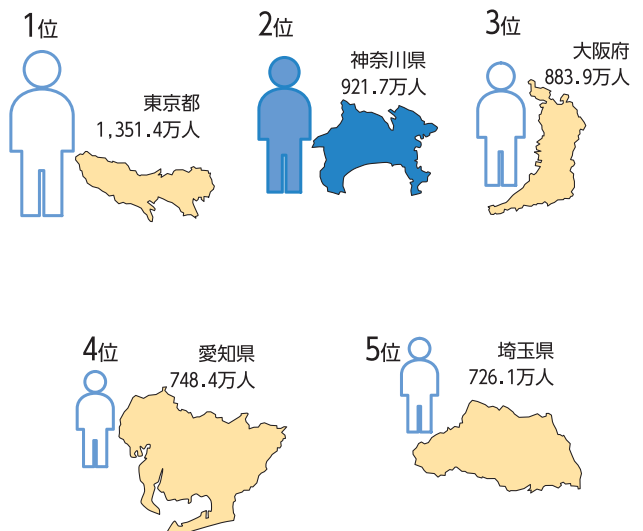


*境界未定のある都県については、参考値を使用しています。

平成26年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)より

人口の多い都道府県

2015(平成27)年10月現在(速報)



平成27年国勢調査人口速報集計(総務省統計局)より

02 地形と水系

神奈川県は、地形からみると大きく三つの地域に分けることができます。まず、県内で1番高い蛭ヶ岳をはじめ標高1,500m前後の山々が連なる丹沢山地や三重式火山で知られる箱根火山が特徴の西部山岳地域、次に多摩丘陵と三浦半島からなる東部丘陵地域、そして相模川を中心に両岸に広がる平坦な段丘と低地からなる中央地域です。地層をみると、県の西部と東部ではできた時代や構造に違いがあり、県西部は約7000万～3000万年前に堆積した小仏層群や相模湖層群が、陣馬山、相模湖、津久井湖にかけて露出しています。一方、県東部には三浦半島の中央に約1500万年前に堆積した葉山層群が分布しており、その一部を、保水性の高い関東ローム層が覆っています。

河川沿いには沖積層が形成されており、現在の地形は、数千万年にわたる様々な変遷を経て造り出されました。

水系をみると、東京都との県境には多摩川、県の中央部には相模川、西部には酒匂川が流れ、その周りには広い平野ができています。中でも相模川、酒匂川は重要な水源として、水道用水、工業用水、発電用水、農業用水など、地域の生活、産業、経済を支えるために利用されています。

また、豊かな水資源の一つである湧水は、生活用水として使われる以外にも観光の名所となったり、公園としても親しまれています。さらに、箱根や湯河原などでは温泉が出ることでも有名です。

神奈川県の地形

■主な山(海からの高さ)

	標高
蛭ヶ岳	1,673m
大室山	1,587m
丹沢山	1,567m
塔ヶ岳	1,491m
神山	1,438m
大山	1,252m
金時山	1,212m



わたしたちの神奈川県平成27年版(神奈川県総合政策課)より

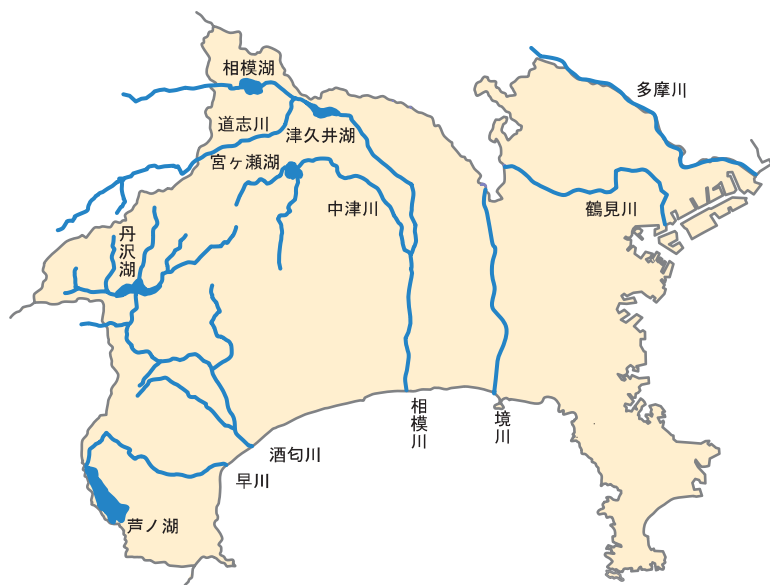
神奈川県の水系

■主な川

	県内を流れる長さ
相模川	55.6km
境川	52.1km
中津川	32.8km
鶴見川	32.0km
多摩川	28.4km
酒匂川	27.2km
道志川	21.7km

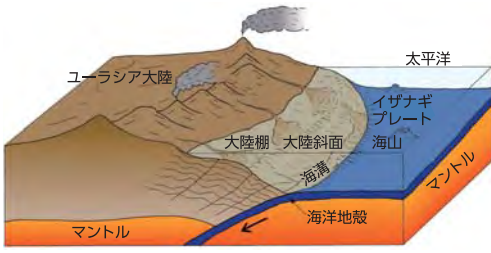
■主な湖

	面積
芦ノ湖	6.9km ²
宮ヶ瀬湖	4.6km ²
相模湖	3.3km ²
津久井湖	2.5km ²
丹沢湖	2.2km ²

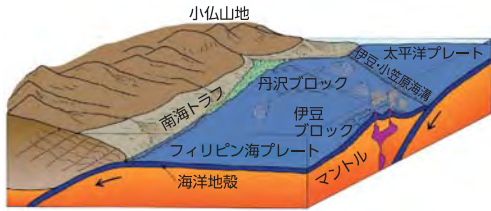


わたしたちの神奈川県平成27年版(神奈川県総合政策課)より

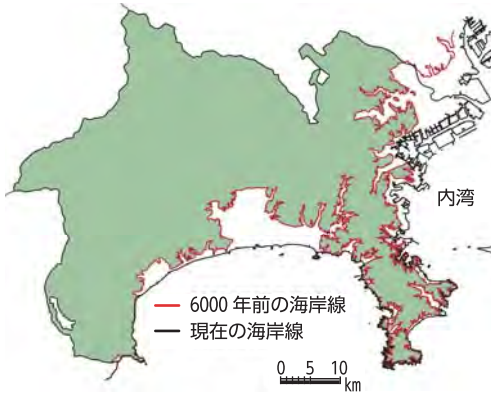
神奈川の大地の成り立ち



神奈川県内で最も古い地層（1億年～3000万年前）は、相模湖や津久井湖の付近にある小仏山地をつくる地層です。このころ、日本海はまだなく、日本はユーラシア大陸の縁に位置していました。この地層は、大陸から流されてきた砂や泥、礫が大陸棚や大陸斜面に堆積し、さらに海底地すべりによって海溝に堆積してできたものです。



2000万年前頃から大陸の一部が分裂をはじめ、日本海が拡大しました。伊豆・小笠原弧では1700万～1,100万年頃に活発な海底火山活動が続き、丹沢が南の海の火山島として誕生しました。丹沢はプレートに乗って北へ移動して、500万年前には本州へ衝突し、後に続いて北上・衝突してきた伊豆に押されて隆起し、丹沢山地となりました。



100万年前頃から、氷期と間氷期の繰り返しによる海面の上下変動が起こって、神奈川の大地も陸地になったり海に沈んだりしました。また、湯河原火山、箱根火山などの火山が活発に活動し、神奈川県の大地は火山灰層で覆われました。6,000年前は現在よりも暖かく、海面は現在に比べて2～3m上がり、広い内湾が形成されました。その後、海面の低下と地盤の隆起活動によって内湾が陸化し、平野や低地が形成されて現在の海岸線となりました。

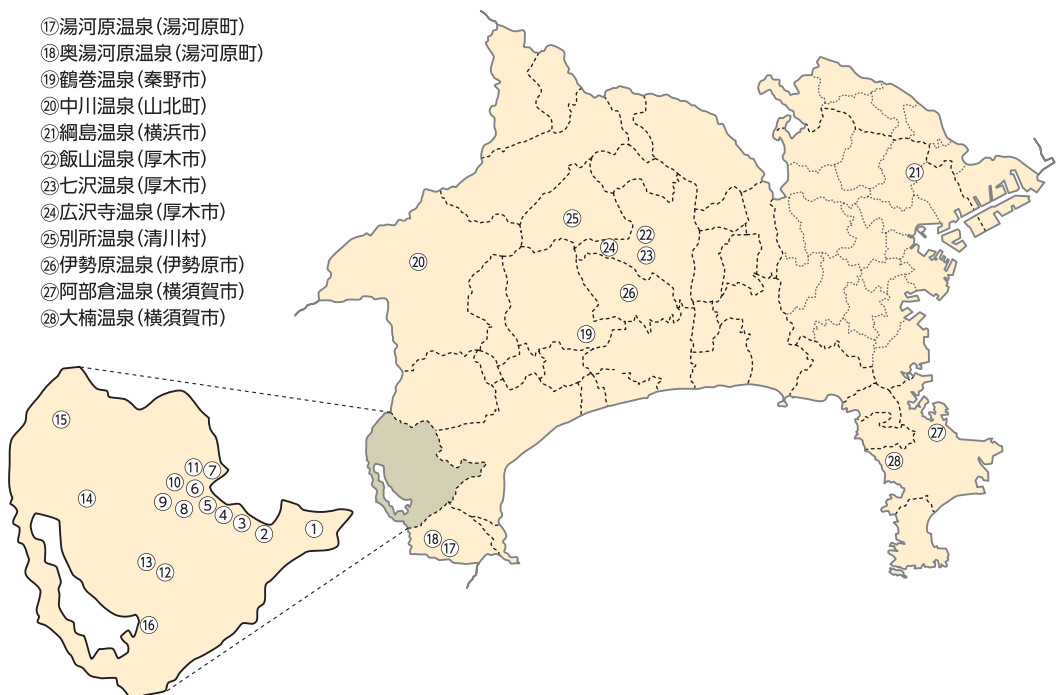
神奈川の自然図鑑 1 岩石・鉱物・地層（神奈川県立生命の星・地球博物館）、企画展ワークテキスト「+2℃の世界～縄文時代に見る地球温暖化～」(神奈川県立生命の星・地球博物館)より

温泉

●温泉

- ① 湯本温泉 (箱根町)
- ② 塔ノ沢温泉 (箱根町)
- ③ 大平台温泉 (箱根町)
- ④ 堂ヶ島温泉 (箱根町)
- ⑤ 宮ノ下温泉 (箱根町)
- ⑥ 底倉温泉 (箱根町)
- ⑦ 木賀温泉 (箱根町)
- ⑧ 小涌谷温泉 (箱根町)
- ⑨ 二ノ平温泉 (箱根町)
- ⑩ 強羅温泉 (箱根町)
- ⑪ 宮城野温泉 (箱根町)
- ⑫ 芦之湯温泉 (箱根町)
- ⑬ 湯ノ花沢温泉 (箱根町)
- ⑭ 姥子温泉 (箱根町)
- ⑮ 仙石原温泉 (箱根町)
- ⑯ 芦ノ湖温泉 (箱根町)

- ⑰ 湯河原温泉 (湯河原町)
- ⑱ 奥湯河原温泉 (湯河原町)
- ⑲ 鶴巻温泉 (秦野市)
- ⑳ 中川温泉 (山北町)
- ㉑ 綱島温泉 (横浜市)
- ㉒ 飯山温泉 (厚木市)
- ㉓ 七沢温泉 (厚木市)
- ㉔ 広沢寺温泉 (厚木市)
- ㉕ 別所温泉 (清川村)
- ㉖ 伊勢原温泉 (伊勢原市)
- ㉗ 阿部倉温泉 (横須賀市)
- ㉘ 大楠温泉 (横須賀市)



温泉地学研究所 HP より

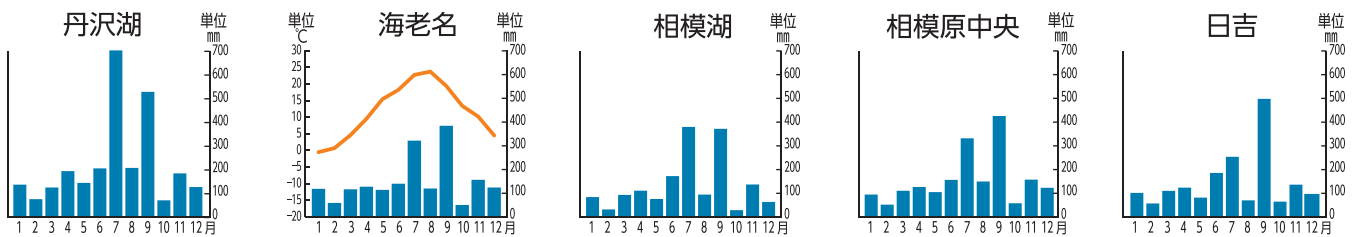
03 温暖な気候

神奈川県は丹沢や箱根の山々が北西の風を防ぎ、また太平洋に面して、黒潮の影響を受けているため、全県を通じて温暖で雨量の多い気候となっています。冬は晴天乾燥、夏は高温多湿の日が多い太平洋側気候で、2015（平成 26）年の年平均気温は

16.7℃、最高気温は 35.8℃、最低気温は -0.8℃でした（横浜地方気象台）。また、同年の年降水量は 1,836.0mm（横浜地方気象台）で、降水量の分布では、西部地域が高く、箱根では横浜の約 2 倍になっています。

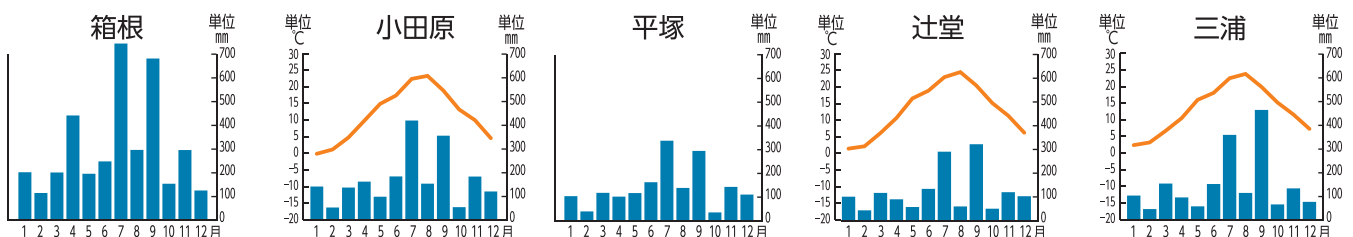
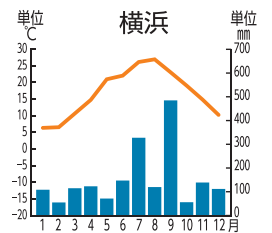
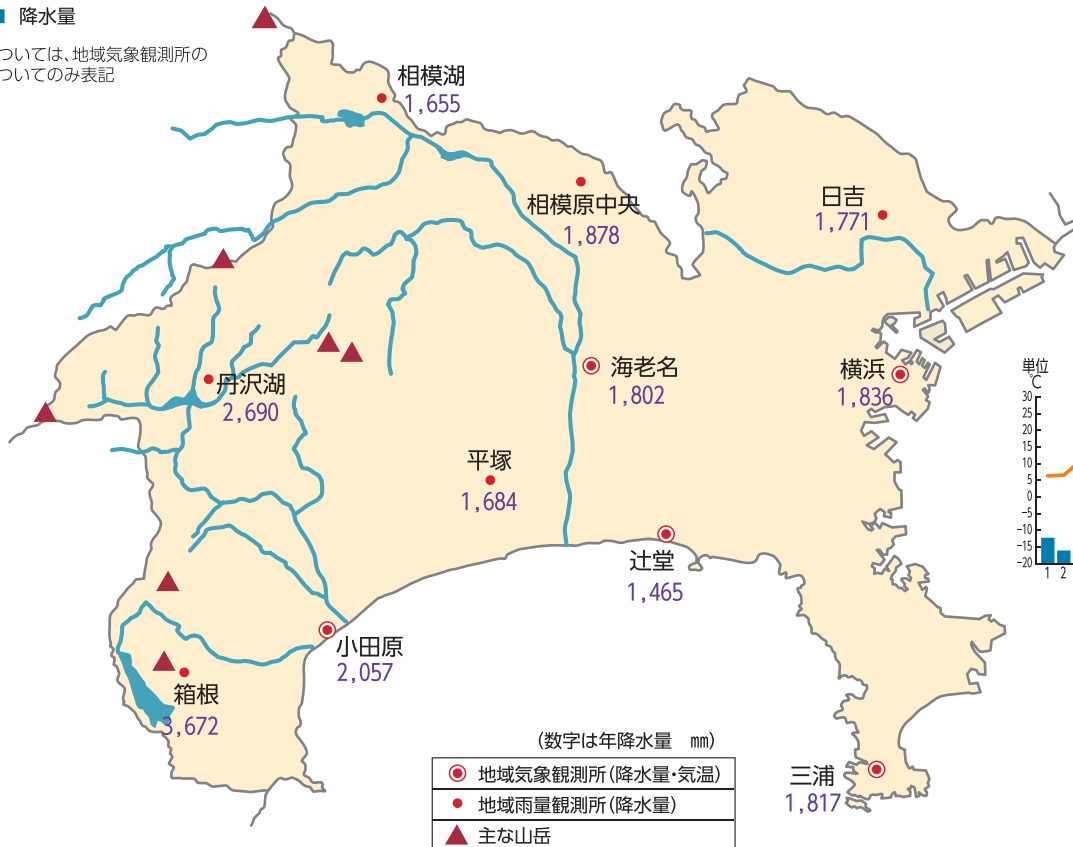
各地の平均気温と降水量

2014（平成 26）年現在



— 気温
■ 降水量

* 気温については、地域気象観測所の箇所についてのみ表記



気象統計情報（気象庁 HP）より

04 かながわの歩み

神奈川には原始（先土器時代）から相模原台地を中心に人々が住み始め、源頼朝が鎌倉に幕府を開いた鎌倉時代には、日本の中心地となりました。この時に鎌倉では鶴岡八幡宮を中心に若宮大路などの道が整えられ、多くの寺社も建てられました。江戸時代には、東海道などの現在の交通網の骨格となる道なども生まれ、街道の拠点となる宿場町は、物資の輸送や旅人同士の交流の拠点となりました。東海道には、県内では九つの宿場が設けられ、また藤沢遊行寺や江の島など、その沿道にある信仰の地や行楽の場への往来でにぎわいました。

幕末には、横浜は「開港場」となり、関内地区に整

然と外国人居留地が置かれ、公園や並木道（現日本大通り）が整備されました。これが、西洋の近代的都市計画の考え方を導入した日本の近代都市計画の始まりでした。こうしたことからいろいろなものが輸入され、このうち、アイスクリームやビール、テニス、鉄橋、鉄道などは横浜が発祥の地となっています。現在のみなとみらい地区（横浜市）の日本丸メモリアルパークから新港地区へ向かう遊歩道（汽公道）は、かつて物資輸送に使われた臨港鉄道の遺構を保存・活用したものです。その後、震災や戦災という、2度にわたる壊滅的な打撃を受けましたが、これを復興のエネルギーに変え、都市づくりは進みました。

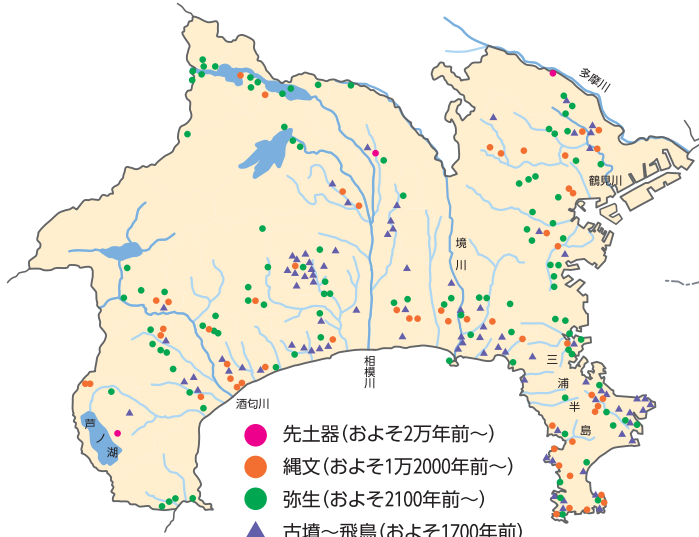
神奈川県歴史

時代	年代	主な出来事
原始	3万年前	相模野台地に人々が住み始める
	2万年前	県内の各地に人々が住み始める
古代	645 大化 1	☆大化の改新
	716 霊亀 2	相模の国ができる
	794 延暦 13	☆京都に都がおかれる（平安京）
鎌倉〜江戸	1192 建久 3	☆源頼朝が征夷大将軍になる ☆源頼朝が鎌倉に幕府をひらく
	1264 文永 1	鎌倉の大仏完成
	1333 元弘 3	☆鎌倉幕府が減じる
	1338 暦応 1	☆足利尊氏が京都に幕府をひらく（室町幕府）
	1467 応仁 1	☆応仁の乱
	1495 明応 4	北条早雲、大森氏の小田原城をうばう
	1543 天文 12	☆鉄砲が伝わる
	1590 天正 18	豊臣秀吉、小田原城を攻め北条氏がほろぶ
	1600 慶長 5	☆関ヶ原の戦い
	1603 慶長 8	☆徳川家康が江戸に幕府をひらく（江戸幕府）
	1619 元和 5	箱根に関所が設けられる
	1667 寛文 7	横浜に吉田新田が完成
	1853 嘉永 6	☆ペリーが浦賀に来航
	1854 安政 1	☆日米和親条約（神奈川条約）が結ばれる
	1858 安政 5	☆日米修好通商条約が結ばれる
1859 安政 6	☆神奈川の港が開かれる	
1867 慶応 3	☆大政奉還	
明治	1868 明治 1	☆明治維新 江戸が東京になる
	1869 明治 2	横浜の埋立がさかんに行われる（1869～1875）
	1871 明治 4	廃藩置県により、小田原、荻野山中、韮山、六浦、神奈川の5県が設置される

☆印は社会の大きなできごと、無印は神奈川県内のできごと・主な鉄道の開通

時代	年代	主な出来事
明治	1872 明治 5	☆新橋・横浜間に鉄道が開通
	1876 明治 9	今の神奈川県ができる
	1889 明治 22	☆大日本帝国憲法発布 東海道線、横須賀線が開通 横浜が市になる
	1894 明治 27	☆日清戦争がはじまる
	1902 明治 35	江ノ島電気鉄道が開通
	1904 明治 37	☆日露戦争がはじまる
1908 明治 41	横浜鉄道（現横浜線）が開通	
大正	1913 大正 2	浅野総一郎などが川崎の海岸の埋立をはじめる
	1914 大正 3	☆第一次世界大戦が始まる（～1918）
	1921 大正 10	相模鉄道が開通
	1923 大正 12	☆関東大震災
	1925 大正 14	☆普通選挙法ができる
	1926 大正 15	東京横浜電鉄（現東横線）が開通
昭和	1927 昭和 2	南武鉄道（現南武線）、小田原急行鉄道（現小田急線）が開通
	1941 昭和 16	☆太平洋戦争がはじまる
	1945 昭和 20	横浜が大空襲をうける ☆第二次世界大戦が終わる
	1946 昭和 21	☆日本国憲法が公布される
	1956 昭和 31	☆国際連合に加入
	1964 昭和 39	☆東京オリンピックが開かれる 東海道線新幹線が開通
1969 昭和 44	東名高速道路が全線開通	
平成	1989 平成 1	横浜博覧会が開催される 横浜ベイブリッジ開通
	1990 平成 2	サーフ'90が開催される
	1998 平成 10	かながわ・ゆめ国体が開催される
	2004 平成 16	みなとみらい線が開通
	2010 平成 22	相模原市が政令指定都市になる
	2011 平成 23	☆東日本大震災

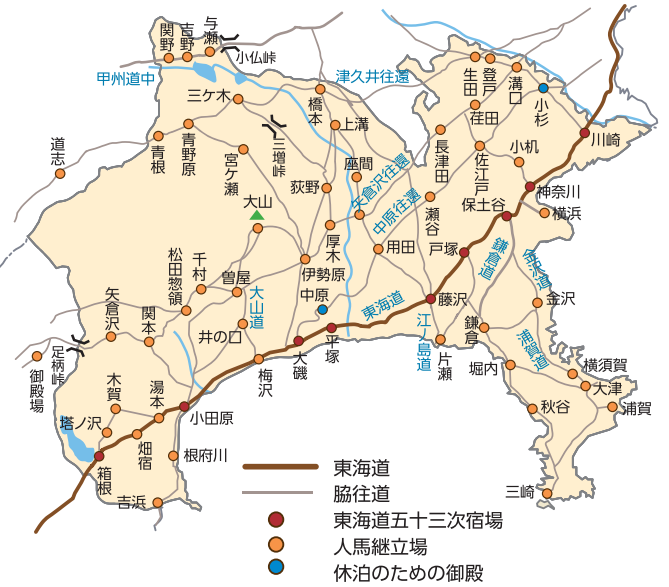
人のくらし、まちのはじまり



人々は相模川沿いの台地や酒匂川沿い、
また三浦半島の海岸沿いに住み始めました

神奈川県史(神奈川県)、図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県都市政策課)他より

近世交通図



神奈川の東海道(上)(神奈川県東海道ルネッサンス推進協議会)より

鎌倉のまちとみち

源頼朝が鎌倉に入るとまずとりかかったのが道路の整備です。都市を構成するうえで重要な要素となる道路ですが、鎌倉時代の道路整備は、防備とともに物資と人の流入のために行われました。鎌倉への出入口は、山を削りとして作られた「切り通し」であり、極楽寺坂、大仏、化粧坂、亀谷坂、巨福呂坂、朝比奈、名越の七つが整備され、「七切り通し」または「七口」と呼ばれています。切り通し付近には、外側左右の山腹を垂直に削って登りにくくした切り岸や、山腹をひな壇状に削って陣地とした平地が現在も残っています。三方の山並を城壁とする城塞都市・鎌倉の特徴といえます。



かながわの古道(神奈川合同出版)より

鎌倉道

鎌倉幕府開府以後、各地から鎌倉に向かった中世古道を総称して鎌倉街道といいます。上ノ道(西の道)、中ノ道、下ノ道(東の道)の三街道、また六浦路、三浦道などがあり、これらは鎌倉を中心に放射線状に広がっていました。

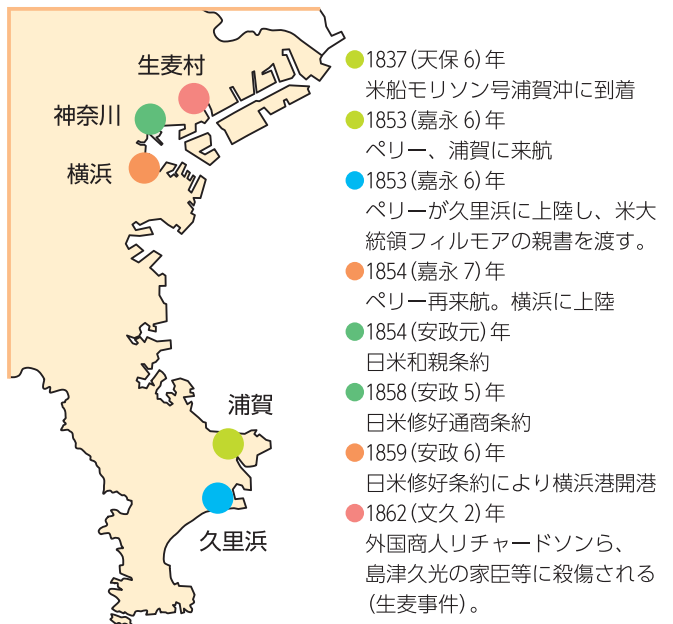
- 上ノ道…信濃、上野方面から武蔵府中を経て境川沿いに南下して化粧坂に至ります。頼朝による鎌倉建設の道であるとともに、新田義貞によって攻められた鎌倉陥落の道でもあります。武相武士がもっとも多く往来した道です。
- 中ノ道…武蔵府中のは政渡しから下流の二子渡しにかけての渡河点多摩川を渡り、多摩丘陵を越えて鶴ヶ峰に集まり二俣川を経て下ノ道に合流します。現在も世田谷の代田、若林、弦巻、用賀に鎌倉道という伝承が残っています。
- 下ノ道…江戸方面から東京湾岸の台地上を進み、鶴見、保土谷、弘明寺を経て亀谷坂または巨福呂坂に達します。室町時代には往返が多くなりました。
- 六浦路…房総方面から東京湾を渡り、金沢から朝比奈切り通しを越えます。交通上の重要な港、製塩の地、戦略上の用地、士民慰安の地として重要な地理的条件を備えていました。
- 三浦道…三浦方面から名越坂または小坪坂に向かいます。

かながわの古道(神奈川合同出版)、神奈川県史(神奈川県)より

大山道(近世の道)

関東一円から相模国・大山阿夫利神社(現:伊勢原市)へ向かう参道です(江戸時代)。かつて大山信仰が隆盛を極めていた頃は、関東の道はすべて大山に通じると言われ、東北・東海地方へと広がっていました。これらの道は、信仰の道であるとともに地域の生活道でもあり、その道筋は時代により変わっていきました。大山道には大山講などに献納された石灯ろうや不動尊蔵が建てられており、台座などに刻まれた道しるべが人々を導いています。現在では国道246号等に引き継がれ、主要幹線道路として重要な役割を果たしています。

開港の歴史



図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県都市政策課)より

05 都市形成史

1 鉄道の発達と都市形成

近代の市街地の形成に、民間の宅地開発は大きな役割を果たしてきました。大正末期、私鉄による鉄道の敷設が盛んになり、横浜の郊外には、住宅地が拡大していきました。これは、鉄道資本が鉄道路線の開業と沿線の開発をセットで進めたことによるもので、今日の神奈川県各市街地イメージの代表である鉄道沿線の丘陵部の良好な市街地の原点は、この時にできあがりました。

たとえば東急電鉄は日吉台・綱島・菊名・白楽などに住宅地を造成し、昼間の利用者を増やすために、沿線に大学やレクリエーション施設を誘致したり、小田急電鉄は現在の中央林間・南林間に野球場、テニスコートなどを整備しました。また、箱根・湯河原の一带は観光地・温泉地として発展しました。葉山から大磯にかけての湘南海岸一帯は明治期より別荘地や海水浴場として注目され、東海道線や湘南海岸公園道路（現国道134号）の開通によって、ますます開発が進みました。

鉄道網の形成過程



— 国鉄
— 私鉄
— 地下鉄

1889 (明治22年)

明治5年に東海道線新橋～横浜間が開通



1905 (明治38年)

京浜電気鉄道の川崎～神奈川間の開通により、東京～横浜間が全線開通



1917 (大正6年)

明治41年に東神奈川～八王子を結ぶ横浜線が開通



1926 (大正15年)

大正10年に相模鉄道が開通

1935 (昭和10年)

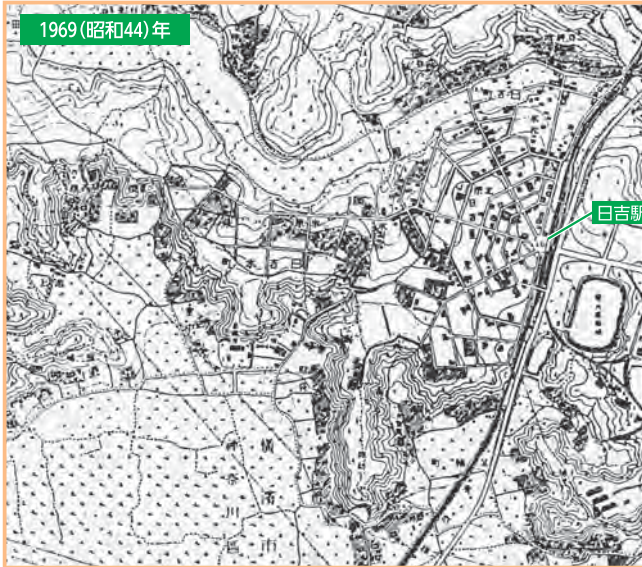
昭和2年に小田急線・南武線が開通。
昭和5年に湘南電気鉄道が開通



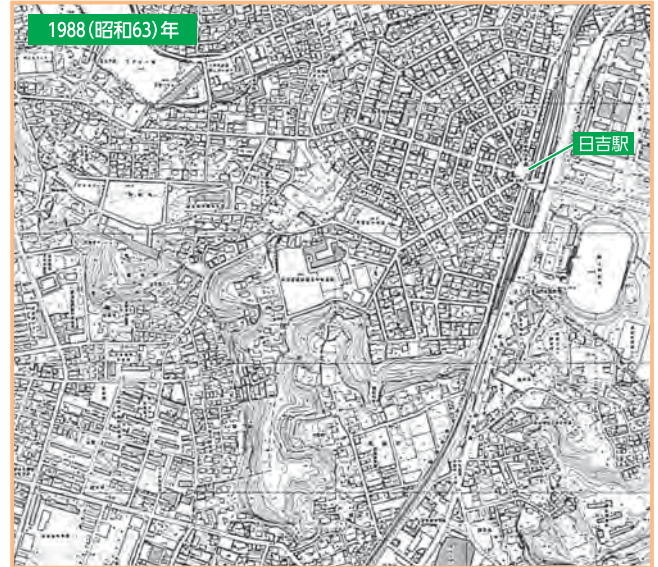
小田急五十年史 (小田急電鉄株式会社) より

民間宅地開発

日吉台



分譲地は丘陵部にあり、道路が放射線状に整備されていることがわかります。



分譲地周辺の市街地は街路形状が不整形になっています。

神奈川県都市政策史料 第1、2集(神奈川県都市政策課)より

中央林間・南林間



この地区の計画の特徴は、①駅前広場を設けている ②駅周辺は商業地区とし、区画も小さい ③駅を中心に斜めの道路を配置している ④住区を構成する考え方は存在しない ⑤公共施設用地としては、中央林間では中央公園が予定され、一種のシビックセンターとしている(公園は実現しない) ⑥敷地割は中央林間1街区1,440坪から2,400坪であることです。



ミニ開発が進み斜めの道路は分かりにくくなりました。

神奈川県都市政策史料 第1、2集(神奈川県都市政策課)より

2 震災・戦災からの復興

1923(大正12)年9月1日、震度6、マグニチュード7.9の大地震が関東地方を襲いました。その被害は、東京府(現在の東京都)や神奈川県を中心に1府8県に及び、死者行方不明者14万人余、家屋の全壊と半壊が各13万戸弱、全半焼が45万戸弱という大きなものでした。

県内では、全世帯の86%にあたる23万7,338世帯が被災し、横浜に次いで小田原、横須賀、鎌倉、平塚などで大きな被害を受けました。一方で、この震災以後の復興事業によって街路が新設・拡幅されるなど横浜の市街地は一新されました。

昭和に入り、相模原台地上の畑地であった県央地区に軍事施設・軍需工場が集積し始めました。横須賀、相模原、大和では、「新興工業都市」としての大規模

写真で見る関東大震災、被災状況



山津波の被害を受けた大山町(伊勢原市)



建物19棟が全壊した富士瓦斯紡績川崎工場(川崎市)



倒壊した遊行寺(藤沢市)



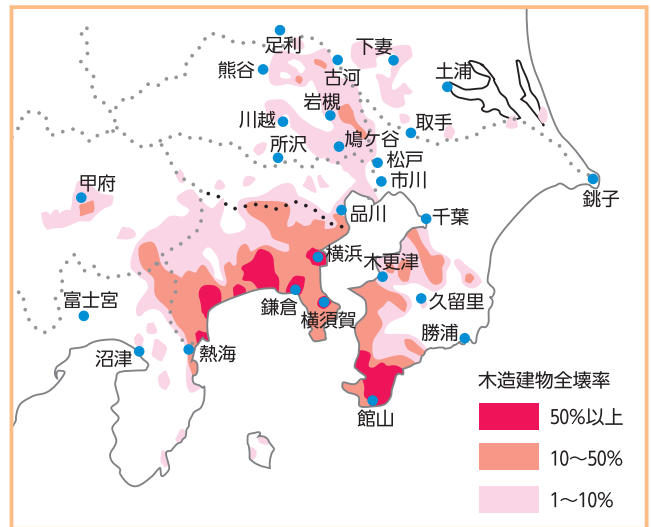
箱根宮ノ下富士屋ホテル前炊き出し(箱根町)

写真提供：神奈川県立歴史博物館

な県営区画整理が実施されましたが、これは日本初のニュータウン建設計画でした。

1941(昭和16)年12月8日に始まった太平洋戦争で、日本の主要都市は破壊され、大きな被害を受けました。1946(昭和21)年に制定された特別都市計画法により、横浜、川崎、平塚、小田原の各市が「戦災都市」の指定を受け、戦災復興事業として土地区画整理事業などが進められました。このように、震災・戦災の復興から都市の骨格が生まれてきました。

関東大震災による木造家屋全壊率



日本の地震活動(財団法人地震予知総合研究振興会地震調査研究センター)より

三崎町火災跡地の区画整理



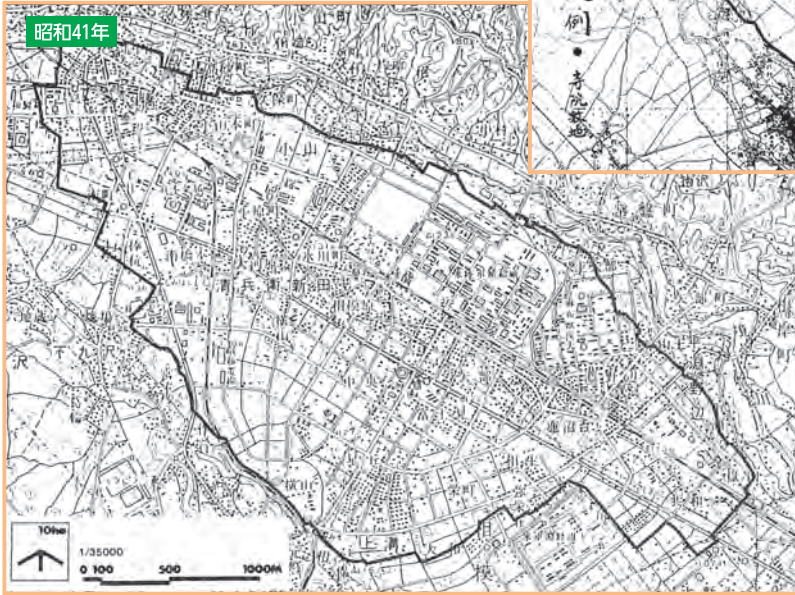
図説アーバン神奈川1988年(神奈川県都市政策課)より

相模原軍都区画整理事業

昭和12年



昭和41年



軍需産業が急速に成長し、郊外地・農村部に大規模工場が進出した結果、国庫補助を受けて「新興工業都市」としての土地区画整理事業が実施されました。

駅前を中心に街区が整備されています。

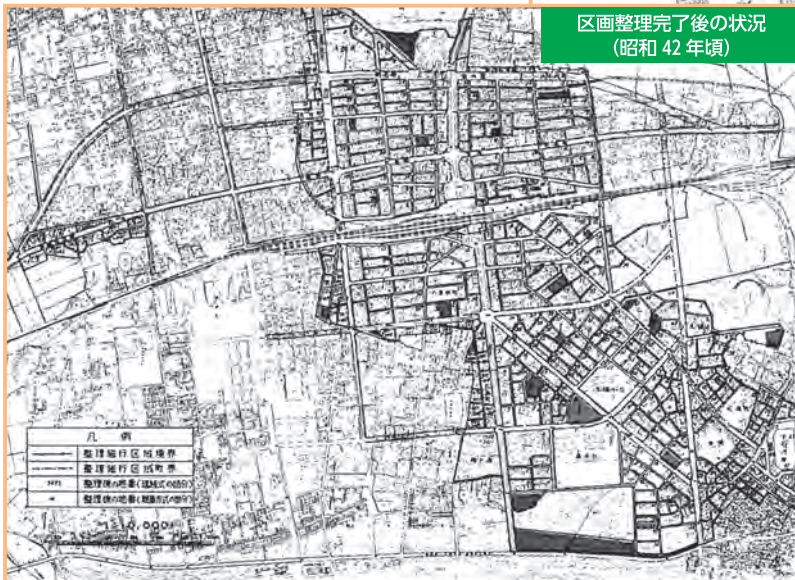
図説かながわの県土 1984年（神奈川県都市政策課）より

平塚の戦災復興事業

区画整理施行前の状況（昭和21年）



区画整理完了後の状況
(昭和42年頃)



雑然とした市街地が広がっていました。

まちの東西を走る国道、そして駅前を起点に整然と街区がはりめぐらされています。

図説アーバン神奈川 1988年（神奈川県都市政策課）より

3 高度経済成長による人口集中とその後

東京湾臨海部の埋立は、県内では大正期に始まり、以後、京浜工業地帯として神奈川県の工業集積に大きな役割を果たしてきました。しかし、高度経済成長期には大気汚染などによる公害問題も生じ、国や県、市でも公害対策に取り組みました。

また、この時期、急激に増加する人口に対応するため、県住宅供給公社や住宅公団によって住宅団地が次々と建設され、民間事業者による宅地開発も進みました。風致景観をおびやかす山林の開発をきっかけに古都保存法*1も誕生しました。1957(昭和32)年には藤沢市がマスタープラン(藤沢総合都市計画)を策定。市主導で区画整理を開始し、北部工業開発や湘

南ライフタウンなどの宅地開発が実施されました。

急激な人口増加と住宅立地の弊害から、宅地開発指導要綱*2の必要性や、アメニティ(快適環境)空間の重要性が求められるようになり、近年の宅地開発では、緑地率を高めたり、建築協定や地区計画により植栽や壁面後退の規定を設けるなど、質の高い開発事例も増えてきています。

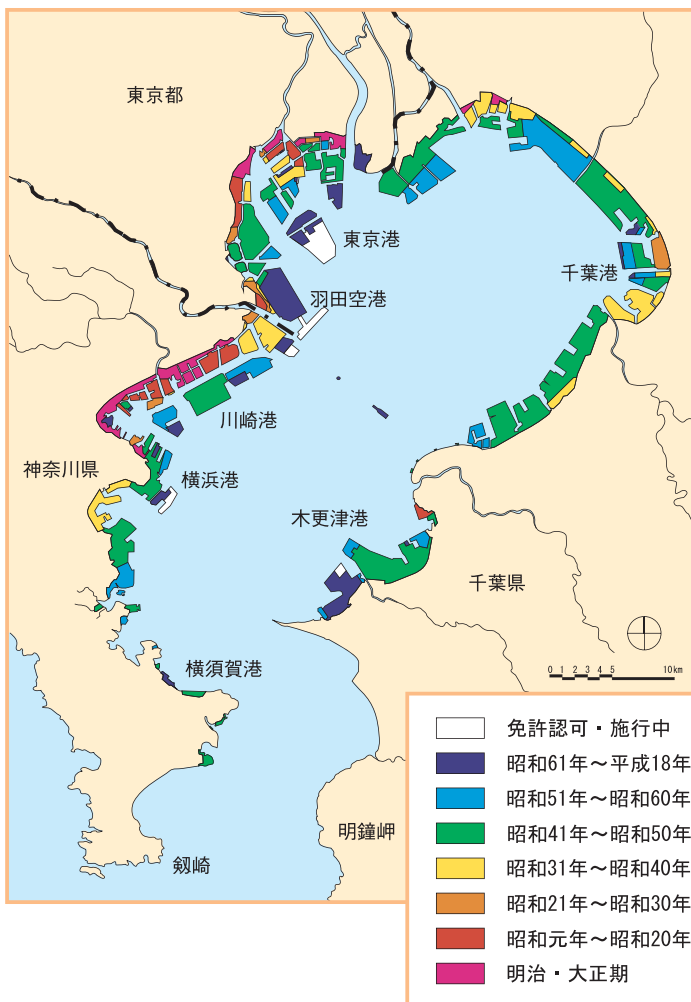
*1 古都保存法…鎌倉市には山林を切り開く宅地開発が集中し、鶴岡八幡宮の裏山一体「御谷」は、住民・市民の必死の働きかけにより開発をまぬがれ、1966(昭和41)年に古都保存法が策定されるきっかけとなりました。

*2 宅地開発指導要綱…宅地開発やマンション建設を行う業者などに対して、公園や学校などの公共施設を整備すること等を定めた市町村の要綱。

京浜工業地帯埋立事業の歴史

1913(大正2)年から六郷川と鶴見川下流域の海岸578haが民間会社によって埋立てられました。ここが、県内で最も歴史の古い京浜工業地帯です。京浜運河開設とともに、この造成は大正から昭和の初期にかけて急速に進められました。1932(昭和7)年には、神奈川県が独自に鶴見川の改修とその周辺の埋立事業を起こし約13万6,000坪を造成。横浜市も1928(昭和3)年に生麦の海岸の埋立を計画、1936(昭和11)年には61万9,000坪を造成しました。官民の協力による完成でした。

東京湾の埋立の推移



首都圏白書 平成19年度(国土交通省)より

高度経済成長をめぐる主な出来事

1950(昭和25)年	港湾法 朝鮮特需景気
1951(昭和26)年	県、事業所公害防止条例
1956(昭和31)年	首都圏整備法 神武景気(昭和30年～32年頃) なべ底不況(昭和32年～33年頃)
1958(昭和33)年	工場排水等規制法
1959(昭和34)年	工業等制限法 岩戸景気(昭和33年～36年頃)
1960(昭和35)年	川崎市、公害防止条例
1961(昭和36)年	国民所得倍增計画が決定
1962(昭和37)年	災害対策基本法 全国総合開発計画
1964(昭和39)年	県、公害防止条例 東京オリンピック いざなぎ景気(昭和40年～45年頃)
1967(昭和42)年	公害対策基本法
1968(昭和43)年	大気汚染防止法・騒音規制法
1970(昭和45)年	川崎で光化学スモッグ発生
1971(昭和46)年	ニクソン・ショック
1972(昭和47)年	工業再配置促進法 川崎市市区制施行
1973(昭和48)年	第一次石油ショック
1974(昭和49)年	工場立地法改正
1977(昭和52)年	川崎市、環境影響評価に関する条例 県、石油コンビナート等防災計画
1979(昭和54)年	第二次石油ショック

赤字は、臨海工業地帯に関連する法律をさします。

図説かながわのまち解体新書 2006年(神奈川県都市計画課)より

高度経済成長期の開発

■ 藤沢市のマスタープラン(総合都市計画) 1957(昭和32)年



広報ふじさわに
掲載された計画



北部工業開発

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県都市政策課)より

■ 西鎌倉・片瀬山開発(鎌倉市・藤沢市) 1970(昭和45)年



宅地開発の進んだ鎌倉一帯の丘陵。古都の風致景観保存問題が発生しました。

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県都市政策課)より

■ 汐見台団地(横浜市) 1971(昭和46)年



県住宅供給公社により造成された大規模団地。72.7ha

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県都市政策課)より

近年の開発(都市再生緊急整備地域における主な事例)

■ 横浜みなとみらい地域(横浜市)



商業・業務・文化芸術・居住の機能を備えた国際色豊かなまちづくりが行われています。

(財)横浜観光コンベンション・ビューローより

■ 川崎駅周辺地域(川崎市)



商業・業務をはじめとした魅力とにぎわいのあるまちづくりが行われています。

川崎市より

06 県政の歴史

神奈川は、1871（明治4）年の廃藩置県の際には小田原・荻野山中・韮山・六浦・神奈川の5県に分かれていましたが、同年11月に神奈川県と足柄県に大別されました。この頃の人口は約10万6千人余りで、戸数は約4万9千戸でした。1876（明治9）年、足柄県の旧相模国全部が神奈川県に編入され、1893（明治26）年に南・北・西多摩の3郡が東京府に移され、現在の神奈川県の県域となりました。

1888（明治21）年に市制町村制が制定されました。政府のねらいは、各町村を主体的に国を支える単位とすることにより国家行政の負担を地方に分担しようというものでした。1889（明治22）年の横浜に始まり、1947（昭和22）年の地方自治法、1953（昭和28）年の町村合併促進法により市町村の新設や編入合併が次々と行われ、法施行以前の8市7郡35町71村が、1978（昭和53）年11月に19市7郡17町1村となりました。2006（平成18）年3月20日には、津久井町と相模湖町が相模原市と、2007（平成19）年3月11日には、城山町と藤野町が相模原市と合併し、19市6郡13町1村となり今日に至っています。

シルクロード

国道16号の八王子～横浜間は、「日本のシルクロード」と呼ばれる八王子街道が前身です。背後に絹の産地である群馬や長野を抱える八王子は桑都と呼ばれていました。日本各地から集められた生糸を横浜港に運ぶ要路として利用されていたのが八王子街道です。運ばれた生糸は横浜港からアメリカなどへ輸出されていました。

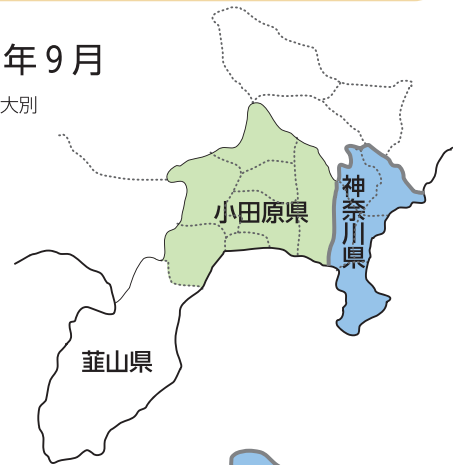


図説かながわのまち解体新書 1999年（神奈川県都市政策課）より

神奈川県域変遷図

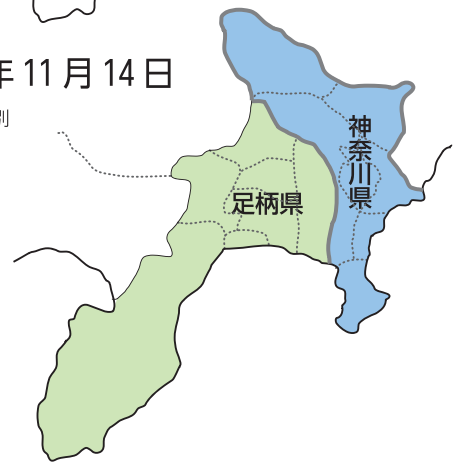
1871（明治4）年9月

小田原県と神奈川県に大別



1871（明治4）年11月14日

足柄県と神奈川県に大別



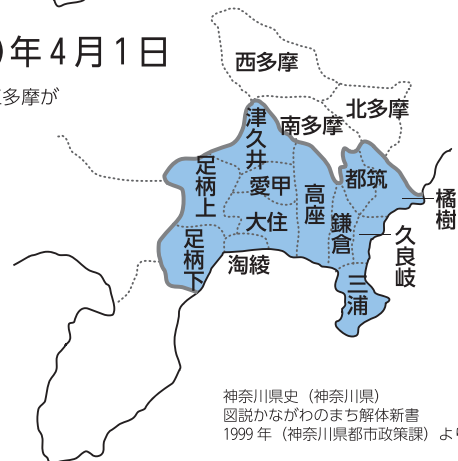
1876（明治9）年4月18日

足柄県の旧相模国全部が神奈川県に編入



1893（明治26）年4月1日

東京の水源地として三多摩が東京に移管。



神奈川県史（神奈川県）
図説かながわのまち解体新書
1999年（神奈川県都市政策課）より

市制施行年

1888年 (明治21)	●市制町村制制定 「明治の大合併」 (明治21年~22年)	政令 指定都市
1889年 (明治22)	横浜市	
1907年 (明治40)	横須賀市	
1924年 (大正13)	川崎市	
1932年 (昭和7)	平塚市	
1939年 (昭和14)	鎌倉市	
1940年 (昭和15)	藤沢市	
	小田原市	
1947年 (昭和22)	●地方自治法施行	
	茅ヶ崎市	
1953年 (昭和28)	●町村合併促進法公布 「昭和の大合併」 (昭和28年~36年)	
1954年 (昭和29)	逗子市	
	相模原市	
1955年 (昭和30)	三浦市	
	厚木市	
	秦野市	
1956年 (昭和31)	横浜市	
1959年 (昭和34)	大和市	
1971年 (昭和46)	伊勢原市	
	座間市	
	海老名市	
1972年 (昭和47)	南足柄市	川崎市
1978年 (昭和53)	綾瀬市	
1999年 (平成11)	●市町村の合併の特例に 関する法律公布 「平成の大合併」 (平成11年~22年)	
2010年 (平成22)	相模原市	

市町村合併図

1953(昭和28)年10月1日から1959(昭和34)年3月1日まで



神奈川県史(神奈川県)より

現在の市町村区画

2016(平成28)年1月1日現在



- 政令指定都市の要件(横浜・川崎・相模原)
人口50万人以上で政令で指定する市
- 中核市の要件(横須賀)
人口30万人以上で政令で定める市
- 特別市の要件(平塚・厚木・大和・小田原・茅ヶ崎)
人口20万人以上で政令で定める市

■市の要件

- ①人口5万人以上(平成17年3月31日までに合併の場合4万人以上)
- ②中心市街地形成戸数が全戸数の6割以上
- ③商工業その他の都市的業態に従事する者及びその同一世帯に属する者の数が全人口の6割以上
- ④都道府県が条例で定める要件

07 その他

1 都市計画行政の歴史

西 暦	年 号	県の動き	国の動き
1968年	昭和43年		新都市計画法公布(1969(昭和44)年施行)、旧都市計画法廃止〔都市計画決定権限を地方公共団体に移譲、区域区分制度・開発許可制度の導入、住民参加規定等〕 第2次首都圏基本計画策定
1969年	昭和44年		新全国総合開発計画策定 都市再開発法公布
1970年	昭和45年	当初線引き告示	建築基準法改正〔集団規定の全面改定(用途地域の細分化、容積率規制、北側隣地斜線制限等)〕
1973年	昭和48年	神奈川県新総合計画策定	都市緑地保全法公布(1974(昭和49)年施行)
1974年	昭和49年		国土利用計画法公布 生産緑地法公布 都市計画法、建築基準法改正〔開発許可制度の非線引き区域への拡大〕
1976年	昭和51年		第3次首都圏基本計画策定 建築基準法改正〔日影規制制度〕
1977年	昭和52年	第1回線引き見直し告示(横浜市、川崎市ほか11市町)	第三次全国総合開発計画策定
1978年	昭和53年	新神奈川計画(基本構想)策定 神奈川県国土利用計画策定	
1979年	昭和54年	第1回線引き見直し告示(平塚市、小田原市ほか4市町)	
1980年	昭和55年		都市計画法、建築基準法改正〔地区計画制度の創設〕
1983年	昭和58年	改定新神奈川計画(基本計画)を正式決定	
1984年	昭和59年	第2回線引き見直し告示	
1986年	昭和61年	かながわ都市マスタープラン策定 神奈川の交通マスタープラン策定	第4次首都圏基本計画策定
1987年	昭和62年	第二次新神奈川計画策定	第四次全国総合開発計画策定
1988年	昭和63年		都市再開発法、建築基準法改正〔再開発地区計画の創設、集落地区計画等地区計画の拡充〕
1989年	平成元年		土地基本法公布 道路法、都市計画法、建築基準法改正〔道路内建築制限の緩和、立体道路にともなう地区計画の創設、集落地区計画等地区計画の拡充〕
1990年	平成2年	第3回線引き見直し告示(横浜市以外)	都市計画法、建築基準法改正〔住宅地高度利用地区、用途別容積率地区計画等の緩和型計画制度の創設〕
1991年	平成3年	かながわ都市マスタープラン及び神奈川の交通マスタープラン改定	
1992年	平成4年	第3回線引き見直し告示(横浜市)	都市計画法、建築基準法改正〔市町村マスタープランの創設、用途地域の細分化、開発許可基準の見直し〕
1994年	平成6年		建築基準法改正〔住宅地下室を容積率算定から除外〕
1995年	平成7年		地方分権推進法公布(2002(平成14)年失効) 都市計画法、建築基準法改正〔街並誘導型地区計画の創設、前面道路による容積率制限の変更、住宅系用途地域の道路斜線緩和〕
1997年	平成9年	かながわ都市マスタープラン及びかながわ交通計画改定 かながわ新総合計画21策定 第4回線引き見直し告示	都市計画法、建築基準法改正〔高層住居誘導地区の導入、共同住宅の廊下階段部分を容積率算定から除外〕
1998年	平成10年		21世紀国土のランドデザイン策定 〔まちづくり三法〕公布〔中心市街地活性化法、大店立地法(2000(平成12)年施行)、都市計画法改正〕 特定非営利活動促進法(NPO法)公布 市町村合併特例法公布 都市計画法、建築基準法改正〔特別用途地区の法定類型を廃止し、自治体が類型・規制内容を決定、市街化調整区域における地区計画制度の拡充〕
1999年	平成11年		〔地方分権一括法〕公布(2000(平成12)年施行) 都市計画法、建築基準法改正〔地方分権一括法による改正、機関委任事務の廃止〕 第5次首都圏整備計画策定
2000年	平成12年		都市計画法改正〔都市計画に関するマスタープランの拡充など〕
2001年	平成13年	第5回線引き見直し告示(横浜市、川崎市以外)	
2002年	平成14年		都市再生特別措置法公布 都市計画法、建築基準法改正〔地区計画制度の再編、特例容積率適用地域の導入、都市計画提案制度の創設〕
2003年	平成15年	第5回線引き見直し告示(横浜市、川崎市) かながわ都市マスタープラン・地域別計画策定	美しい国づくり政策大綱公表 地方自治法改正〔指定管理者制度創設〕 都市計画法、建築基準法改正〔特定防災街区整備地区の創設等〕
2004年	平成16年	神奈川力構想・プロジェクト51策定	〔景観緑三法〕公布(2005(平成17)年全面施行)〔景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律〕 市町村の合併の特例等に関する法律公布(2005(平成17)年施行)
2005年	平成17年	かながわ都市マスタープラン改訂及びかながわ交通計画追録版作成	地域再生法公布
2006年	平成18年		まちづくり三法改定〔中心市街地活性化法、都市計画法改定〔準都市計画区域の拡充、開発許可制度の見直し〕〕 地方分権改革推進法公布(2007(平成19)年施行、2010(平成22)年失効)
2007年	平成19年	神奈川力構想・基本構想及び神奈川力構想・実施計画策定 かながわ都市マスタープラン改定及びかながわ交通計画改定	建築基準法改正〔構造計適合性判定制度、法定審査期間の延長〕
2009年	平成21年	第6回線引き見直し告示(横浜市ほか5市町以外)	
2010年	平成22年	第6回線引き見直し告示(横浜市、平塚市、茅ヶ崎市・寒川町、相模原市(旧津久井3町を除く)、伊勢原市) かながわ都市マスタープラン・地域別計画 改定	地域主権戦略大綱の閣議決定
2012年	平成24年	「かながわランドデザイン 基本構想」及び「かながわランドデザイン 実施計画」を決定	

*法律の施行年は、公布・施行の異なるものみ括弧書きで付記
かながわの都市計画のあらまし平成27年度(神奈川県都市計画課)、法令データベース(総務省HP)他より

2 都市計画基礎調査について

本書の内容の多くは、「都市計画基礎調査」のデータを基にしています。

この調査は、都市計画分野の「国勢調査」といわれるもので、1968（昭和 43）年の都市計画法の全面改正によって制度化され、都市計画法第 6 条に規定されています。都市の現況や都市化の動向を的確に把握するため、全国の都道府県で、都市計画区域を対象におおむね 5 年ごとに実施されています。土地利用や建物、都市施設の状況を詳細に調査したもので、都市計画の決定をはじめ、まちづくりを進める上での基礎的なデータを提供する重要な調査です。また、都市計画分野に限らず、防災や環境など県民の生活に関わ

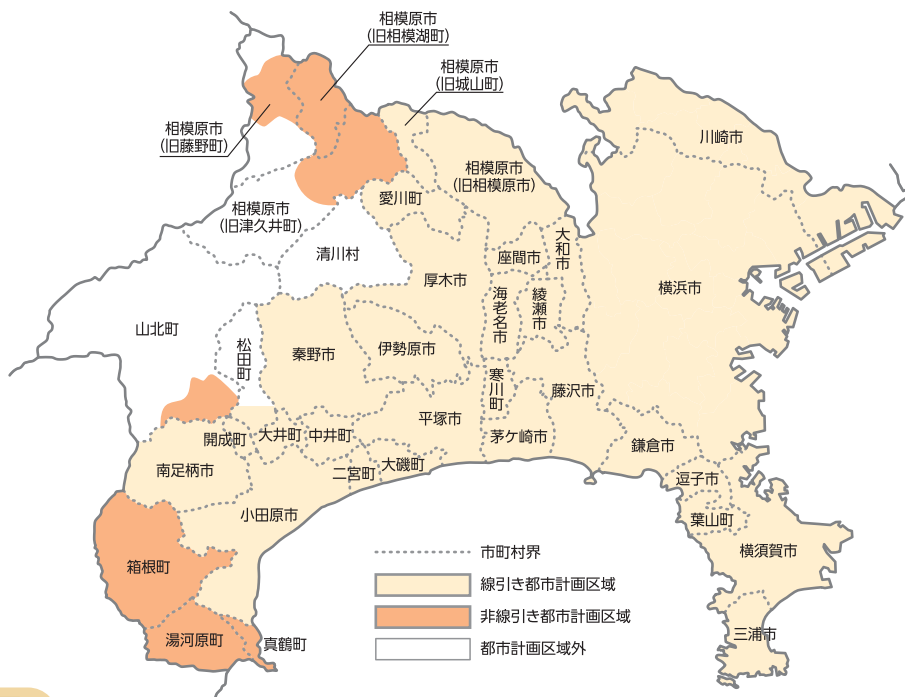
る様々な分野における活用が期待されます。

調査項目は、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などで、法令に示されていますが、各都市の地域特性に応じて定めることができるため、全国一律とはなっていません。神奈川県では、より高精度な調査を行うことで十分なデータを得られるとの考えから、詳細かつ広範囲な調査を行っています。

本書では、2010（平成 22）年度を基準として実施した調査の結果をまとめた「神奈川県都市計画基礎調査解析報告書【2015（平成 27）年 3 月】」を使用しています。

(1) 調査対象地区

都市計画法によって、調査対象地域は都市計画区域内とされていますが、神奈川県では、土地利用、建物など一部の項目については県全域で調査を実施しています。



かながわの都市計画のあらまし 平成 27 年度（神奈川県都市計画課）より

(2) 調査区

調査単位は、町丁目に対応した小ゾーン（8,398 ゾーン）をもとにし、大・中・小のゾーン区分を設定しています。また、小ゾーン内を用途地域単位でさらに細かく分割した細ゾーンを設定し、より詳細な現況把握を行っています。

ゾーン界

調査区	ゾーン数	対象	平均面積
大ゾーン	213	昭和20～30年代の町村合併前の旧町村界を基本とする。政令指定都市では区を大ゾーンとする。	約 1,134ha
中ゾーン	1,631	住居表示実施区域は旧大字を、未実施区域では大字を基本とする。	約 148ha
小ゾーン	8,398	町丁目及び線引き界を基本とする。	約 29ha
細ゾーン	18,042	小ゾーン内の用途地域界を基本とする。	約 13ha

3 市町村基礎データ

市町村の 名前	人口・世帯		面積				市町村施行日・合体日	
	人口 (人)	世帯数 (世帯数)	行政区域 面積 (km ²)	都市計画 区域面積 (ha)	市街化 区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)		
横浜市	3,719,589	1,646,676	437.49	43,579	33,119	10,460	明治22年 4月 1日	市制施行
川崎市	1,473,658	697,792	143.00	14,435	12,726	1,709	大正13年 7月 1日	市制施行
相模原市	723,884	319,646	328.66	21,705	6,820	4,208	昭和29年11月20日	市制施行
横須賀市	404,293	166,202	100.83	10,068	6,623	3,445	明治40年 2月15日	市制施行
平塚市	256,347	107,042	67.82	6,788	3,086	3,702	昭和 7年 4月 1日	市制施行
鎌倉市	173,000	73,834	39.66	3,953	2,569	1,384	昭和14年11月 3日	市制施行
藤沢市	422,305	183,048	69.57	6,951	4,709	2,242	昭和15年10月 1日	市制施行
小田原市	194,190	80,830	113.79	11,406	2,797	8,609	昭和15年12月20日	市制施行
茅ヶ崎市	238,629	98,622	35.70	3,576	2,213	1,363	昭和22年10月 1日	市制施行
逗子市	57,590	24,292	17.28	1,734	832	902	昭和29年 4月15日	市制施行
三浦市	45,154	17,771	32.05	3,144	729	2,415	昭和30年 1月 1日	合体 (市制施行) 三崎町、南下浦町、初声村
秦野市	168,072	71,741	103.76	10,361	2,438	7,923	昭和30年 1月 1日	合体 (市制施行) 秦野町、南秦野町、東秦野村、北秦野村
厚木市	225,331	97,386	93.84	9,383	3,173	6,210	昭和30年 2月 1日	合体 (市制施行) 厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村、玉川村
大和市	233,280	102,730	27.09	2,706	2,007	699	昭和34年 2月 1日	市制施行
伊勢原市	101,439	43,445	55.56	5,552	1,179	4,373	昭和46年 3月 1日	市制施行
海老名市	129,797	53,378	26.59	2,648	1,424	1,224	昭和46年11月 1日	市制施行
座間市	129,060	56,101	17.57	1,758	1,253	505	昭和46年11月 1日	市制施行
南足柄市	43,159	16,429	77.12	7,693	717	6,976	昭和47年 4月 1日	市制施行
綾瀬市	83,837	33,293	22.14	2,228	1,028	1,200	昭和53年11月 1日	市制施行
葉山町	32,385	12,702	17.04	1,706	513	1,193	大正14年 1月 1日	町制施行
寒川町	47,687	19,050	13.34	1,342	698	644	昭和15年11月 1日	町制施行
大磯町	32,434	12,994	17.18	1,723	548	1,175	昭和29年12月 1日	合体 大磯町、国府町
二宮町	28,479	11,523	9.08	908	434	474	昭和10年11月 3日	町制施行
中井町	9,687	3,420	19.99	2,002	225	1,777	昭和33年12月 1日	町制施行
大井町	17,189	6,481	14.38	1,441	325	1,116	昭和31年 4月 1日	合体 相和村、金田村、曾我村大字上大井、西大井
松田町	11,233	4,535	37.75	571	198	373	昭和30年 4月 1日	合体 松田町、寄村
山北町	10,785	3,973	224.61	2,153	-	-	昭和30年 2月 1日	合体 三保村、清水村、共和村、山北町
開成町	17,079	6,332	6.55	656	284	372	昭和30年 2月 1日	合体 (町制施行) 酒田村、吉田島村
箱根町	12,835	7,037	92.86	9,282	-	-	昭和29年 1月 1日	合体 箱根町、元箱根村、芦之湯村
真鶴町	7,440	3,155	7.04	702	-	-	昭和31年 9月30日	合体 真鶴町、岩村
湯河原町	25,399	11,054	40.97	4,099	-	-	昭和30年 4月 1日	合体 福浦村、吉浜町、湯河原町
愛川町	40,098	16,284	34.28	3,429	864	2,565	昭和30年 1月15日	合体 愛川町、中津村
清川村	3,218	1,148	71.24	-	-	-	昭和31年 9月30日	合体 煤ヶ谷村、宮ヶ瀬村
神奈川県	9,118,562	4,009,946	2,415.83	199,682	93,531	79,238		

●人口・世帯は「神奈川県人口統計調査結果平成27年9月1日現在(神奈川県)」行政面積は「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」その他の面積は「かながわの都市計画のあらし平成 27 年度(神奈川県都市計画課)」

図説 かながわのまち解体新書

2016(平成28)年3月発行

神奈川県県土整備局都市部都市計画課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話 (045) 210-1111(代表)

本書の内容の無断使用、転載を禁じます。
本書を引用、使用する場合は、次のように出典を明記してください。
「図説 かながわのまち解体新書 2016(平成28)年 神奈川県都市計画課」

図説
かながわのまち解体新書



神奈川県

県土整備局都市部都市計画課
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111(代表)